

○三原委員長 速記をやめて。

(速記中止)

○三原委員長 速記を始めて。

○永末委員 それでは、大蔵省が参りましたらその点何うことといたしまして、厚生省の援護局が来ておると思います。もしこの船体を爆破して処分をするプランが実行されますと、一万トン巡洋艦は、私も乗っておりますからよく知っておりますが、そう強いものではございませんから、船はばらばらになります。したがって、なお艦内にあると思われる遺体は飛散するわけであります。これらについて、この新聞の伝えるところによりまして、スクラップ業者から、日本政府が補償してくれるならば遺体収集が済むまで爆破を待つてもよいがと言っているが、厚生省援護局は早急にはとも無理、こう言っているの伝えられておりますが、この間の事情を御説明願いたい。

○横溝説明員 お答えいたします。

先生御質問のとおり、重巡「那智」は一九年十一月五日にマニラ湾内で敵の雷撃機のために大きな火に焼けて沈没したわけでございます。戦死者は艦長以下七百八十名を数えてございまして、今回新聞にこれを引き揚げるといふような報道がなされたわけでございますが、私どもとしては、この報道内容に対して事前に承知しておりませんでしたので、どのような計画でどう事が進むか等につきまして、関係各省と連絡をとりながら至急現地の大使館に調査をお願いいたしたい、それによって自後どういふ措置がとれるのかを検討いたしたい、こういうふうと考えております。

○永末委員 あなたのお話の中に、敵の雷撃機を受けて船体が大きな火になった、大きな火になりにやしませんよ。私どもの船もじゃんじやんやられましたけれども、大きな火になりませんから生きておるのでございます。したがって、実情をよくお調べ願うとともに、すでに一度あなたのように業者から連絡があったような報道でございしますが、あなた覚えないですか。

○横溝説明員 ありません。

○永末委員 覚えがないというので、しようがないというのでございしますが、大蔵省が参りましたから、含めてもう一度この時間中に質問いたしたいと思ひます。

さて、山中防衛庁長官御新任でございしますが、古い話は古い話でございしますが、過去の日本の国防を考へるにあたりましては、過去にあったものに対して一体いまの日本がどういふ考え方を持っておるかということ、未来にわたつてこの国の防衛の第一線に立つ者に非常に大きな影響を与える問題でございまして、この「那智」の問題にいたしまして、私はあのとき戦場におりまして、この「那智」が沈みましたあと、アメリカの空軍機は海上に浮いている者を反覆攻撃をしたと伝えられ、切齒扼腕いたしました記憶がございします。しかし、私どもの経験によれば、この艦内にはたくさんの遺骨があるはずでございまして、やはり手を尽くして遺骨を収集し、そのあとで艦体を処分されることであつてもいいかと思ひますけれども、アメリカの業者ができることを日本の業者ができないことはないし、もしそれが採算上合わないのなら、政府はやはり遺骨収集の点については国民に訴えて、税金を使つても遺骨をちゃんと収集する、この手段を尽くすべきだと思ひます。

御見解を御披露願ひたい。

○山中防衛大臣 実際の予算及びその作業は厚生省で行なつてゐることは事実でありますから、ただいまの厚生省の課長の答弁では、まだ事実関係を確認してないといふことでありますけれども、事実が確認されたならば、私自身もやはり、これは広く散らばつておる遺骨の収集と艦体を異にいたしましたとして、一艦艇の中に残存する遺体を収容するわけでありまして、落札業者の了解がとれれば済んだ事業ではありませんので、そういうことは国家の義務として当然行なわれてしかるべきだ、そのように考えます。

○永末委員 いまの山中長官のお話、まことに意を得たものがございしました。私の乗つておりました「摩耶」が同じような運命になったときに、政府も知らない、だれも知らないでわが船を爆破されるなんということがあるのは、黙つて見ておれぬ問題であります。それと同じような条件の人がおるのでありますから、どうぞひとつ、所管は違ひましようが、わが国の防衛のために心しなければならぬ一つの事柄だということをお頭に置き願ひたいと思ひます。

さて、わが国の防衛体制を考えます場合に、有事即応であるかどうかを過般の予算委員会や質問をいたしました。山中長官は、わが国の自衛隊は有事即応体制にあるべきだと思ひます。

○山中防衛大臣 憲法及び自衛隊法の定められた範囲内における有事即応というものは、すなわち専守防衛という立場で、私たちの国家の独立、そして平和、民族の生命、財産、そういうものを保護する義務を完全に遂行しなければならぬ義務があると考えておりますから、その意味においては、専守防衛の範囲内において有事即応の体制をとらなければならぬ義務がある。しかしながら、定員の人員充足等の問題において、その能力において万全であるかといへば、まだ足りない点があるように見受けられる点も、これは事実であると思ひます。

○永末委員 長官の御答弁中に、有事即応すなわち専守防衛といふことがございしましたが、概念的に關係ございしません、これは、専守防衛と政府がいわれておるのは、防衛の基本の話でございまして、有事即応といふのは、それが発動するしかたの体制の組み方の問題でございまして、それは違ひるのでございします。

それは別といたしまして、四次防衛なるものを政府は決定したといふことであります。しかし防衛力整備計画が、その終末期において、これこれこれの兵器、あるいはまたそういう力を備えようという目標を立てます。そういう防衛力整備計画とおっしゃつたからお伺ひするのであります、關係はいかがですか。

○久保政府委員 本来、防衛力というものは有事即応であるべきであるといふことは、予算委員会におきまして田中総理もおっしゃつたわけでありますが、ただ、現在の四次防衛の中では、これは必ずしも全般的に有事即応の体制になつておりません。これはやはり、国際情勢の認識の問題、その評価の問題、そしてまた、一定の経費ワツクの中で今日の四次防衛期間になすべき重点が何であるかといふことの評価の問題、そういうことにかかわつてくるかと思ひますが、いずれにせよ、四次防衛の中では有事即応にすることが望ましいのであり、また、それだけの経費的な、あるいは人的に申せば能力的な面が欠けている、そういうことのためにいまのような状況になつておるといふわけであります。

○永末委員 はなはだ異なことを承るのでございまして、国際環境が変化をしてこない限り、いまの状態では有事即応になつていくともいい、いまがごとき御発言でございしますが、それならば、国際環境が変化した場合に有事即応にしなければならぬ、こう受け取られるわけですね。

そうだといたしますと、先ほど長官は、有事即応を考へる場合には、定員との問題もこれありといふ御発言でございました。私はその前に、有事即応といふのは、人間と兵器——兵器の中には、武器もございまして、運搬道具、発射道具もございまして、それに詰められる弾薬等の破壊の物体もございまして、そういうものがちゃんと整えられておる状態が有事即応だと思ひわけでございまして、それにはまだ非常に距離がある、距離があつてもいいんだ、こういうお考えですか。

○久保政府委員 距離があつてもよろしいとは申しませんが、これは、いかなる情勢にありましても、本来を申せば防衛力というものは有事即応であるべきである。しかしながら、今日の国際、国内情勢からしまして、人員の充実、あるいは相当の経費を食ひます弾薬、それから装備の面

からいいますと、いわゆる抗たん性、たとえば防空能力を基地等についてつけるといったような面を充実しますと相当の経費を要するわけで、いろいろな無理をしてもそれを充実すべきときであるかと申しますと、そこに国際関係というものが出てくるわけであります。国際関係がある程度緊張しているというような時期であれば、国内関係のいろいろの無理を押ししてもそういうものの充実に当たるべきでありましようけれども、今日のような比較的平和的な見通しの強いときにおきましては、その有事即応の達成される時点を将来に置きまして、今日においては要員の訓練、教育、そういったところに重点を置いて防衛力の整備を進めるといふことも一つの考え方ではないか。四次防はそういう考え方に基づいているわけであります。

○永末委員 国際環境の変化のこととはあとで伺うとして、先ほど長官は、定員との関係で有事即応体制がいまだという意味の御発言があったと思ひます。私は定員より前に現員のほうが問題ではないかと思ひます。

そこで伺ひたいのは、まず陸上自衛隊から伺ひますが、陸上自衛隊の欠員というのはどれくらいになっておりますか。総体の数は承知しておりますから、たとえば普通科連隊においてはどのような形になっておるのか伺ひたい。

○久保政府委員 普通科連隊におきましては、一つの例を申し上げますと、これは十七普通科連隊の例であります。六十七%、大体平均して七〇%前後ぐらいになっております。なお、普通科中隊の場合ですと充足率が六五%ぐらいということでありま。

○永末委員 ただいま十七普通科連隊の場合を例としてお取り上げになりました。さて、さらさらと六七%の充足率であるとか、あるいはまた普通科中隊の場合六五%程度であるとかという話がございまして、先ほど、要するに要員の教育、訓練にこそしんでおる、こういうのでございしますが、その普通科中隊の場合、六五%の充足率では一体

小隊編成はちゃんとできるのですか。

○久保政府委員 もちろん十分はできませんで、普通科中隊の小隊が四個小隊の編成でありますけれども、これは訓練の関係上三個小隊にも四個小隊にも編成できますが、かりに四個小隊を編成いたしますと、本来一個小隊は三個班からならねばならないのですけれども、それが二個班しかできない。しかも一個班は本来十一名の定員でありまして、一個班の定員が七名でしかない。また三個小隊を編成いたします場合には三個班編成いたしますが、その場合でもやはり充員は七名である。ただしこの七名というのは一個班についての最低限である。これを欠けると訓練も實際上できない。

そこで私も、必ずしも教育、訓練として人員の面では十分とは思ひませんが、一個班七名を確保し、そして一個中隊を運用する場合に四個小隊が必要な場合には、いま言いましたように二個班編成を行ない、三個小隊で何とかやれるという場合には三個班で運用するというような、実際の訓練に應じた編成をそのときそのときに応じて行なっております。編成と申しますよりも隊の編成であります。

○永末委員 中隊だけをとりますと、ある場合には小隊が四個小隊であったり三個小隊であったり、またその小隊が三個班であったり二個班であったりということ、訓練しているような気になります。しかしこれが、たとえば連隊全部あるいは師団全部である演習を行なうとする場合には、その師団が受け持つ正面幅というものがあつてございまして、昔と戦闘様式は変わらねばならぬと思ひますが、その場合に、明らかに三割五分も欠員があるという場合に、一体それは、連隊全部のフロントあるいは師団全部の受け持つ正面幅ということを考える場合に、訓練になるのですか。

○久保政府委員 もちろん充員の面から見まして十分な訓練ではございせん。したがひまして、実際の運用の場合には、たとえば一個連隊をフル

に編成をして訓練をすべきであるというときには、隣の連隊から部隊を借りてくるというようなやり方をやります。そしてまた、一個師団の中で三個連隊もしくは四個連隊として当然運用しなればならないわけでありまして、その場合には欠員が生じておりますので、おっしゃったような正面幅の欠陥というものも出てまいります。そこで、場合によつては、連隊の部隊を充実する関係上、對抗部隊でありますとか、あるいは連携をする部隊、あるいは予備部隊というものは、きわめて小規模の、言うならば仮設的な部隊にしまして、そして特定の部隊に重点を置いて訓練をするというやうなことになるざるを得ないというのが実情であります。

○永末委員 訓練の場合には隣の部隊から借りられますけれども、実際の場合には隣の部隊はおりませんわね。どこか借りるつもりですか。借りられないといふことは、これはいまの状態では有事即応といふことにはなつていない。ならなくともいふというなら別ですよ。しかし、そういう状態でありたいといふのが内閣総理大臣、総指揮者の発言でございまして、そういういたしますと、いまのやうなことが有事即応体制だとはどう見えて見えませんがね。長官はどう見られますか、いまの答弁をお聞きになつて。

○山中国務大臣 私が先ほど申し上げましたことにも関係がありますが、定員の問題と言つたのではなくて、定員充足率の問題ということをお申し上げておるはずであります。

その充足率の問題が、ただいま防衛局長が答弁いたしましたように、現実の運用面においては、演習はもちろんのこと、これは仮の想定としても、実際の戦闘行為というやうなものを想定した場合には、戦闘行為というものは、戦闘遂行能力において多大の支障を来しておる状態である、このことは私もきわめて遺憾に思ひます。

○永末委員 特科連隊、これは大きな破壊力を持った兵器でございまして、これらにつきましてもきわめて充足率は悪いのでございまして、その

悪いところがどこにしま寄せになつてゐるのですか、伺ひたい。

○久保政府委員 特科連隊をとつてみますと、一つの連隊、これはほかの連隊もほぼ類似の数字でございまして、第六特科連隊、これは郡山でありますけれども、六六%ぐらいになつております。大体七〇%足らずというのが普通であります。が、この中でしま寄せがまゐつておりますのは、現実の射撃中隊、それから特科大隊の中での、たとえば百五ミリのりゅう弾砲といったやうなところのやうです。どうしても本部とかあるいは管理中隊などに、この特科連隊の中では重点を置いてゐる関係上、そういったところにしま寄せがまゐつております。

○永末委員 射撃中隊というのは、第一線に砲を並べて撃つ中隊だと思ひますがね。それにそのしま寄せがきておる、人間が足らぬ、こうなりまして、その中隊で実際に砲を撃つ場合にどういふことをしておるのですか。

○久保政府委員 この射撃中隊の中に砲班がございまして、たとえば一門について十一名の者が照準手、それから砲を運搬する者、射撃手、それから班長といったやうな者がございまして、けれども、そのうちで、いわゆるたま運びといふ四名を欠員にいたしております。したがつて訓練の場合に、あらかじめ砲のそばにたまを積んでおきますと、そのたまが結構限りは一応連続発射ができるわけでありまして、たまがなくなりますると、たま運びがおらないわけでありまして、一応射撃を中止をして、またたまを集めなければならぬといふことで、まあ射撃そのものはできませんけれども、連続的な、実戦的な戦闘といふものはやりにくいという面はございまして、

○永末委員 たま運びがいなければ大砲は無用の長物でございまして、大砲は役に立たぬ。たまが届くから役に立つ。たま運びはどういう位の人ですか。

○久保政府委員 陸士であります。

○永末委員 それでは、先ほどの普通科連隊の欠

員の場合にも班編成までしわ寄せがきまして、そこでなかなか人がいない、こういうことでございまして、士でございましょうね、おられないのは。

○久保政府委員 さようであります。

○永末委員 もう一つ、戦車大隊は充足しておりますか。

○久保政府委員 戦車大隊は普通科と特科と若干例が異なっております。と申しますのは、普通科の場合も特科の場合も、装備は大体一〇〇%充足されておりますけれども、戦車大隊の場合は、ほぼ七割程度しか戦車が充足されておられません。したがって、戦車大隊の一つの例をとってみますと、七五%というのが充足であります。これは大隊全体の編成としましてはもちろん不足をいたします。戦車が足りない、それに応ずる人が足りないということでありまして、しかしその大隊が装備しております車両については十分人を確保できておるといのが実情であります。

○永末委員 三次防は終わったのでございまして、三次防においてちゃんと戦車をこれだけ買いたいという計画を立てられた。その戦車は目標どおり買われたのかどうか。そうしますと、それに見合う人員がいまのように充足率が足らぬので、全部戦車に反映されていない、こういうことですが、三次防の戦車はどうだったのですか。

○久保政府委員 四十一年ごろだったかと思えますが、戦車が八百七、八十両ぐらいであったのが最高だったと思います。その後漸減をいたしております。四次防ではそれを回復して八百二十両まで持っていくというわけでありまして、いまの充足率の場合には、その戦車の数に見合っ

て充足をいたしておりますので、普通科の場合と違いまして、戦車の場合は一応経費に見合っ

ておるといことになっております。

○永末委員 これはおかしいと思われ

ません。ともかく三次防のときに、これこれの戦車が必要だ、それに要する定員はこれこれだということ、いろいろな経緯がございしましたが、ともかくこの防衛二法、特に定員につきましては逐次増員をされてきたわけですね。いまお話を伺いますと、いや実はいま七割ぐらいしか充足率がな

いだけども、戦車も足らぬのであるからとんとんでよろしい。どっちかです。どっちが

うことですが、そうしますと、三次防の計画とい

うのは、戦車の数におきましても大体七割程度で

はんとうなんですか。定員が要らなかったのじゃないですか。

○久保政府委員 定員というのは、再々申し上げ

ますように、陸上自衛隊の場合には、本来あるべき姿、整備すべき姿であります。したがって、三次防でも十八万整備すべきものというこ

とに

なっております。したがって戦車の部隊

について、本来あるべき人数が何がい

次は海のことを聞きます。海のことを伺いますに

つけまして、先ほどちょっと話を出しました軍艦

「那智」に戻りまして、大蔵省から人がお見えで

ございまして、大蔵省の国有財産の関係の方に

伺いたいたすが、沈みまして帝国海軍の軍艦は、

あれは国有財産ですか。

○川崎説明員 沈みまして艦船の取り扱いにつ

きまして、公海に沈んでおるものは国有財産と考

えております。相手国の領海に沈んでおるものは

相手国の財産と考えております。公海に沈んでお

りますもので、相手国の部隊によって撃沈せら

れたもので、相手国が所有権を主張したものは相

ましたので、詳細はお答えいたしかねますけれども、おおよその話として、領海に沈んでおるものは相手国のものであるということになっております。

○永末委員 委員長、国会の委員会でおおよその話なんか通りますかね。あれは国民の血税のかたまりでしょう。しかもその沈んだ船には、みんなその当時の海軍の将兵が乗っているわけだ。それをおおよその話で、どこものかわからぬ、そんなことでは審議できませんか。そんなばかな態度がありますかね、ほんとうに。

アメリカ局長においでいただいたけれども、アメリカからいまま、相手方が沈めた艦船について、それはおれのものにしてくれろという要求がございましたか。

○大河原(良)政府委員 私が承知しております限り、最近ではそういうことはございません。

○永末委員 昔ありましたか。

○大河原(良)政府委員 古いことにつきましまして、ちょっと記憶を持っておりませんけれども、いずれにしても米側とその問題でもめておるといふことはございません。

○永末委員 遺骨の問題は、これはいま、他国の領土で眠っておられる戦死者の方々の遺骨収集が、それぞれの古い戦域に対して行なわれているわけでございます。また日中国交回復に伴いまして、中国における遺骨収集の問題もございまして、しかし、事、海軍になりますと、公海とかいふような状況でございますが、せめて政府は、戦後二十八年もたつて、その艦船の所属そのものすらおおよそわからぬということでは、一体この内閣委員会が真剣になって防衛問題を論議する出発点が誤りじゃないか。委員長、どう思われますか。これは何とかしてくれませんか。

○三原委員長 山中防衛庁長官、ひとつお答え願います。

○永末委員 では山中防衛庁長官、お答え願います。

○山中国務大臣 ちょっと大蔵省からもう少し事

実関係を説明させます。

○川崎説明員 沈没した艦船につきまして、わが国の主張として国有財産であるというものは一応整理いたしまして、大蔵省に帳簿がございまして、これはずっと以前に整理したものでございまして、先ほど所有権がだれのものかという御質問でございまして、わが国のものでないことがはっきりいたしました。何国の所有権であるかというところは、国際法上の問題もございまして、私どもは、うに断定いたしかねる問題があるという意味で申し上げました。

○永末委員 これは防衛二法の審議中に全部やはり明らかにしていただきたい。そうでなければ、これから海のことを聞きたいと思っておりますけれども、そんなものをあいまにいたしましてはきわめて聞く気力も落ちまして、海の守りのことについて真剣になれぬじゃないですか。ほくもその中に入っていたのですよ。自分が死んでおつて、自分の船がどこものかわからぬし、私の骨が爆破されるというようなことで、その片割れみたいな形でしゃべっているのですが、なかなか気力がわきません。これは委員長どうですか。

○三原委員長 委員長において、いま質疑の状態を承っております。政府も、きょうのきょうだったようでございまして、十分の準備をしておらぬようでございまして、あらためてこの問題につきましましては、準備をさせて御回答申し上げます。

○永末委員 それでは、その問題と軍艦「那智」の処分問題については質問を留保いたします。さて海上自衛隊でございますが、海上自衛隊におきましても、表面は充足率が多いように伝えられておりますが、きわめて少ないものがございまして、たとえば砲雷関係、これは砲を撃ち魚雷を放つ、つまり戦艦の正面に立つ人々でございまして、これらの人々の曹、士の充足率はどうなつてい

○久保政府委員 ちょっと曹と士の区分が書いてありませんけれども、現状で申し上げますと、

たとえば対空砲台について見ますと、砲員がそれぞれ四名ずつの欠となっております。これはDDK二千五百トンの船の例であります。それから対潜砲台のところ、これが一名ずつの欠であります。一般に、全般的ではありませんが二直制になっておる。一般に、全般的ではありませんが二直制になっておる。三直制を二直制にしたり、あるいは砲台のところ、やはり陸の場合と同じようなたま運びの要員を、実際の訓練の場合には欠にせざるを得ないというところになっております。

○永末委員 ぼつとしたお答えがございましたが、一つの問題は曹、士の位においてきわめて充足率が悪い。それ以上の充足率はいいほうでございまして、全般的に見ますと陸に比べて海はいいという発表がございしますが、中身を調べますと、曹、士というところが少ないわけでありまして、

さて、もう一つ、いま私は次に聞こうと思つておりました。お答えがございましたが、直を、当直をきわめて詰めてある。大体船が動き出しますと二十四時間勤務でございまして、二人で三直やっておりますものを一人で三直にすることや、あるいは三人で三直やっているものを二人で三直にする。直の人間が少なくなりまして、きわめてその重荷は重くなるわけでございます。これは一日か二日ならいくかもしれません、長期そういう勤務に耐え得るか。人間の体ではこれは耐え得ない。しかもこれらの点について、曹、士の位が非常に少ないということが原因ではなからうかと思ふのですが、どうですか、長期に耐えますか。

○久保政府委員 その点はおっしゃるとおりでありまして、全般的な、特に護衛艦隊の充足率から申しますと、海曹の場合には、平均しまして、これはそんなに悪くございませんが、九六%になつております。しかし反面、これは従来二法案が通過していなかった関係もありまして、海士の場合に五五%になつております。

そこで、海士の仕事を海曹がやるというようなことでの不便、あるいは不満もいろいろあるわけでありまして、特に、いまおっしゃいましたよう

な、三直が二直になるポストがだいぶふえますので、一日、二日ぐらひはともかくとして、長期的な訓練、連続的な訓練というのが非常にやりにくいということが実情でございまして。

○永末委員 ちよいちよい余分なことが出るのですがね。二法案が通過いたしておりません関係もございまして、それは関係ないですよ。私はいま現員のことだけ聞いておるのです。それからもう一つ、あなたが言われましたことをあとで聞きますが、あなたのほうの編成のしかたに問題があると思ふのです。それはあとで聞きますがね。

さて、いまの海の場合でも、いろんな速射砲を船が積んでおりますが、これは全部が全部砲員が配属をされて一〇〇%稼働状態になつておりますか。

○久保政府委員 本来、砲一台について二門ついておりますけれども、それについての充員は、たとえばDDKの場合に総員配置ですと十六人でありまして、現実には総員配置をしましてもこれが十二人になる。それから総員配置でなくて三直でやる場合の配備を行ないますと、二門動かすためには全員で六名必要でありますけれども、現在には三名しか充当できていない。したがって二門のうち一門しか動かないというのが現実であります。

○永末委員 長官、海もたいへんですね。有事即応といつても二門のうち一門しか発射できない。一門は、見ておられるけれども木銃と同じである。昔、三十年前の戦争で、大砲がございせんものから、アメリカの潜水艦が見てびっくりするだろうというところで木銃を積んだことがございまして、それではいけません。

さて、次は空でございまして、空はパイロットなどは一〇〇%おるのかというところ、どうもそうではないらしいのでございまして、パイロットの充足率はどうなつていまして、

○久保政府委員 ちょっと数字はあとでさがしますけれども、これはパイロットにつきましましては、長期的な見通しのもとに、つまり航空機の入つて

くるその機数に見合せて考えておりますので、四次防末には大体所要数が満たされるはずであります。

○永末委員 現有の航空機と現在のパイロットではどういふことになりますか。四次防末には充足といえ、いま充足していないといふことでしょ。そうすると、飛行機はあるけれども飛ばない、こういうことになりませんか。

○久保政府委員 飛行機はものによりまして違いますけれども、たとえば一機当たりパイロットは一・二人養成することになっております。したがって、私が申し上げたのは航空機の全機数のうちで、たとえば、予備機でありますとか、整備所要とか、そういうものを除きまして、第一線機に對して一・二なら一・二をかける、その所要に對して現在のはたしか九十何%だと思ひますけれども、まだ充足されておらない。しかし四次防が過ぎれば一・二という所要数が満たされる、こういうことであります。

○永末委員 通信員はいろいろな配置がございまして、航空自衛隊関係の通信員というのはどういふ充足率になっていきますか。

○久保政府委員 ちよつと手元に資料がございませんで、調べた結果はあとでお知らせいたします。

○永末委員 通信というものは重要な業務でございまして、平時には省略することも可能かもしれませんが、私はそこで定員のことをだんだん伺わねばならぬのですが、定員が配置してあるというのは、それだけ定員が割つて通信が一〇〇%完全に作動する、こういうことだと思ひます。しかし、普通のときの訓練時におきましては、そう忙しい通信量は来るわけでございせんから、まあまあということと通信を削つておられるのかもしれないが、通信なんというものは一朝一夕にして習熟できませんよ。どうするつもりですか。

○久保政府委員 これは、海上自衛隊も航空自衛隊もそうでありまされるけれども、定員管理をやつ

ておりまして、減耗と養成との関係が必ずしも一致いたしません、毎年におきましては。したがって、三次防とか四次防といった長期の計画の中で所要に見合う養成ができるようにということをやつていられるようであります。

○永末委員 やつていられるようだというのはおもしろい答弁でございまして、たとえば、警戒群にいたしましても、高射群にいたしましても、こういうものの通信ですわね。だから通信というものがちゃんとあるかないか。たとえばパージシステムがございまして、マニュアルのものもございまして、通信系統のものが少ないということになりますと、演習のときの目標とか二、三目標ぐらいならいいでしょうが、しかし、わあつと来た場合にどうやってそれを処理するのですかね。その辺のところを一ぺん国民にわかるように説明してください。やつていられるようではわかりませんよ、それは。

○久保政府委員 ようでありますと申しましたのは、一般的な方針を私は知つておりますけれども、数字を確認しておりませんでしたのでそう申し上げたわけでありますが、航空自衛隊の場合に特技が非常に多くありますけれども、その中でたとえば、いまおっしゃいましたナイキのものとか、通信の関係とか、いろいろございまして、ものによりまして、充足の比較的低いもの——御存じのように特技の場合には、上級、中級、それから初級と三つに分かれておりますけれども、初級が当然多くて上級、中級が少くないというのが一般であります。航空自衛隊の場合には、上級者はともかくとして、中級者、つまりまん中辺の実務に当たる人たちがちよつと足りないということ、悪いところでは五〇%、しかしながらいふところでは百數十%というふうな、アンバランスがたいへん目立つわけであります。こういったものは人員養成計画の中では正をしていくべきであると思ひます。

○永末委員 いま陸海空三自衛隊について、どういふところが足らぬのか。足らぬために、兵器は

ございまして、その兵器は一〇〇%稼働状態にはならぬ。そうなりますと、総理大臣の御意向や防衛庁長官の意向がどこにあるとも、なかなかもつてどうも有事即応体制が完備しておるといふ状態ではない。しかもその一つの原因が、いま私は人の面から申し上げましたが、定員はあるけれども充足率が非常に低い、こういうところにあるということだけは明らかにしたところなんです。さてどうやってこれを充足するんでしようかね、長官。

○山中国務大臣 まず基本的には、これは若い青年諸君が入ってくるわけでありまして、青年諸君が自衛隊の存在の意義、そしてそれに対する、自分が進んでいこうという、志願しようとする気持ち、そういうものにさせる自衛隊の存在というものを確立しなければならぬ、これが基本的な姿勢だと思ひますが、客観的な要因としては、高校進学率が八〇%をこえる、あるいは大学進学率が、いて三〇%をこえるというふうな状態も募集を困難にする大きな要因の一つであります。また一方において、日本のように非常に高度の就職達成率が現実には満たされておる国において、しかも経済の発展に伴つて、民間給与、待遇、そういうふうな問題が、なかなか魅力のある、あるいは実質的にそちらのほうが自分たちの進路として選択しやすい環境にありますことも、隊員充足の一番困難な問題の一つであらう。そのようなことを考えておりますので、自衛官の給与の改善、あるいはまた待遇の改善、これはまあ国家公務員法との関連もありますから、その特別な給与体系というものが持てるわけではありませんで、いま防衛庁の中においては、給与に関する研究会というふうなものをもちながら、その給与の面でも考えていきたいということでありまして、基本的にはやはり、青年諸君に魅力のある、自分が進んでいこうという気持ちを持ち得る自衛隊というものを、まずはしっかりと国民の間に理解してもらふ努力が必要であると考えます。

○永末委員 この定員充足率がきわめて悪いとい

うことはいまに始まつたことではございせん。非常に長期間にわたつておるわけでございまして。にもかかわらず、定員のワクを延ばしようといふことが繰り返して行なわれてまいりました。さて長官、いまおっしゃいましたが、青年は自衛隊に魅力を持つてないからこれは充足されないのだと思ひますが、なぜ魅力を持たないのだと思ひますか。

○山中国務大臣 私はやはり、今日の国民生活は一応成長を遂げておりますし、しかも世界各国の中でも、いろいろの物価その他の問題点があるとはいへ、非常に高い国家経済と国民生活、個人所得、そういうものの伸びが著しい。そういう場合において、私たちの今日の繁栄、あるいは生活の安寧、あるいはレジャー時代といわれております楽しい日常生活、こういうものが基本的な脅かされる事態といふものに對して自衛隊は備えてあるわけでありまして、そういうふうな基本的な、個人の生活の豊かさなり、あるいはまた家庭が、一番大切だといふ世論調査等もありますが、大切な家庭を最悪の場合に守るのだという、そういうような存在についての国民の理解というものがなかなか得られにくい。これは一つにはやはり日本が島国であつて、ヨーロッパ各国のように外国と陸続きの国境線を持つていない国であるということ、は、きわめて幸いな条件ではあります。一面において、われわれにいつか不正急迫の事態が起こるかもしれないといふ実感というものを、国民がなかなか理解し得ない、あるいは抱かないというふうな環境にあることも一つの大きな理由だろうと思つております。

○永末委員 長官、私は先ほどから有事即応といふことばを出した理由をここで申し上げたいのですが、いまあなたは、最悪の場合、万一の場合に備えるというのが自衛隊の本務であると申しました。それでしうか。あなたも局長も、いま国際状況はそうではないから、有事即応といふことには少し距離があつても、つとめてそうなるようにしていつておるのが四次防だ、こういう旨の御答弁がございました。それでしうか。私は、

い何かが起こっても、われわれ日本民族はこれをね返す、あるいはがんばり抜くんだという態勢をつくっておくということが、これがわが国の安全を守る一番の力であって、そういうかまがなければ、私は、いま見せかけの平和状態でございませうけれども、われわれの外を取り巻いている力のバランスがぐずれますと何が起るかかわからぬ、こうなると思ふのです。有事即応というのは、なるほど平時的なことばとして最初生まれましてけれども、実はもう少し考え直さなければならぬときになっていゝのではなからうか。

その意味合いで、あなたが長官として自衛隊全体のことをお考えになる場合に、一体どういふかまをしておることがこの平和を保つのか。いままではアメリカとの安保条約があつて、そしてアメリカがソ連と仲よくしておつたりというふうな外のバランスだけで、われわれは何となく何となく防衛力の漸増をやつてきたのかもしれない。しかし、いまわれわれの外ワクが変つてつあるの、変つてつあるときにわれわれが頼むのはわれわれ自身の力でありませう。われわれ自身の力が国民にささえられて、そしてこの力によってただでございませうかというところは国民が知る必要はございませうけれども、そういうものが根柢になつて、われわれとわれわれの周辺諸国との関係もつくられていくのでありまして、そういう転換期が来てる。それをアメリカがベトナム戦争を終結させ、そして同時に、いまワシントンでソ連とアメリカの両方の首脳部の会談が行なわれておるといふような時代の変化も、それをわれわれに要求しておる。

したがって、昭和三十三年につくつたあの国防の基本方針に基づいて防衛力整備計画をやつてこられました、そういう一つの情性のもとでは、新しい青年は自衛隊に魅力を感じなくなつておるといふのが現実に出た結果であり、しかもその結果が、いまの自衛隊の運用についてきわめて大きな障害になつておることはつきり出たてはありませうか。私はその意味合いで、新しい考え、発

想の転換を行なつて、そして日本の防衛のあり方、安全保障のあり方を国民に訴へるということが現政府にない限り、この状態はままだと続くとおもう。長官、どう思われますか。

○山中国務大臣 たいだいの御見解に関する限り私も同感であります。したがつて私は、まず国民が自衛隊の存在を理解し得る最大公約数を求めるための努力をしたい。また政党ごとに、思想あるいはそれらの政策において違つておるところがあつても、少なくとも国民の生命、財産を万一のときに守り、そしてわれわれのこいねがつておる平和な独立国の姿を最悪の場合に守り抜く、その限定された力については了解を賜りたい努力を自分自身はやらなければならぬ、このように考えてこれから進んでいく決意を固めております。

○永末委員 さて、もう一つの問題。いま現状において欠員がある、それがどういふ影響があるかというのを明らかにしてまいつたのでありますけれども、一度自衛隊員になつて退職していつてゐる人があつた。この実情をひとつお知らせ願ひたい。

○高瀬忠政府委員 隊員の退職は、御承知のよう、任期制の隊員につきましては、任期が満了して退職する。それから曹、幹部の隊員につきましては、定年がまひりました後に退職する。それが通常の状態でございませうけれども、実は任期制の隊員の中に任期中途でやめる者がだいたいございませう。大体毎年一万二、三千、そういう数の者が任期中途で退職をいたしております。

○永末委員 一万二、三千というのはたいへんな数ですね。その人々は主として位はどこですか。

○高瀬忠政府委員 土クラスでございませう。

○永末委員 その土クラスの一万二、三千の人を陸海空に分けたらどうなりますか。

○高瀬忠政府委員 四十七年度陸で約九千五百、それから海上自衛隊で二千五百名、航空自衛隊で二千名でございませう。合計約一万三千という数でございませう。

○永末委員 防衛大学校を卒業しても、普通なら

自衛隊に配置されるのですが、行かないでやめてしまふ人もおられます。これは何人ですか。

○大西政府委員 最近の数字を申し上げますと、一年以内にやめる学生の数が過去五カ年間で大体六十人台でございませう。その理由としては、半数が自分の将来に不安を持ち、その他は家庭の事情あるいは身体的な欠陥、大学院に進学をするというふうな理由でございませう。

○永末委員 陸海空の一万三千人の場合、やめていく理由は何でしょうか。

○高瀬忠政府委員 一人一人の理由を詳細には聞いておりませんが、士、士の任期制の隊員の退職の場合におきまして、入りまして任期の途中で、入りましてけれども自衛隊の生活がどうも自分の性格に合わないというふうな理由でやめる者が非常に多いというところをございまして、入りましてからそれに対処するあれとして、きめのこまかい、いろいろな自衛隊になれるまでの間の教育、訓練をしていかなくちやいかぬということを考えております。それで、ある程度の期間、たとえば半年以上過ぎますと定着いたしまして、それから後はずっとまじめに勤務するといふような実情でございまして、どうも当初、一般の社会における生活と自衛隊の生活、その間におけるふなれといひますか、そういう事情から来るのが理由であるといふふう、私もいろいろの機会に調査いたしておるけれども、そういうことだらうと考えております。

○永末委員 自衛隊の生活が性格に合わないといふような話でございまして、それは募集する場合に違つたイメージを与えるから、違つたイメージを持つて自衛隊に入つてくる。そうすると、自分のイメージと違つてくるから、こういうことではないか。違ひますか。

○高瀬忠政府委員 自衛隊に入ります前の募集広報、宣伝等におきましては、できるだけ自衛隊の実態を正しく教へまして、そして入つていただくわけにございませうけれども、どうも当初の間におきまして、規律正しい生活になれ切らぬとい

うような事情にある者が出てまいるわけにございませう。

○永末委員 それは自衛隊のせいなんですか。本人のせいなんですか。どう判断しておられますか。

○高瀬忠政府委員 これは両方のせいではなからうかというふうな考えでございませう。自衛隊の中におけるいろいろな生活環境につきまして、一般の家庭で生活するのと違ひますから、そういうた営舎内で居住をするといふ場合におけるいろいろな生活環境の改善、明朗な生活環境をつくるというふうなことで、一応われわれのところでも反省をいたしまして、そういう改訂を今後期してまいります。これは非常に防衛庁にとりましても大事なことでございませうと考えております。

○永末委員 生活環境の改善といひましたが、昔の徴兵制度による兵営と違ふのですから、薄暗い感じで、何かきつた感じがしておつたら、それはいけませんわね。しかし問題は、各地方連絡部の人は一生懸命募集に努力してございませうけれども、違つたイメージを与えれば、それはそういう気になるのであつて、あなたは両方のせいだと言つても、これは一方的に自衛隊、防衛庁のせいだと覚悟しなければならぬ。相手方のせいじゃありません。山中長官そう思われますか。募集をしているのも防衛庁でしょう。そしてそれがあつたイメージを与えて、それによつて、入られる隊員の方々はあつたことを考へて入つてくる。ところが半年足らずでこれだけ多量の人々がやめていく。相手方の原因があるでしようか。あるとするならば、相手方の原因と思ふものを防衛庁はちゃんと調査をして、そしてな

いようなイメージを相手に与えて得心の上で入つてもらふ、これがほんとうでありませうか。どう思われますか、この点。

○山中国務大臣 そのとおりだと思いますし、自衛隊のほうの全部が責任だぞという、これは心がまえの上ではさうでなければならぬと思ひます

が、いまの青年諸君の全般の生活環境の中から考へて、自衛隊の大体の募集要項等について、面接などもしながら、まあこの程度ならばやっていると、あるいはないかと思つて来た諸君でも、やはり隊内居住と申しますか、あるいは規律正しい日常を一日のきちんとしたスケジュールに従つてこなさなければならぬ。体力的にもきつたところもありましよう。そういうような意味で、やはりこんな窮屈なところははやだという青年が出てくることも、現在の世情では、普通一般にそういう社会がないわけでありまして、ちやうど相模部屋に夢を抱いて入つてきた青年たちが、やはりけいこの苦しさに耐えかねてやめていくのも協会の一つの悩みのようなものであります。相模と自衛隊と一緒にしませんが、心理的な若者の規律、集団訓練、こういうものになじむ場合には、なかなかそこらところのむずかしい面がある。この点は私も、人の責任だという顔はしませんが、十分そこらに対応するあり方というものは考へる必要がある、そう思います。

○永末委員 長官、相模に入門する人は全部が全部、横綱になれるという期待、可能性を持つておるわけですね。ところが士の位で入隊してくる隊員の方は将になることできませんね、制度的に違つてしやうね、それは。

ただし、この募集の問題、非常に重要な問題でございますので、労働省の方来ておられますから、今後十年間、自衛隊に入る青年とちやうど同じ条件の人々がどういう就業状況になつていくかということ、ひとつ御見解を明らかにしていただきたい。

○閣説明員 私ども雇用基本計画という五カ年計画をつくりまして、それに基づいて政策を行つておりまして、その雇用基本計画で、四十七年から始まる五カ年の新規に学校を卒業して就業する者の数を推計いたしております。それによりまして、中学、高校、大学等、新規に学校を卒業して就業する者は四十七年の三月卒で約百九万人でございまして、五十一年三月卒で百五万人にまで

減少いたします。その後の十年間というお話でございますが、その後につきましてはまだ確たる見通しを立てておりませんが、その後は若干ふえまして百七、八万人くらい、百十万人をちよつと下回る程度で推移するのではなからうかと思つております。

一方、こういった若い人に対します需要は非常に強いものがございまして、四十七年の三月卒の求人倍率を申し上げますと、中学卒業で五・五倍、それから高卒で三・二倍でございます。今後ともこういった需給の逼迫は続いていくものというふうに見込んでおります。

○永末委員 いま話がございまして、中卒で五・五倍、つまり引く手あまた。わが国の経済が構造が変わりましようけれども、失業者が町に、ちまたにあふれるということはないと思うのです。出生率もだんだん下がつていく。そうなりまして、このさなかで隊員を大量に募集するということはきわめて困難な仕事になりますね。対策ございませうか。

○高瀬(忠)政府委員 おつしやるとおり、自衛官の募集は楽ではございません。したがしまして、この募集のための広報、宣伝その他、国民の理解を得る等のいろいろな手段を講じますけれども、そのほかに、先ほど申しました中途で退職する退職者の数を減らすというやうなことで、一方では募集をし、一方では退職者の数を減らすというやうなことでこの充足をはかつていくやうなことでございませう。

それにはどんなことを考へているかということでございますけれども、先ほど大臣からもお話がございましたが、とにかく自衛隊の魅力化といひますか、隊内生活における魅力化、明朗で快活な生活ができるやうなことで、四次防におきましては、特にそれを重点にしたいでございまして、たとえば隊舎の改善、隊舎の中の面積を広くいたしまして、一段ベッド化にしまして快適な生活をさせるとか、あるいは曹クラスをできるだけ兵舎の外に生活せしめる。その場合におきまし

ても公務員の宿舎を充実する。それから隊内におけるその他のいろいろな図書室とか、あるいは娯楽室とか、そういったものを充実する、あるいは一方におきましては、若い隊員の心理といひますか、隊員は一体どういふことを望むかといふやうなことをいろいろ検討いたしまして、たとえばアメリカあたりでもやつておりますけれども、雑作業……。

○永末委員 簡単にいいですよ、その内容は。高瀬(忠)政府委員 草むしりとか、そういったものはやめさせる。いろいろ改善の施策をしまして魅力ある自衛隊をつくらうということで、処遇改善、環境改善といふことに努力いたしたいと考へております。

○永末委員 一たん隊員になられた方に対していろいろ配慮するのは、これは当然のことでございますから、これはやつていただかなかちやなりませんが、とにかくにも募集をなくちやならぬといふので、各地方の地連は一生懸命やつております。しかし、十分なインフレーションを与えないでやつたのでは、幾ら人を集めましてもいなくなるのでございませう。

こういう話を聞いたのです。昨年の秋であつたかと思ひますが、新潟市の精神病院へ地連の人が一生懸命募集に行きまして、それで軽快者、もう大体これでおりましたという人を、ある病院から四名も応募せしめて入隊せしめたという話があるのです。これは事実ですか。

○高瀬(忠)政府委員 ただいまお話しした精神病院の患者を入隊させた話は聞いておりませんが、自衛隊の採用におきましては、試験をやりますので、学料試験、身体検査、それから適性検査等を行ないますので、そういう条件にはまらぬ者は事実採用しないといふことになっておりますので、精神病患者をとつたといふことにはならないといふふうに考へております。

○永末委員 よくわからぬやうな御答弁でございしますが、新潟市松浜、松浜精神病院でその事例があつたのです。おかしければ一べんこの委員会では

はつきりと事態を確認してやつていただきたい。定員を増加せし、定員を増加せし、そして内容、減員の充足率はこうである、こゝやつておると言われるが、その募集については無理があるわけである。したがって、労働省があいまいなことを言つておりますから、なかなかむずかしいことは承知しております。だといつて、武器を扱う隊員が精神病院から直通で来たんで困るではありませんか。これ、国民が聞いたらどう思いますか。これははつきりとしたケースでございまして、この病院長にこの委員会に来て聞いていただければわかるし、どの程度の全快の度合いであるか、私は非常に不安を感じる。そこでやらなくといふんじやないか。一度軽快、退院して何年かたつてそれから来られるならいいかもしれませんが、その病院まで行つて話があつて、直通で入隊するといふことは信じられないのです。信じられないけれども事実があるのです。こゝういふことは自衛隊として、防衛庁として十分考へなければならぬ問題、長官、こゝういふ事例をどう思われますか。

○高瀬(忠)政府委員 先ほど申しましたやうに、試験をやりますので採用いたしますので、さやうなことはないと考へますが、事実私、存じませんので、至急調査をいたしましてお答えいたしたいと思ひます。

○山中国務大臣 もしそのやうな事実がかりにあつたといひますと、これは募集のあり方において基本的に認識を誤つてゐる点があると思ひます。こゝういふことは、先ほど来私が申し上げてます、国民の最悪の場合の生命、財産、幸福、安寧、こゝういふものを外敵から守る任務にある自衛隊、その任務にある者が、かりそめにも守るべき相手方を傷つけたら、あるいはそれを逆に破壊したりするやうなことがあつてはならない。しかし、自衛隊も数多い、二十数万の数をかかえておりますから、私、毎日事故報告されておりますけれども、いろいろなエンジントラブルとか、あるいはまた不詳、破壊事件等もときときあるやうであります。こゝういふこともあつてはならないことであ

ります。最初からそういう正常でない状態の者を入隊させるというようなことは、私は初めからとるべき姿勢ではないと思いますので、事実確認は後ほどやりますが、そのようなことは明らかに行き過ぎであり、誤りであって、してはならないことの分野である、そう思います。

○永末委員 この件につきましては、いま大臣から御答弁ございましたから、防衛二法の審議過程において事実関係を明らかにして、今後の募集についての方針をちゃんと委員会として聞いておかなければならぬ問題だと思しますので、委員長におきましては、そのように御承知を願いたいと思います。

○三原委員長 承知いたしました。

○永末委員 さて、いままで定員がございいますが、定員の中における充足率が悪い。その充足率のどこが悪いという問題。それからもう一つは退職者があるという問題。それらの問題について、だからあわてて募集についても無理があるという問題を論じてまいりましたが、国民が普通の常識でもって判断をしてわからないのは、なぜ定員に欠員があるのに定員増をしなげばならぬかということとございまして、その点につきまして私も調べましたが、よくわからぬのでありまして、一体、あなたのほうでつくられております定員規則とか、あるいは、保安隊の組織、編成の訓令ができていようございませうけれども、編成業務訓令であるとか、何とかかとかいろいろな訓令がございませう。末端の、たとえば先ほど陸上自衛隊の場合に例にあげました特科連隊なら特科連隊をとった場合に、その最終的な射撃中隊の中でどういうぐあいに曹と士の配分をして、それをきちんとして定員をやっておるか。それは何を根拠にやっておるか。それがわかったらお知らせ願いたい。

○久保政府委員 曹と士の間に必ずしも絶対的な区画があるわけはございませう。しかしながら、以前と違いまして技術が高度化するにつれて、また隊員の魅力化対策ということも含めまして、漸

次曹のクラスが多くなっているということであり

ます。そこで、定員そのものは、たとえば一門を操作するのについて何名要するという数字が出てまいります。これは、先ほどのたま運びから、射撃手から照準手、それから砲長といったようなことで何名と出てまいります。その中の区分と申しましては、比較的単純な作業は当然士のクラスが参りますが、だんだん高度化するにつれて曹になる。しかし、その中間については士でなければならぬ、曹でなければならぬという面はございせんが、その点についてはやはり隊員の優遇という面も考慮して、曹のワクというものを漸次ふやしているというのがいままでの実情でございませう。

○永末委員 私の伺っているのは、そういうことではないのであって、あなた、定員増を求めているのでしう、法案としては、その定員増をなぜ求めているのだ、欠員があるではないかという質問に対しては、それは一つのますだからというお話。ますというのとはどうなんだろう。つまりすでに大きな箱がございませうが、たんの引き出しみたいなのがちゃんとしまつておつて、ある部隊を編成用で加える場合には、もう一つ引き出しをつけねばならぬという考えなんだ、あなたのほうは、しかし、実際の引き出しをあけてみると、からっぽなんだ。からっぽというのはい過ぎです。八割とか六割しか入っていないわけだ。それならば、新しい引き出しに入れる隊員をこちら側へ、あるいはこっちからこっちへやればよいとわれわれは思うのです。だから、定員とか編成とかいっておるけれども、どういふことなんだ。われわれが目につくのは、国会に上程されるのは、陸上自衛隊なら陸上自衛隊全体として何名であるか。それからわれわれは、あなたのまとめられておる——あなたがまとめたかどうか知りませんが、内外出版というところの本屋でございませうが、訓令において定員関係、編成関係のものを読みますけれども、幾ら読んでも、いまの自衛隊の定員の全体の数、それがきちんとこまかい箱に入られ

れて一切動かしてはならぬというぐあいに私は映らぬ。動かしてならぬと言われるなら、その理由を伺いたい。

○久保政府委員 私どもの説明は、いま先生が言われたようなことでありますが、ところで、六千九百八十八名の二法案の中の定員増というもののうち海上自衛隊と航空自衛隊については、たとえば艦艇あるいは航空機がございませう、艦艇についてはそれぞれのポストについて何名要するというこまかい積算の合計がございませう。そういうものの集計でありませう、航空機につきましては、一機当たり何名。これはパイロットは別にしまして、整備その他を含めて一機当たり何名というこまかい積算がございませう。そういうものの積み上げが出てまいりますので、それをワクといたしまして、訓令の中で定員を割り振るというふうになつております。

海空の場合は、いま言いましたように、詳細な小さなものの積み上げになりますが、御疑問のところは陸上自衛隊であります。したがって約七千名のうち一千名というものは、約二万五千名の陸上自衛隊の欠員があるのになぜ一千名の増員をするのか、それは動かさぬのかという御質問になるわけでありませうが、その場合に私どもは、いま申し上げたように、いま御質問の中に出ましたそれぞれの引き出し、それはすなわち部隊というものでありまして、それぞれの引き出しというものが任務を果たしておるわけで、一つのたすについて、その引き出しがいばいになりますと、もう一つの部隊をほしいという場合には、小だんすを置かないと部隊の編成ができません。編成概念の問題かもしれないけれども、そういうたす部隊を新しくする。たとえば簡単に一個師団を三個連隊といたしますと、その三個連隊にもう一つ部隊がほしいというときには、一個連隊をくずすと一つの師団としての機能を果たせなくなる。ですから三個連隊をそのままにしてもう一つの部隊を設置したい。そのためには部隊のためのワクが必要である。それが陸上自衛隊のワクである、定員である、

こういうことであります。

○永末委員 私どもが伺いたいのは、いまや欠員があることは明らかである。しかもその欠員を充足するについてはきわめて大きな困難がある。といたしますと、いままであなた方が国会にはかつて、定員のワクというものをつくってこられましたが、それが大体実情に即していないのではないかと。それが大体実情に即していないのではないかと。二万数千名の陸上自衛隊の欠員をこれから充足できるのかどうか、この見通しについては、私はきわめて消極的な考えしか持ち得ない。あるいは、もう千名だ、それはそうかもしれないが、慢性的に欠員がある。しかも最初その定員を目ざしてつくった引き出しを動かさないものとしておいて、もう一つ新しい引き出しをつくりたいのだと言われても、それは前の引き出しを整理しなさい。大体あなたの方の考えておる引き出しの立て方自体が間違ではないか。実際にいろいろな努力をしておられて、陸上自衛隊については十五万数千名しか、どうしても出入りがあつてだめだということなら、十五万数千名でもって何ができるかということをお考えになるのがほんとうではなからうか。その作業を捨てておいて、どんなにからっぽになりましても、新しい引き出しをください、ください。こういう要求は、国民の側から見た場合に、何かやるべきことを果たさないうでやっているんじゃないかという感覚にならざるを得ない。いままでできてきた編制は、それぞれの引き出しが任務についておるといふ御説明でございませうが、任務につき得ない状態だということとは、先ほど申し上げたとおりであります。

根本は、欠員充足というのはいふことができるのです。このことを果たしたになつてから、かくのごとく欠員は充足できておる、つまり定員一ぱいである、したがって定員が足らぬのだ、こういふいう事情で久保・カーチス協定によつてこういふことになりましたからという話なら、私も民社党は、そうかなと思つて考えようと思つてますが、こつちのほうをそのままにしておいて新しい引き出しの話を待つてこられまして、ちよつと待つてくれ、

いままでの考え方自体が間違っているのではない、こゝにわづらを得ない。

長官、これはいままで自衛隊発足以来そういう形でござりますが、先ほど私が考え直さなくちゃならぬと言つたのは、いまの状態、努力をいたしまして欠員を充足いたします、充足率をふやしますということ、ありきたりのことばです。しかし、そのことを前提に、定員一千名増、あるいはほかの増を認めるということ、いたしまして、結局、来年も再来年も、四次防終結時、定員は充足されんだということになった場合、だれが責任をとるのでしょうか。そのときに山中防衛庁長官がおられるかどうか知りませんが、国民はその分だけやはり税金を払わなくちゃならぬということになると思つたら、この際にも沖繩に自衛隊の配備が必要だということなら、その編成自体を考え直す段階に来ておるのではないと思つたが、いかがですか。

○山中防衛大臣 おっしゃることは確かに私もうなずけます。ただ、ただいま局長が申しましたような編成上の問題と定員充足率とは、やはり別個であらうと思つますが、しかしそれにしても、十八万名という究極の数字は、一次防から喝えられた陸上における目標人員でありますから、これが今回一千名の増員によつて達成される、その結果十八万名になるというのは、沖繩の返つていないときの定員でありました十八万名と一致するといふ、結果においてそうなりますから、きわめて疑問な点が皆さんからは指摘されるだろうと私も思ひます。

しかしながら、本来ならば、定員を沖繩に一千八百名要するというならば、それは十八万一千八百名というものが定員でなければならぬはずでありますけれども、しかし、やはり財政事情なり、あるいは実質に對して支払われる国の経費等の問題もござりますから、八百名は高射群等の近代化に伴う要員としてそれを捻出し、一千名については十八万名の定員の中にめり込まして捻出をするという形で今回の定員増をお願いしておる、そ

いう意味でござります。

○永末委員 やりくりがそれだけつづくのならば、全部でもつきますよ。私の先ほどの議論の中心は、いままで訓令で定めてきた編成は変えられないのだという前提のもとに増員を言つておられる。そのじやないのだろうか。そうであつても、訓令であり、その措置でありますから、変えられぬ問題ではなからうか。であるから、現在でも沖繩に配備がされておるのであらうと私は思つてございまして、したがつて、何が何でも定員増をしなくちゃならぬといふのは、もつと別の根拠から来ておる。いま長官いみじくも言われましたように、陸上自衛隊を十八万名にするのだといふのは、何も沖繩返還がきまる前からの話でございまして、ずつとずつと、古い古い話ですが、それはそれで、それは自民党政府の方針だ。しかし、いま沖繩に配備しなくちゃならぬから千名増員をといふことは、論理的には関係ない話なんだな。

私も問題にするならば、一体陸上十八万名といふのは、そのころは陸上自衛隊はいやしませんでした。そしてやりだした。やつた結果が、結局、陸上自衛隊については十五万数千名しか確保できない。そしてこれから未来にわたつても、私の見込みでは確保できそうにないといふのなら、考え方を直直しになる。その過程において沖繩の配備はできるじやありませんか。そういう考え方はとれません。

○久保政府委員 いまのような御意見がないわけではありませんが、問題は考え方の問題なのでありますけれども、有事の場合にどういふ体制で侵略に對処するか、防衛に当たるかといふことで、私どものほうでは、十八万という体制で防衛するのが最も適当である、十五万幾らといふことでの防衛ではやはり足りない面が相当に多い。そこで十八万という体制そのものは平素から維持しておきたい。しかし、その充員をどうするかといふことは、おのづからまた別問題である。外国の例で申し上げれば、たとえばソ連なんかでは、ヨーロッパ正面の第一線部隊は一〇〇%充足する、しかし、

後方のいわば予備師団的なものは五〇%、まん中辺のものは七〇%といふふうに、段階を分けてやつていふところもあるわけでありまして、これは縦深性の非常にある国におきては、そういうことも可能であります。わが国の場合には、一応いまの程度、少なくとも訓練が何とかできる程度、ものを確保するといふことが可能であるならば、いざといふときに防衛に当たる体制、すなわち十八万といふ体制を平素から維持しておきたい、そのための装備は平素から持つておきたい、そういうことになりまして。

○永末委員 内容の話になりますので、十八万名が最も適当だと思つて、何で適当なんですか。わが国の正面幅、一億の人間がある、そこへ陸上自衛隊といふ人が十八万名おる、十八万名なくてはならぬ、一千名欠けてはならぬといふながら、いま十五万数千名しかおらぬのでありますけれども、これは国民が聞きまして、なぜ最も適当なのか。国防会議でそんな議論をされたことがございまして。

○内海政府委員 以前の問題を詳しく承知いたしておりませんが、そういうふうな内容にわたる詳細な議論といふものは、これは聞いておりません。ただ、しばしば、陸上自衛隊あるいは海上自衛隊、航空自衛隊の実情といふものは、防衛庁長官から国防会議に報告をされておりますから、そういう面では、委員たる大臣の皆さんは実情は御存じだと思ひます。

○永末委員 もう周知のとおりです。十八万といふのは、昔々、池田・ロバートソン会談の結果はじき出された数字であることは、天下周知の事実であります。それはそれで、われわれは賛成しません。しかし、あなたの方の政府はそれをもとにしてやつてこられた。その結果が、いまや充足できないことは明らかになつたのだから、何のために定員を陸上自衛隊で千名上げることとを重要法案だ——重要でも何でもありませんよ。だれかのために重要なことは、一体いまの経済

情勢の中で、若い青年たちが自衛隊にどれだけ入つてくるのだろうか。幹部になる防衛大学の生徒ですら、四百数十名中六十人もやめていくではありませんか。いわんや、もつと違つて、先ほどその一端を申し上げましたけれども、募集されてきた隊員が一万数千名もやめていくといふ、そのほうにもつと、日本の安全保障に關する、あるいは防衛庁としてしなくちゃならぬ重大な問題があるのだ。そこに思ひをいたさずして、いまだに、十八万名あれば最も適当だんといふことを言われるといふのは、それは考え直してもらわなければ、国民は何をたよりに自分の生命の安全の度合いをはかることができようか。長官、これは考え直すときに来ておるとは思つたが、長官、どう思われますか。

○山中防衛大臣 もちろん日本は志願兵制度でありますから、十八万名の定員をかりに御承認つたとしても、それを完全に充足することは、おつしやんとおり、私も先ほど幾つかの要因をあげましたが、なかなか困難な状態であらうと思ひますが、志願兵制度のもとにある諸外国においては、やはり同じように、率の違いはありますが、常時定員を充足しておることはなかなか少ない、そのように私も見ております。したがつて理想としては、私も、定員を認められたならばそれを予算化し、現実の充足された実人員に足るべき努力を今後も続けていくことは必要である、私はそのように思ひます。

○永末委員 防衛問題といふのは待たなしなんです。起ころぬときはまあまあ、ぬるま湯みたいなものです。しかし、ほんとうに起つた場合には何ともならぬ。私は先ほど有事即応といふことばで申し上げたのは、そういうものであるから、いつでも力が発揮できる状態にしておかなければならぬ。これは昔の戦争と違ひまして、きわめてスピードの早い兵器が使用せられていくときには勝負は早いです。最近のイスラエル・アラブ戦争でも、パキスタン・インド戦争でもきわめて早い。早くなつたといふ意味合いをやはり考

ざるを得ない。戦争は望むものではない。しかしながら、国際情勢の変化、わが国の周辺の力関係の変化において、われわれが裸の状態であるという変化のまった中にさらされることはあり得る。いやなことであっても、最悪の場合を考へて準備をしておかねばならぬ問題だと民社党は考へておられるわけだ。そのために、いまあなたの方のやつておられる内容について、もっと、ど真陰にそういうかまをしておいてほしい。にもかかわらず、なおなお、いままでのいわば歴史の過程に生まれた発想のもとでものを処置されようとしておられるのは、もはや考え直すべき時点に立ち至つておる。私どもはそう思つておるわけでありまして、そういう角度から私どもは申し上げております。

もう一ぺん繰り返しますが、いままでずっと長い経過のもと、歴代のいろいろな訓令を見ております。防衛庁長官の名前は変わつております。御苦労なすつたと思つた。その御苦労なすつた積み上げの編成というものをこの辺で考え直す御意思がないのかどうか。陸上自衛隊の使い方につきましても、一体、第一線部隊のいわゆる野戦軍の装備、それから訓練、その用途、そういうことでやつておられるが、そんなものが一体わが国の防衛のために果たすべき陸上自衛隊の主務なのだろうか。外征軍ならそれはそれなりにあるかもしれない。しかしわが国のこの日本列島だけを守るのが任務だ。私はそれを専守防衛と名づけておりますが、その場合には、陸上自衛隊の持つ任務そのものを考え直さなければならぬのではないだろうか。それは、いままでの御努力の結果、一億の国民の中で、ともかく十五、六万の人々が陸上自衛隊に属を置いておるその事実を踏まえて考え直さなくちゃならぬときが来ておると思つた。長官どうお考えですか。

○山中国務大臣 これは一次防以来の沿革のある定員でありますから、私が就任したばかりで直ちに考え方を改めるといふことを言明するのにはきわめて重要な問題でありますし、私自身も、いま提起されておる疑問といふものについては同感で

きる点があります。しかし、それはやはり各種の将来の展望においても、充足についてはそう樂觀できない材料ばかりがそろつておりますけれども、それに対応するための自衛隊のあり方、あるいは募集のあり方等も含めて、やはり私たちの努力をまずやつてみるということが前提であらうと思つた。

○永末委員 最近、防衛学会ができましたが、防衛学会はこんなことを研究するところですか。○大西政府委員 防衛学会は、主として防衛研究所の職員並びに卒業生、それから研修所に来られた講師の方々に呼びかけまして、防衛についての基本的な研究をする好學の士の集まりであります。したがつて、講演会を行なつたり、あるいは論文集を出したりするといふような活動でありまして、一口に申しますと、同窓会であるといふことがいえるのではないかと思つた。

○永末委員 防衛学会と名前をつけられるからには、やはりいろいろな學者を集めることになるのだから、いさゝかいろいろの防衛問題、防衛の環境で、先ほど防衛庁長官がなぜ一体自衛隊に魅力がないかといふことについて触れられましたが、防衛学会をああいう形でつくつておるところにもやはり問題があります。それはいろいろ意見の違ふ人があつていいのであつて、非武装論者もおつていいのです。いろいろな人がおつていいのです。もつと広く開いて人を集めなければ、同じような考え方の人を集めて何か結論が出たつて、国民の支持を受けられない。自衛隊は力にはなり得ない。国民の支持を受けなければ、たとへ見せかけは非力のごさいます。その辺のやはり発想の転換をしてもならなければならぬと思つた。その意味合いで、もちろん防衛学会はあなたの方の所管であるかどうか知りませんけれども、あんなものをつくつて何か学問的な雰囲気を持つていようになぐあいにやられて、国民はそれは承認しませんでしようね。学会といふのは、この学会だつて、少なくとも学会といふことばを

冠するものは、どんな意見の違いがございまして、学説の違いはございまして、全部が入れるオープンのものですよ。それを縮まった形で人を集められて学会といふ名前を冠しているのは、ほかのいまだである、新聞学会であれ、社会学会であれ、あるいは医学学会であれ、そういう学会とは違つたものだといふ印象を受けるのでございまして、御見解を承りたい。

○大西政府委員 防衛問題についての論議の土俵を少しでも広げたいといふような気持ちでございまして、最初から大きなふるしきを広げるということではなくて、やはりじみちに実績を積み重ねて、逐次ただいま先生が御指摘になりましたような方向に発展をしていけば、たいへんけっこうではないかと思つております。

○永末委員 十二時になりましたので、大体午前中のお約束でございましたから、私の質問終わらなければなりません。長官、防衛問題といふのは、何は差しおきまして、政府がこの問題に責任をちゃんとつておるといふことを国民にわかつていただくようにつとめていかねば、決して国民の問題にはなり得ません。過般のもう過ぎ去つたことで、口を差しはさむつもりはあまりございせんけれども、予算委員会、平和時の防衛力の限界などと称して一見解を示して、二週間もたちますと撤回せしめられるような状態、そういうことはいかぬのでございまして、先ほど申しました引き返しがきかぬ問題です。したがつて、これから新任長官、いろいろなことをお考えでございまして、十分に練り上げてやつていただきたい。

○山中国務大臣 これは、その国の防衛力といふものが国民の理解と協力を得られないといふことであるならば、これはもう無意味に近い、私もそう思つた。したがつて、國を守り、自分たちの家を、家庭を、そして生命、財産をといふ問題に對して、だれが守るのかといふことについての自衛隊としてのあり方、これはやはり、いやしくも自衛隊自身が、一隊員に至るまで、末端の駐とん地に至るまで、地域住民たる国民との間に十分に、だれのための自衛隊であるかといふ問題が、自分自身の行動によつても証明されるような、日常を含めた理解を得るための努力を全体として進めてまいりたいと思つた。

○三原委員長 この際、暫時休憩いたします。午後零時八分休憩

午後二時二十分開議
○三原委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横路孝弘君。○横路委員 これからの質疑の中で私がお尋ねたいのは、一つはリチャードソン国防報告に基づいて、核についての十分性、それから総合戦力構想といふのがアジアにおける戦略としてどう出てくるのか、とりわけ日本がそれにいかにコミットしていくのかといふことを中心に議論をするのが第一点であります。それから、過般問題になりまして増原発言なるものから、天皇と自衛隊、並びに天皇と憲法といふ問題についてが二点目。それから三点目は防衛医大の關係とありけり。

た七三一部隊と現在の自衛隊のCBRの関係についてお尋ねをしたいと思います。この三点を質問する予定でありますので、ひとつ委員長におかれましては御配慮をいただきたいというふうに思うわけであります。

そこで、まず第一点としてお尋ねしたいのは、今回のリチャードソン国防白書によると、シビリアンを含む国防関係の人員というものは、一九七四年には三百二十万人となつて、ベトナム戦争最盛時の四百八十八万人をかなり大幅に下回る。また国防支出そのものも、額としては巨額な額であり

ますが、八百五十一億ドルということ、これも最盛時の六八年の千三百三十四億ドルに比べてかなり減少する。そんな意味では、拡大から縮小へというふうに見られないこともないわけでありまして、ただ、しかし一方、戦略核兵力というものはその現状を維持して強化、開発をはかるということで、ICBMの関係では旧型のミニットマンを新型にかえる、あるいはSLBMの関係では新型のトライデントの開発ということ、この基本になる現実的抑止戦略といわれるものは、やはり軍事力が強力であるということが前提になつて

いる。そんな意味では、アメリカのこれからのこの政策の基本というのは、軍縮というよりはむしろ軍拡の論理そのものに立っているんじゃないかというふうに考えられるのですけれども、その辺のところは長官はいかにお考えでしょうか。

○山中国務大臣 アメリカはあれだけベトナムで長い間の、いわゆる私から見るとどうも沼戦的な戦いをやつたわけですが、結局は、戦闘における勝敗をきめるつもりであるならば、核兵器が使用できれば簡単であつたと思ひますけれども、しかし、使用できない状態のままに、栄光の撤退といえない撤退をせざるを得なかつた、こういうことから考えまして、やはりアメリカの戦略構想の基本は、核兵器の優位性というものを、一応これは米國と主としてソ連でありましようけれども、そういう優位性というものを保持することには今後も懸命になるだらうと思ふのです。

しかし、核の問題のみにして勝敗を決するということは、これは実際上の想定としては立てにくい問題であつて、いわゆるバランスの問題にすぎない。したがつて、やはり極東戦略なり国際戦略の場合において、ヨーロッパのNATOにしても、アジアにおける各国との安全保障関係の条約にしても、これは堅持していくであらうし、一定の核以外の装備というものは保持し続けるであらう、そういうふうに見ております。

○横路委員 結局、その現実的抑止戦略というのは、一つは戦力、軍事力ですね。もう一つは責任分担や地域協力、もう一つは交渉という三本立てになつていふと思ふのです。いまお答えにならなかつたわけですが、結局、いま戦略兵器の縮小の交渉そのほか行なわれておりますけれども、問題としてはわれわれがどんなぐあいにとらえるのか。つまり、これからの米ソの軍事的な方向をどうとらえるかという意味では、縮小じやなくてやはり拡大だということふに与らざるべきじゃないかと思ふのですが、その辺のところはどうでしょうか。もしあれでしたら局長からでも……

○山中国務大臣 全体としてはアメリカは、第二次大戦以後の東西対立の冷戦構造、そういうものについては、みずからがいまワシントンにおいてソ連のブレジネフ書記長と会談もしておられるような状態でございますから、外交政策その他の問題においては、やはり緊張緩和の方向に外交的には向いていふと思ひます。したがつて軍事に先行するものは外交である、当然そうでありましよう。

しかしながら、局地的な視野から見ると、アメリカとして、核抑止力以外の分野においても、それぞれの関係における自分たちの地域的な抑止力というものは確保し続けるであらう。その意味において、アメリカが軍拡の方向に向いていふのか、軍縮の方向に向いていふのかということであれば、全体としては私は軍縮の方向に向いていふのではないかと思ひますが、しかしこれは、戦術兵器その他がどんどん戦略兵器がかわつてまいりますから、はたしてそれが、予算とか、あるいは

また弾道弾等の保有数とか、そういう問題のみによつて律せられるかどうか。多核弾頭等の問題もありませんし、なかなか簡単にきめがたい問題ではないかと思ひます。

○横路委員 よく防衛庁のほうでは、戦略的な抑止力というのは、アメリカの核のかさ、これに依存するのだというふうなお話があるわけでありますが、一九七〇年の英國の戦略研究所の報告によると、これはICBMを中心にきつと発表しているのだらうと思ひますけれども、ミサイルの精密化、つまり命中率あるいはその範囲というのは精度が非常に高くなつたので、いわゆる第一撃力で報復の力というものをこわすことはできる、そんな意味では抑止力というものがなくなつてきていふのだというふうな報告をしていふわけですが、これも、この辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○山中国務大臣 それぞれ各国においてそれぞれ國の見方というものがあつたと思ふのですけれども、アンチミサイルミサイルというふうなもの等も、やはり相当お互いに制限も合つておりますが、発達もしているということを考えると、一撃ですべてが勝負がついてしまふということは、簡単にその言えないのではないかと。しかし、米ソ兩國を例にとつてみても、地球上の全人類を二十数回全滅させることができる核能力を持つていふのであるとすれば、これはまさに現実的にはあり得ない状態のまままで推移していくだらう、そういうふうに見ております。

○横路委員 核というのは、これは使われないのだ、こういう前提で実は日本の基本的な防衛構想というものができ上がつていふだらうと思ひます。それがいわば核のかさなる考え方だと思ふのですけれども、私はその考え方というものは実は非常にきわめて危険じやないかというふうに考へるのです。

そこで、ちよつとこれは専門的なことですから、防衛局長のほうからお尋ねしたいと思ひますけれども、いまアメリカの核の場合、ICBMそのほかポラリスを含めてずいぶんありますけれども、大体ソビエトに対する攻撃目標というのはいくつ設定されていますか。また、どのくらいの個所を破壊するだけの力というものを保持していますか。

○久保政府委員 アメリカの場合には、ソ連の攻撃目標というものを精密に設定をしていふと思ひます。しかしながら、もちろんその内容は私どもにはわかつておりません。ただ、マクナマラ国防長官のころにいわれましたことは、人口の三分の一、工業生産力の二分の一を破壊できれば、これは保証された抑止力になり得るといふ発想でありました。その後いふゆる十分性、核の抑止力としての十分性という思想が出てまいつたわけでありますが、どうもいろいろな資料を見ておると、そういった十分性の内容というものは、マクナマラ当時否定されたといわれる保証された抑止力、破壊力というものの、つまり人口の三分の一、工業生産力の二分の一というものは、そう大きくは変わつていないのではなからうか。つまり第二撃の能力としてそういうものを持つていふということ、は、そう大きく変わつていないのではなからうかというふうには私に観測いたしてあります。

○横路委員 アメリカの戦略核兵力ですね、ICBMの場合には千五百四十トン、これにSLBMそのほか戦略爆撃機その他入つてくるわけですが、一応そういうことからいって、どのくらいの目標を個所としては設定し得るのか。いま現案にどれだけの破壊力を考へていふかということとは別に、MIRVの関係その他を考へたら、個所という表現はちよつと精密ではないかもしれせんけれども、一応どのくらいの地域としては破壊し得るのか。

○久保政府委員 これはアメリカがどういふ攻撃目標を持つていふかというのを別にいたしまして、攻撃能力、つまり第一撃を受けないで、こちらが先に第一撃を加えた場合の能力というのは、アメリカの上院議員お二人がテレビでアメリカで討論されたことがあります、そのときの数字を

引用しますと、アメリカの場合大体五千という数字だったと思います。これは昨年であつたと思ひますけれども。したがって、物理的な数字の面だけからいけばそういう能力があるということでございます。

○横路委員 この攻撃目標ですね、一般的には第一撃力というのは、相手方の大陸間弾道弾の基地、つまり核基地、第二撃力というのは都市とか工業地帯、こういわれているのですけれども、その攻撃の目標というのは、いまありましたようなぐあいに理解をしないでしょうか。つまり、都市とか工場地帯を含めていま五千くらい能力があるというお話でしたけれども。

○久保政府委員 五千というのは戦略核兵器の弾頭の数であつたろうと思ひます。したがひまして、これは第一撃能力と第二撃能力とお分けになつたそれぞれに五千という意味ではありませんで、とにかくこちらのほうのポテンシャルな能力は五千ある。したがって、現実には相手方から第一撃で打たれて残つたもの、これの数量的なものは私どもは知っておりませんけれども、その残りの兵力で、先ほど申し上げたような、これはいま御質問にもありましたような、第二撃の対象になるような都市でありますとか、戦略目標でありますとか、そういったところが攻撃される。その場合の人口あるいは工業生産能力ということが、ほぼ従前と近い数字がまだ残されているというふうに見えておられると思ひます。

○横路委員 ソビエトも全く同じである、逆にですね。裏返しで、同じような大体目標を持ち、能力を持っているというように理解してよろしいでしょうか。

○久保政府委員 ソ連の面につきましては、情報その他一向に入つてまいりません。ただし、御承知のように、たとえばICBMを見まして、ソ連が七三年の中ごろで千六百くらいと見られています、アメリカは千五百四ですから、それからミサイル潜水艦にいたしましてもアメリカを凌駕しようとしていられるというように、発射体そのものか

ら見ればソ連のほうが大きいのと、それからいま数字を持っておりませんけれども、都市のたとえば五十都市をやればその国の人口の何割を攻撃し得るかというデータがあります。それから見れば、言うまでもなく、ソ連の場合には非常に疎でありましてアメリカは密であるということ、その面のバランスからいってソ連のほうが多いような感じがいたします。

ところが、これもそういう意味でアメリカで議論になるわけですが、ただ、MIRV化というふうな問題、それから精度の問題、こういうようなことでほとんとんであろうということでありまして、また米側で最近いってありますように、妥当な十分性ということも米側が持っているという意味、それから妥当なバランスを維持しているという意味からいって、大きいといえばソ連もそう米側とは違わないのではなからうかというふうに見てよろしいのではないのでしょうか。

○横路委員 ちよつとその目標のところに聞きたいのですけれども、第一撃力として目標になり得る一番その可能性の強いのはどういうところですか。

○久保政府委員 それは相手方のICBMの基地等であらうと思ひます。

○横路委員 その等というところを、もうちよつと詳しく……

○久保政府委員 ICBMの固定サイトが目標になつておることは間違ひありませんが、その他私どもでわかつておりませんのは、たとえばミサイル潜水艦の基地などがその攻撃目標に入つているかどうか。それからソ連の立場からいへば、アメリカの戦略爆撃機、B52の基地などが攻撃対象になつているかどうか。その辺は情報としては私は存じません。

○横路委員 ただ、アメリカ本土以外にも、そういう意味では核攻撃の目標になり得る、つまりICBMそのほかアメリカの核戦力、一つの核システムの中で、これは対象になり得ることも可能性としては考えられますね。

○久保政府委員 全般的な配備から申しますと、ICBMは当然大陸間でありますから米ソ間であります。もう一つ、残つていられるものがMRBMあるいはIRBMでありますけれども、これはソ連にとって漸減をいたしておりますし、いまSALTの問題でも取り上げられてつあるやに聞いておりますが、IRBMもしくはMRBMですと、たとえばソ連からいへば、その近隣諸国、ヨーロッパであれ、あるいはアジアであれ、到達するわけでありまして、MRBM、IRBMを持つていられる以上は、そういう攻撃対象があるといわざるを得ないわけでありまして、大勢としてはだんだんと減少しつつあるということはいえるかと思ひます。

○横路委員 ICBMばかりじゃなくて、潜水艦ですね、SLBMの関係、それから戦略爆撃機の関係、これらの基地も当然これはアメリカの核抑止力を構成しているわけでありまして、ソビエトからいって当然これは対象になるように考えてよろしいと思ふのですが、いかがですか。

○久保政府委員 実証された情報は持つておりませんが、考えてみればおっしゃるようなことであらうと思ひます。

○横路委員 具体的な問題については、もう少しあとでお尋ねするとして、いまお話の出た十分性ということですね。核についての十分性というこの重点というのは、どのように考えたいのか。

○久保政府委員 十分性の重点と言われますとよくわかりませんが、要するに、相手方から第一撃を受けた場合に残存兵力、残存の核戦力があつたということ、つまり非脆弱な核戦力が残る、それによつて相手方を第二撃として攻撃し得る力、そういうところ、つまり残存性というところに重点があつたかと思ひます。

○横路委員 つまりそういうことなんで、ICBM、それからボラリス型の潜水艦の問題を考へてみると、非脆弱性という意味では、中心というのは、どうしてもこれから潜水艦によるSLBMの

関係に重点が置かれていくというように十分性の中身というのを理解していいと思ふのですけれども、それでよろしいですね。

○久保政府委員 アメリカの発想の場合に、特にこれにのみ重点を置くということになつていないようでありまして、いろいろな議論があることは承知いたしておりますけれども、したがひまして、ICBM、SLBM及び戦略爆撃機という三つのものに重点が置かれていっていることは言えると思ひます。しかしながら、非脆弱性という点でSLBMが非常に重視されていることは間違ひございません。

○横路委員 つまり、第一撃力よりもやはり問題は、第二撃力をいかに強化するかという意味で、十分性の中身をいま言った非脆弱性という点からいって、やはりSLBMの関係が重点だらうというように私は思ふわけですが。

そこで、戦略核兵器の運用にあたつて、もう一つ今度のリチャードソン国防報告の中に言われているのは弾力性ということじゃないかと思ふのです。この弾力性というのはアジアに対する戦術核の配備の問題ですね。米ソ間の戦略核というのが意味では均衡したという中で、NATOについて考へてみると、NATOでは戦術核の配備といたつては非常に重視されているわけですが、アジアにおいても、中国の動向そのほかとの関連があるのではありませんか、いずれば重点というものは、アジアに対して戦術核の配備にも置かれてくるんじゃないでしょうか。弾力性、つまりある意味では十分性の中身でもあるわけですが、当然このことを考へなければならぬんじゃないかというように考へるのですが、その辺のところはいかがなんでしょうか。

○久保政府委員 いまの弾力性というお話は、戦略的に申せばアメリカの柔軟反応戦略につながる問題であらうと思ひます。その場合にヨーロッパでは、アメリカの戦術核兵器がヨーロッパにおける戦力の均衡及び抑止力として非常に重要な役割りを果たしていることは間違ひございません。

ところで、アジアについてどういう意味を持つか、たいへんむずかしい問題であるように思いますが、やはり柔軟反応戦略を持つ以上、あらゆる事態に対処し得る能力を持つということが米側の基本的な戦略であり、太平洋にも戦術核兵器が置いてあるかと思えますけれども、さてそれがどのように使用されるかというその度合いの問題について言いますと、ヨーロッパでは戦術核兵器を除いてはNATO側の戦略は成り立たないように私は思います。しかしながらアジアにおいては、戦争の様相、侵略自体の様相というのがヨーロッパと違います。すなわち、国内問題、あるいはいわゆる分裂国家と申しますか、そういったような問題、そういうことを中心にして国際緊張を招いているというような問題があります。そこで、米国のいわゆるトータル・フォース・コンセプト、総合戦略構想というものが生きてまいるわけでありまして、そういう場合にアメリカの戦術核兵器がどの程度働くであろうかということは、これは人によって見解を異にしましてようから必ずしも断定し兼ねますけれども、アジアにおいては戦術核兵器のウェイトはヨーロッパに比べてだいぶ軽い。片やニクソン・ドクトリンを実施する意味においては、戦術核兵器の使用の敷居を低くしたという意見がないではありませんけれども、全般的には、私は以上申し上げたような感想を持っております。

○横路委員 そこで、総合兵力構想に入るわけですが、リチャードソン報告の中で言っていることは、アジアの場合考えられるのは、前にレアー国防長官が四段階の戦争抑止ということを七一年あたりの国防報告書であげておりましたけれども、その中の(4)の準正面ないしは局地戦争の抑止ということだろうと思うのですが、補給支援あるいは空、海支援、必要とあらば地上軍介入ということだったのですが、今回の場合、必要な戦闘支援というように表現が若干やわらいできているわけでありまして、ベトナム戦争についてのアメリカ自身の反省から来ているのでしょうかけれども、

この辺の、必要な戦闘支援というように、前の地上軍介入という方針から若干後退というのか、方針を変えたかのようにこの国防報告を読むと感じられるわけですが、この辺のところは、防衛庁としてはどのように認識されておられるのでしょうか。

○久保政府委員 七一年の国防白書の中では、米国の海、空軍が支援する度合いというものをウツドということばを使いました。そして地上兵力はクッドということばを使ったわけでありまして、海、空の兵力と地上兵力との支援の度合いというものを微妙に異にさせたわけでありまして、

その後やはり、ニクソン・ドクトリンが進み、米側としての、たとえば南ベトナムあるいは韓国に対する軍事力の近代化というものが進んで、なるべく地上兵力による介入を避けたいという全般方針があることは間違いないと思えますけれども、しかし、いま言われましたように、七一年当時と今日とをことさらに区別して表現をしたのであるかどうか、必ずしも私はまだ明確でなくて、米国のとしては、地上兵力による支援——もちろんいろいろな条件がありましようけれども、そういう条件が満たされた場合の地上兵力の支援ということは、やはりいまだあり得るというふうな判断をいたします。

○横路委員 アジアからの米軍の撤退の状況というものは、予測されていたよりも非常に早いテンポで進んでいるわけですが、そこで、そういう十分な見込みは総合兵力構想といわれる中で、アジアの中で日本に課せられる役割りというものは一体何だろうかということなわけでありまして、ニクソンが七一年の外交白書で、諸国の防衛というのは第一にその当該国の責任で、第二には地域の責任であるということで、当該国並びに地域の問題についての、詳しい中身は横崎議員のほうから問題として提起をされるわけでありましようけれども、こういうニクソン・ドクトリンというものがある意味ではアメリカの軍事戦略としては定着

をしてきているわけですが、ただ、その基礎はやはり、戦略核というのがむしろ拡大の方向、たとえばMIRV化その他で巨大化されていっているというところですが、ベトナム戦争を含めて、アメリカのアジア戦略というものが大陸から一歩後退をして、アジアに戦略基地というものがあつたわけでありましようけれども、アリエーシヤンから日本列島、あるいはフィリピンというような、列島防衛線みたいなかなり昔の構想があつたわけでありましようけれども、一歩後退した形で、戦術核の配置そのほかを含めて、アジアにおけるアメリカの戦略というものを、あるいはその戦略の配置、配備というものを考えていこうというような構想じやなからうかというように、このリチャードソン報告を読むと考えられるのですけれども、韓国、南朝鮮からの撤退の状況を含めてその辺のところをひとつ……。

○久保政府委員 アメリカといたしましては、アジアを放棄するつもりはいまのところないようでありましよう。したがって、アジアを維持する、アジアにアメリカが関与をしているという情勢を続けるためには、米軍を存在させなければならぬ。しかも、アジアの確保というものが、米軍の存在というものがアジアの安定につながるという認識を持っているように、これは私も観測をするわけでありましよう。そういう観点からいいますと、アジアについて具体的かつ明確な安全保障の構造といえますか、そういうものの見通しが立たない以上は、大きく米軍の存在を薄くすることはしないのではなからうかというふうに見ます。そういういたしますと、いまの韓国の問題にいたしまして、現在におります陸軍の一個師団の撤退というものがよく口の端にのぼりますけれども、あと二、三年というものは、これは少なくとも撤退の見込みはない。それでは二、三年がたてば撤退するだろうかといえますと、それもそういう見通しはない。それからタイなどにつきましても、インドシナ半島の安定度合いによって若干の増減はあろうかと思ひますが、これまた非常に大

きな撤退がタイで近く行なわれるであろうという見通しはないのではなからうかということで、確かにインドシナ地域におきます米軍の大幅な撤退ということはございましてけれども、その他の地域については、漸減するであろうという見通しは持っておりますけれども、ここ数年の間に大きな変化があるであろうというふうなことはどうも考えにくいというふうに観測をいたしております。

○横路委員 総合兵力構想については、あとで関東集約化計画と関連して若干またお尋ねをしたいと思ひますが、ともかく、いまニクソン大統領とブレジネフ書記長が、第二次の戦略兵器についての縮小交渉をアメリカで行なつておられますか結果はわかりませんが、いずれにしても、膨大な数の核兵器というものを米ソ両国が持つて、先ほどの御答弁にありましたように、アメリカにしても、ソビエトにしても五千万から十億の攻撃する能力というものを持つてゐる。当然これは、戦略爆撃機にしても、ポラリス潜水艦にしても、ICBMにしても、それぞれの目標としての設定をされて、指令さえ行けばその目標に向かってもう自然と到達するよう仕組みにシステムとなつてゐるわけですね。われわれよく、核のかさ核のかさ、こつ言うわけでありましようけれども、実はそういう非常にあふない橋の上に立っている。その戦略の中に実は日本は日米安保のもとに組み込まれていて、日本というものを正真正正に国民の前に話すことから、平和をめぐる議論というものはほんとうに成り立つのじやなからうかというふうに考えるのですけれども、その辺のところ、山中長官いかがですか。

○山中事務大臣 ニクソン・ドクトリン以来の方向としては、やはりおっしゃつたように、全体的にアメリカが世界の自由主義諸国の守護神と申しますか、憲兵的な役割りを直接果たすことについては、漸次下がっていく傾向にあると思ひます。し

かしながら、かといって日本がアメリカあるいはその他の国々との間において相互に連携して、それを補完する役割りが果たせるかといえ、日本の場合には、他の近隣諸国と違って、憲法の制約、それに伴う非核三原則等ももちろんありますし、あるいは攻撃的兵器の渡洋爆撃機みたいなものも持たないということになっておるわけでありまして、日本の場合にはそれに対応する役目を分担し得ない、そういう制約を持っておりますので、日本はそのワタ組みの中で動いておるのではなくて、日本自体としては動き得る範囲はおのずから定められているのであって、それを踏み出すことは日本自身ができない、そのことはアメリカ側においても理解されなければならぬし、理解はしておるものと私は思います。

○横路委員 アメリカの核のかさのものとあるということとは、ソビエトの核のかさのものとあることとは実は同じで、つまり日本自身が核を持つとか持たぬとかいうことじゃなくて、安保を通していわばアメリカの核に依存をするという体制そのものが実は——たとえば五万五千所を攻撃する能力があるというわけでしょう。ソビエトについてもアメリカについても、西ドイツのある雑誌が、そういう場合の攻撃目標について、ヨーロッパのどこが攻撃目標になっておるかというアメリカのほうの目標を明らかにして、西ドイツの議会で大問題になったことが前にございましたけれども、少なくともこれは、ソビエトのある意味では攻撃目標の中に日本だつて入っていないというところはないわけでありまして、そんな意味ではそういう危険性がある。五万五千所お互いに攻撃し合うだけの力を持っている。そのことは、われわれ簡単に核のかさに依存することばで言ってしまうけれども、実はある意味で非常に大きな恐怖といえますか、そういうものの上にわれわれが依存をしてしまつておるのだということ。そこら辺のところを皆さん方はあまり説明なさらないわけだけれども、そのところを説明するところから、日本の平和をめぐるいろいろな議論というの、

実はほんとうに行なわれるのじやなからうかというように私は考えるわけですが、その辺のところを、どのように長官はお考えですかということです。

○山中国務大臣 核は確かに恐怖だと思つてはいます。しかしそれが、核兵器の多様化なり、あるいは質の向上に相互に努力しているからといって、日本が非常に恐怖の中にさらされているのではなくて、そういう抑止力というものが日本にはかぶつておるために、日本の地域に対して一方的に、何も持たないものに対する攻撃というものがあつて得ない状態、したがって平穩無事であること、そのことは、安保条約、あるいは日本の持ち得る戦力というものを依存していることによつて平和が保たれている。したがって、安保条約というものが実際に上において発動されない、いわゆる世界戦略的に発動されない状態というものが最も望ましい安保体制ではないか。したがつてこのことが間違つておると思いません。

○横路委員 B52戦略爆撃機の水爆を、いまやっているかどうかわかりませんが、昔やっていたパトリール機が間違つて落ちていたりいろいろな問題が発生して、間違つて核戦争になる危険性というのは、いつも世界のいろいろな識者から指摘をされておるわけ。そこで、どうもまだ理解が十分でないやうな感じが、いま米ソが持っている核だけ見たら、全世界の国民一人当たりにして一、二のくらの破壊力になりますか。

○久保政府委員 もうだいぶ前でありましたが、一人当たりTNT五トンに換算して十トンといわれたと思ひます。全地球の人口の五倍を殺す能力を持つというふうにいふれたことがあると思ひますが、しばらく前でありまして、最近のデータは存じません。

○横路委員 たしかいまから五、六年くらい前の数字だと思ひます。あれから比べて、MIRV化そのほか進んでいるわけでありまして、ソビエトあたりのICBMの数がふえていることから考へても、相当膨大な破壊力をお互い持っているといふことですね。私はほんとうはそのことをせむいふことですね。もうちょっと率直に国民に語るべきじやないかというように思ひますけれども、そこで、ひとつこれから皆さん方に、オメガシステムのことにについてお尋ねをしていきたいと思ひます。

○横路委員 オメガというのは、何かギリシア語のアルファベットの最終の文字がオメガということ、超長波VLFによる長距離双曲線航法システムということで、航法システムですね、そういう中で最後の意味だろうと思つておるのですけれども、これがいま対馬に建設中なわけでありまして、その官庁は海上保安庁ということになっておるんで、海上保安庁の方からされておるのか。少しお尋ねをしていきたいと思ひますけれども、このオメガの設置ということ、これはどんな経過で最初はいつからですか。

○横田説明員 お答えいたします。

この話は四十一年ごろから電波標識に関する一つの情報といたしまして、戦後、日本で米軍から引き継ぎましたロランAのさらに発展したものとして、アメリカのハーバート大学のピアス教授が開発しておるということ、ノルウェーのほうからデッカの情報とあわせて聞いたものでございまして、そういう関係で、純粋な電波標識の一つ、ロランAにまさる標識の一つだ、こういうことでございまして。

○横路委員 四十一年からですか。その後のアメリカの海軍との交渉はこの官庁がおやりになつたのですか。

○横田説明員 電波標識に関する技術的な情報として聞いている程度でございまして、正式に外交ルートに乗りましたのは、外務省を通じてごく最近のことでありまして。

○横路委員 それはいつですか。何年ごろからですか。

○大河原(良)政府委員 昭和四十四年ごろだったと思ひます。米側から話がございまして、その後すつと交渉いたしまして、四十七年の八月にこの話し合いがまとまつて公表されたわけでありま

す。

○横路委員 アメリカ側からの話というのはどんな話があつたのですか。

○大河原(良)政府委員 ただいま海上保安庁からもお話がございましたように、ロランAにかわる新しいナビゲーションシステム、航海上のシステムということ、新しいオメガシステムというものの開発に伴い、これを関係の国々と話を進めていきたい、こういう趣旨のことがあつたわけでありまして。

○横路委員 これは最初に一九七一年の十一月にワシントンでオメガシンポジウムというのが行なわれておるんですね。これに日本からも参加しているようですが、主催はどこで、日本の場合にはだれが参加しているのですか。

○横田説明員 ちよつと私は七一年のことは記憶しておりません。

○横路委員 これはアメリカの海軍の主催で、日本のほうでは、これはどこの人でしょうか、山越芳郎さんという方ですね。これは保安庁の関係じやないですか。

○横田説明員 私のほうの燈台部の電波標識課の職員でございまして。技官でございまして。

○横路委員 きょうから三日間ワシントンで会議が開かれておるでしょう。これは主催は何で議題は何ですか。

○横田説明員 主催は、オメガ運用システムが完成した場合におきまして、その運用をつかさどり米国のコーストガード、それからそのシステムの開発を担当いたしまして、米国内における施設の建設を担当いたしております。これは米国の場合には、こういう長距離援助航行システムは米海軍が開発した、こういうような制度になっております。その関係で建設、開発を担当しております。米海軍のオメガシステム・プロジェクト・オフィス、この両方の主催になっておるものでございまして。

それで討議される問題は、各国のオメガ局の建設の進捗の状況。それから、今後、建設を終わ

ましてから主要な機器につきまして部品の補給等の問題がございますが、こういう問題をどうするかということ。それから受信機の製作、これは各国で自由にできるようにしております。全くのオープンでございます。そういうもののユーザー対策がどのようになっているか。最後に、八局が出します電波の発射に関する時間スケジュールに関する問題。こういう問題について、純技術的なレベルにおける、私は専門家でございますが、そういうほうの専門家の会議であります。

○横路委員 きょうから三日間開かれる会議の中身についてはまたあとでこまかくお尋ねしたいと思いますが、このオメガの一番大きな特徴というのはどういう点にございますか。

○横田説明員 御承知のように、遠距離電波航法システムといましては、現在世界ではロラン、これが大体昼間七百五十マイル、夜間の場合には、空間波の利用によりまして、いろいろと乱れはありますが、約千五百マイルということでございます。そしてその局数は全世界で七十局余のほつておりますが、なおかつ北半球の一部をカバーするにすぎません。すなわち、地球上で船舶、航空機が航行を要する海洋の約一五％しかカバーしてないわけでございます。ところが、このオメガシステムは米国だけが研究したわけでございますので、英国においてもデッカシステムをつくりましたデッカ・ナビゲーション・カンパニー、あそこにおいても前から検討されているものでございまして、地球上に超長波を利用した局を六局ないし八局置局すれば、それでもつて全海洋、空をカバーできる。こういうふうなことで、

わすかの局でロランAとほぼ同じ精度でもって地球上の船舶、航空機の位置確認ができる。しかもその受信機の価格も、大体において両三年すればロランAと同じ程度の数十万円で入手できる。日本の場合には特に七千隻余のロランAを使っている漁船がございまして、これらの漁船プラス三千万トンの商船隊が助かる。こういう点から長所があるわけにございます。

○横路委員 それだけですか、オメガの特徴というのは。

○横田説明員 私どもは航路標識業務を扱っておりますところでございます。航路標識業務は、御存じのように、光波、おなじみの灯台でございます。それから、視界の悪いときにやります霧信号、音波標識でございます。それから電波標識。これも航空機はたまたま利用できるわけにございますが、海上保安庁でございまして、いかなる国の船舶に対しても利用できるように施設であるということまでこれをやっておりますわけにございます。

○横路委員 あなた、先回りされていろいろと御発言されていきますけれども、オメガの超長波の特徴は何なのか。アメリカ海軍が開発した最大の動機というのは一体どこにあるんですか。肝心のことをお答えになっていないでしよう。

○横田説明員 私が先ほど申し上げたとおり、ロランAでカバーし切れぬ。全世界に七十局余ありまして、そのうちで米国が五十局ばかり自営しておりますけれども、国内、国外含めまして、これらのたぐさんの局にたぐさんの人員、すなわち一局当たり十三、四名の人間がいるわけなんです。ところが今度の場合には、全世界で八局になるわけにございまして、わすかの局で、同じような精度で、かつ一〇〇％カバーできるという点に着目したと私は信じております。

○横路委員 あなたがどう信じようとかつてなんですけれども、アメリカの海軍がこれを開発しようとした最大の動機は何なんですか。これはすつとやってきているのは海軍なんでしょう。設備だつて全部海軍でしよう。

○横田説明員 私が承知しておりますところでは、米国におきましては、先ほど申し上げましたように、長距離、遠距離電波標識の開発研究の業務は海軍の所掌となつておるわけにございまして。その関係だけのことでございまして、それ以上のことは何ら私は承知しておりません。

○横路委員 あなた、このオメガシステムが開発されてきた経過というのを御存じないようです

ね。私、たとえばさっきの七一年のシンポジウムのレポートを読んでも、もっぱら何が特徴であるかというところ、この電波が海中に深く到達することができ、大体五十フィートないし八十フィートというところがいわれているわけなんです。この海水に浸透するので、完全に潜水水中の潜水艦での受信が可能だというのがこの海軍の開発の最大の動機になつてゐる。これはジェーンの年鑑そのほかでも明確にそのように書かれておりますし、あとさらに、実はニュージールランドで一九六八年に問題になつたときに、このロイヤル・ソサエティー・オブ・ニュージールランド、ニュージールランドの王立研究所のアドホック委員会というところのレポートがあるんです。このアドホック委員会のオメガに関するレポートを見ても、その特徴は何かといったら、潜水艦が使用できるところだということに明快に書いてあるわけでありまして、このオメガの電波の特徴というのは、ロランCの場合には三フィート程度ですが、海中に到達するようでありまして、五十フィートないし八十フィートに到達するんだということが、実はこのオメガの最大の動機とされているわけなんです。そのところはあなた、そういう経過、いきさつというのは全然知らないでいままで来たわけですか。そしてつくりようというわけですか。

○紅村説明員 お答えいたします。私どもも、実はこのオメガシステムの経緯につきましては、必ずしも詳細には存じないかも知れませんが、ただいま先生が御指摘になりましたようなことは、私どもも大体承知いたしておるわけにございまして。それで、私ども海上保安庁といひましては、先ほど灯台部長から御説明申し上げましたように、漁船あるいは一般船舶の安全航行の確保ということをもつて念頭に置きまして、このオメガシステムの採用に踏み切つたわけにございまして。

それから、ただいま先生御指摘のように、超長波の場合には、私も実は専門家でないでございまして、必ずしも理論的なことは詳しくは存じませんけれども、

ども、やはり水中にもぐるといふことも聞いております。電波の場合、多かれ少なかれ水中にもぐるといふことは、ただいま先生御指摘のとおりでございます。そして、そのオメガシステムを使用いたします超長波の電波がどの程度までもぐるか、これは実はまだ学問的にはつきりとしたデータは出ていないといふふうに私も聞いておるわけにございまして。ただいま先生おっしゃいましたような数字といふことが推定されるということも聞いておりますけれども、はたしてそういうものが潜水艦の役に立つのか立たないのか、実は私どももいたしましては、その点よりもむしろ、先ほどから申し上げておりますように、漁船、一般船舶の安全航行の確保のために非常に大きな役に立つという観点から、このシステムの採用に踏み切つたわけにございまして。

○横路委員 それは、あとでロランやデッカについてお尋ねしますが、オメガなんかつくりたくても十分なんです。アメリカだつて、このオメガを設置しているところだつて、オメガを利用するなどという計画は、あとで指摘しますけれども、どこの国も持っていないわけですよ。

そこで、電波が水中をもぐるのはどの辺かわからないというお話でしたけれども、私がいろいろ読んだ資料、大体すべての資料が指摘しているのは五十フィートということですね。五十フィートから八十フィートという数字もございましたけれども、大体その程度のようで、ほかの電波も多かれ少なかれもぐるといふことは全然問題の質が違つたのです。これはニュージールランドでもオーストラリアでも問題になつて、ニュージールランドではつづれてしまつて、いまオーストラリアの国会で委員会が設けられて大問題になつてゐるでしよう。だからきょうからの会議にだつて、オーストラリアは参加してないわけにしよう。

その中心の議論は何かといへば、まさにこの電波が海中をもぐるといふことなんです。そしてそれが、先ほどお話があつた第二撃力、ポラリスの非脆弱性を強化するという意味で、実はオメガが

システムが果たす役割というのには非常に大きいのです。それはあとで具体的にお話ししますけれども、これは皆さん方、いまから二年くらい前に、横崎委員が予算委員会でも若干の問題で質問したときも、全くその点に触れられておらなかったけれども、海軍が開発した動機というのは潜水艦のためだということをあなた方は了解していないわけですか。

○大河原(良)政府委員 このVLFという電波のことにつきまして御指摘がございました。私、この問題について限られた知識をもって御答弁申し上げたいと思いますが、ジェーンの年鑑についてもお触れになりました。私もそれを調べてみました。ジェーンの年鑑によりますと、VLFは御指摘のとおり十五メートルから二十四メートル程度の水深まで到達するというのが書いてございまして、またジェーンの年鑑によりますと、確かにそういう電波の特性から見て、これが水上船舶のみならず潜水艦の航法上も意味があるということもございいます。

もう一つ、ニュージランドの例をお触れくださいましたけれども、ニュージランドの王立学士院とでも申しましょうか、その非政府機関が独自の調査をこの問題についていたしました際に、ニュージランドの学士院は、オメガは一般的な目的に使われる機密性のないシステムであって、すべての国の商用及び軍事用の船舶、航空機により同じように利用され得るということを言っておられて、ニュージランドで非常にこの問題が国内的に問題になりました際に、客観的な調査を依頼された学士院はそういうふうな性質の報告を出しているわけでありまして。

また豪州につきまして御指摘がございましたけれども、確かに現豪州労働党内閣が野党でありました段階におきまして、この問題についてはいろいろな考え方があったようにございまして。しかしながら、現労働党政権はこの問題について、航海の安全という積極的な意義を認めて、積極的に取り組もうという姿勢を示しているというふうに私

ども承知をいたしております。

また、米海軍がこれを開発した動機につきましても、先ほど来いろいろ御議論いただいておりますけれども、ハーバード大学のピアス教授がそもそもの発案をし、それを米海軍電子研究所が採択し、イギリスと具体的な研究の結果このシステムを開発したものであつて、確かに米海軍がこの開発にあつた大きな役割を持っていますことは否定できませんけれども、研究の結果開発されたこのシステムそのものは、一般航海の安全に寄与するという側面がきわめて大きいものであるというふうに私も考えておるわけでありまして。

○横路委員 いまニュージランドの委員会の報告については、あなたの指摘された個所もあるけれども、また別な指摘というのはいふんあるわけでありまして、それはもうちょっと先で議論をいたします。

それからオーストラリアの現状についても、ともかく本日からは始まっているワシントンの会議にオーストラリアは出席していないのですから、その辺のところを外務省としてもよく考えてもらいたいと思うのです。

そこで、もうちょっとこのオメガについての理解を深めるために、防衛庁にお尋ねしたいと思ひます。

ポラリスの非脆弱性の強化を強調されていきますけれども、これが有効に働くためにはどういふ点が問題なのか。ポラリスの非脆弱性というものを強化するためにはどういふ点がポイントなのか。

○久保政府委員 ちょっとわかりにくいのですけれども、私が想像してお答え申し上げれば、一つは、潜水艦の大型化と、それに伴ってミサイルを遠距離に飛ばせるといふこと。つまり相手国の近くに接近しなければ攻撃できないといふことでなく、なるべく遠くから攻撃し得るといふことであれば、それだけ非脆弱性がふえてまいります。それからもう一つは、相手方のABM防衛網にかからないようにMIRV化を進めるというところ。

ます頭に浮ぶのはこの二点であります。

○横路委員 その辺も確かに非脆弱性を強調する面でも非常に大事な点だろうと思つております。その方向でトライデントそのほかの開発が進められていくわけですが、もう一つ私がお尋ねしたいのは、いかに指令を伝えるかというところも大事なわけですね。一つは明確に指令を伝える。それからもう一つは、受け取ったほうできちん

と目標に攻撃をするためには、自分の位置をまず正確に知る。この二つの点が、ポラリス潜水艦についていえば、とかく命中精度というものがいろいろいわれていて、ICBMそのほかに比べると、MIRV化されたことでこれは強化されているのでしようけれども、かなり劣るということがいわれているわけですね。

そこで一つお尋ねしたいのは、指令を伝えるということでも、アメリカの場合、たとえば大統領が核攻撃を決定した場合に、どういふルートでポラリス潜水艦に伝えられるのか。通信ルートについて防衛庁のほうで答えをいただきたいと思ひます。

○久保政府委員 私は承知をいたしております。○横路委員 普通の司令部からポラリス潜水艦に至る通信の経路というものも御存じございませ

か。○久保政府委員 ちょっと聞いたような気がいたしますけれども、記憶をいたしておりません。○横路委員 それじゃ、私のほうから指摘をして、あなたのほうで知らないならこれはしようがないでしよう。

もう一つは、自分の位置をいかに正確にかむかということですね。ポラリスの場合、ミサイルの誘導システムというのには非常にいいといわれておりますが、それがいかによくて、発射台であるポラリスの位置というものが悪ければ、位置確認がきちんとできなければだめなんです。この位置確認の方法としてはどんな方法がありますか。○久保政府委員 これは、従来の航法施設を除き

ますと、潜水艦自身の出発地点は明確になつておりますから、それから電子計算機に入れて自動的に計算してまいりますという方法。それから天体航法も行ないます。もっともこれは上にあがつてこなければいけません。それからナビゲーション衛星、航海衛星というものがございまして。これによつて自分の位置を測定するということも可能であります。

○横路委員 いまお答えのとおりで、ポラリスの場合、出航以来その速度と方向というのを電子計算機で積分して位置を計算する。SINSというわけですね。これはいまの艦内慣性航法装置といふことなわけですが、これを修正するためには、いま言った天測とか、あるいは航海衛星のトランシット、それからロランC、海底地形図等も利用されているらしいのですけれども、それぞれにやはり欠陥というのがあるわけですね。たとえばロランCの場合は、先ほど御答弁があつたように、全地球の表面の二五％しかカバーできない。あるいは海面下も二、三フットしか到達をしない。トランシットの場合は、これは全地球をカバーして正確ではあるけれども、潜水艦のほうでアンテナを海面上に出さなければならぬ。海面上に出すことによって相手方から発見されるという危険性がある。さらに、この指摘は正しいのかどうかちよつとわかりませんが、衛星軌道の変化によつて一日に数時間位置を知ることができないことがあるといふことです。それから攻撃されるという点ですね。したがって、いまだどんな潜水艦でも、天体観測といひますが、昔ながらのやつをみんな持っているようでありまして。つまり星は絶対攻撃されて消えてなくなるというところがなにかという理由で。そこで、そういういわばポラリス潜水艦の位置確認は、ロランCとか、航海衛星のトランシットとか、いままでのこういうものでは不十分だ、いろいろな弱点があるというところから、一つアメリカ海軍のほうで開発されたのが今回のいま対馬に建設中のオメガなんだというように、先ほどお話をしたいろいろなシンボジウム

等の報告を見ても私たちは読み取ることが出来るわけでありませうけれども、いまの私のこの辺の見解、これはどうですか、誤りですか。

○久保政府委員 いまの航海衛星の時間差の問題は私もちよつと疑問に思ひます。それからオメガについては私も検討いたしておりましたが、そのほかのお話は御説のとおりだと思ひます。

○横路委員 いろいろ調べてみましたけれども、このオメガには防衛庁が全然表に出てきていません。ニュージランドないしオーストラリアの経過から見ると、それなりの配慮が政府にあったのだらうというように考えるわけです。このオメガの一九七一年のシンポジウムを見ると、その辺のいま私が指摘をした点が明確に出てくるわけです。

航海衛星のトランシットあるいはSINS、オメガ、こういうようなものを併用して、それぞれの長所をいかに生かして短所を少なくするかどうかということで、オメガというのはかなりアメリカの場合には実用化されて、受信機の発注等も海軍において、聞くところによりますと千五百台とかいわれてい

ますけれども、いろいろな形の開発が進展められていさななであるというように聞いているわけでありませう。しかも、それと同時に、たとえばP3オライオンとか、RC135とか、ボーイング707によるエアボーン・ウォーニング・アンド・コントロール、あるいはスマート爆弾にもオメガ装置を利用するとか、いろいろな兵器としての開発というものが、この電波のいろいろな特徴を利用してアメリカのそれぞれで考えられているようでありませうけれども、その辺のところは皆さん方は御承知ですか。

○大河原良政府委員 七一年のシンポジウムの記録を私に見ておりましたので、その点についてのコメントができないのは残念でございますが、ただ、ポラリス潜水艦の行動上非常に重要な軍事的な意味があるという点につきまして、実は昨年の七月三十一日に米海軍が発表をいたしております。米

海軍としてはこのオメガのコンタクトをアメリカの会社と始める。それに伴ひまして、アメリカの艦船並びに補助船舶にオメガのナビゲーションの受信機を装置するということを発表すると同時に、ただしポラリス潜水艦に関してはオメガのレシーバーを装置する計画はない、こういうことを言っているわけでございます。こういう点はかなり大事な点だらうと私は考えるわけでありませう。

○横路委員 この問題は、ニュージランドで一九六八年に問題になって、さらにオーストラリアにこの問題が移つてから、オーストラリアでも問題になって、公式発表はみんな皆さんがおっしゃるのとおりなわけです。ところが、この開発の主体、その方向、それからいま海軍で云々というお話がございましてけれども、このポラリスは、もう一つの情報によるとアメリカ海軍の調査情報システムの中にもオメガが加えられていて、海軍の電子研究所のほかにいまま言つた研究開発が進められていさななというが実態なわけですよ、現実の問題として、ジュネーの武器システムの年鑑そのほかでも、その辺のところは明確になってきているわけでございます。これはもつぱらニュージランド、オーストラリアで反対運動が非常に強く行なわれた。実はその経過によるものだらうと私は考えるわけでありませう。

そこでひとつお尋ねしたいのは、アメリカとの間に四十七年の八月二十五日にこれに関する書簡が取りかわされましたね。この中に規定されている細目の取りきめというのは、これはもうすでにでき上がっているのか、これから話なのか。

○紅村政府委員 お答えいたします。細目の取りきめは現在のところまだできておりません。

○横路委員 その細目取りきめの中身というのは、どんなことが予定されているのですか。

○横田説明員 私どもの立場では、細目取りきめは目下のところ技術的に必要はないと考えております。したがひまして、これは条文として慣例的にこういうものが置かれていさななといたしませんけれども、われわれとしては必要ないと考えております。

○横路委員 これを見ると、機械そのものはアメリカから借りるわけでしょう。これは無償で貸与を受けるわけですか。

○横田説明員 米国から無償で借りるわけでございます。

○横路委員 その機械は、これはアメリカ海軍のために製造されたというやつですね。これは対馬へ行けば明確になりますが、海軍のために製造された機械が配置になっているということによろしいですね。

○横田説明員 わが国は米国政府から無償で借りるわけでございます。米国政府としては、米海軍がアメリカの会社に発注して、世界八局の主要装置を一括して製造させた、それで購入した、こういうことでございます。

○横路委員 この電波の特徴というのは、ともかく海中に到達することでありませうが、しかもアメリカ海軍のポラリス潜水艦の非脆弱性を高めるために必要なのは何かといったら、外に顔を出さないうで自分の位置を確認することができるといふことが一番いいことでありませう、そんな意味で、そのためのこの装置が対馬に配置になっているというように私は考えるわけなんです。その細目取りきめの必要がないというお話だったのですけれども、この管理運営、これが実はきょうからワシントンで開かれる話の中身の一つになるだらうと思ひますけれども、この管理権そのものはどこにあるのですか。

○横田説明員 わが国が米国から借りました主要装置につきましては、わが国の物品管理法によりまして日本政府にあるわけでございます。

つきまして、全くその国の自由にできるものでございませう。ただし、これは電波を発射するスケジュールをお互いに打ち合わせまして、そのスケジュールに従つて発射しませうと航海者が利用できません。そういう関係で、純粹に技術的に時間といひましようか、時刻、十秒の間に電波を何回か、大体平均して一秒の持続電波を八回ばかり発射するわけでございますけれども、その電波の発射のしかたについては、技術的に打ち合わせが行なわれているわけでございます。

○横路委員 たとえばこれは、戦争になったときに、この電波を日本政府がとめちやうということではできないのですか。つまり権限としてできるのですか。

○横田説明員 これは悲しいことではございませうが、過ぎました第二次大戦中におきまして、光波の灯台を消したことはございませう。しかしながら、われわれ灯台の職員をいたしましては、光と電波を最後までやはり発射をして、航海しているどこの国の船舶も、どこの国の人の命もひとしく助けたい、かように考えておるところでございませう。そういう事態を予想しておりませう。

○横路委員 おりませうと言つたつて、きょうから話の話し合いの中には、戦時において電波の、たとえば時間とか周波数とかをどうするかといううなことも、当然話し合いの中身になっているのじやありませんか。

○横田説明員 いろいろとあるいは誤解があるのかも知れませんが、私どもが使うこのオメガの電波、すなわち十キロサイクルから十四キロサイクルまでの電波の割当というものは、国際電氣通信条約によりまして、電波の割当原則、ジュネーブ協定というものの根拠に基づいておるものでございませう。それによりまして、これは、ローランの場合、デッカの場合と同じように、無線航行用として明記されておるのでございませう。したがひまして、この無線航行用というところで使われているこの電波を別の意味に使う、あるいはほかのことにとめる、こういうことはできないわけござい

ます。

○横路委員 先ほどのアドホック委員会の報告の中では、このオメガシステムは合衆国政府と関係政府との個別の合意のもとで合衆国海軍によって設置をされる。この中身は政府間の合意によるものだけれども、各局がばらばらにやっただけでは正確さがなくなってしまうんで、当然、時間とか周波数の中央コントロールが必要になってくる。

合衆国海軍はオメガシステムが全面的に動くまでは自分たちで、動き始めた合衆国のコントロール下の中枢機能というのを、沿岸警備局ですね、コーストガードに移譲されるだろう、というようなことがこの委員会の中で指摘されているわけですね。つまり、コーストガードといってもこれは軍隊でありまして、その軍隊のコントロールのもとに行なわれるということがこの委員会の報告書には出てくるわけですね。そしてつけ加えてさらに、国連のような機関がオメガを運営するなどは、いまのところまだいっていないというようにこの中で指摘されておりますけれども、この辺、じゃこの委員の報告書が間違いないでしようか。

○横田説明員 先生がおっしゃいます委員会の報告書なるものを私も承知しております。その中で、それについての意見は申せないのでございますが、このオメガの電波のスペンというものは世界で八局でございまして、二局間の距離が約五、六千マイルになるのでございまして、こうなりまして、特定のたとえはアメリカが管理するハワイの局、あるいはノースダコタの局、こういうものが他の七局を全部自分に合わせるように、同期させるように、そういうふうなことは、ロランの場合とかデッカの場合にはできないのでございまして。したがって、これをやるために、特殊な、正確な原子時計を用いまして、各国がきまつた時間に自分で自分のきまつた電波を出すわけでございます。この点につきましてはたとえば、先ほどから申し上げております、日本にございまして十局のロランA局、これと一部リンクしておりますアメリカ管理中のたとえば硫黄島のロランA

局、あるいは沖縄にございまして慶佐次のロランA局、これとの同期につきましては、全然米側との相互調整なしに、システムで技術的にきまつたとおり電波を出して、それをもって役に立っているわけでございます。

○横路委員 しかし、ともかくこういう報告が正式の報告書としてあるわけですね。あなたもあまり詳しく御存じないようでありまして、なぜその辺が問題かという、やっぱりこの委員会の報告書の中に、たとえば戦時において世界のオメガを使っている使用者にどうかかわってくるかという点に對しての疑問というものが提起をされていくわけですね。ここで、信号の形式を変えたり周波数を変えたり位相を変えさせるなどして、味方だけ使えて、つまりアメリカとその同盟国だけが使用できるということは技術的に可能だということ、そのことについてやはり若干の疑問があるというのをこの委員会の中で指摘されているわけですね。いま行かれていまして、海上保安庁のほうから、私の方に、きょうからの会議の中心は何なのかということをお尋ねしたら、やはり非正常電波ということを使っていたけれども、非正常電波の問題等を含めて、いろいろ事態にどういふぐあいに電波を出すのかということについての打ち合わせですというふうなお話だったわけでありまして、いまアドホック委員会の中で指摘されているような、戦時においてこの電波をどうするのか、しかもこれは全部が使えなくてよといっているけれども、こういうことを変えることによって技術的に可能だということ。この委員会がどの程度の権威のあるものか私わかりませんが、しかし、ともかくニュージラランドのこれは正式な機関のようでありまして、かなり権威を持った機関のようでありまして、これに依拠して質問をすれば、その辺のところをどうするのかというものが、これが細目取りきめといわれるこの書簡の中身であるし、きょうからの三日間の会議の中身じゃないですか。

○横田説明員 電波の発射に關しまして、先ほど申し上げたように、十秒間に各局が出す電波の出し方、それを原子標準時計でやるということ、そのやり方についての話もいろいろ聞いております。しかしながら、そのほかにも、先ほど申し上げましたように、最も重要なのは、各国における局の建設、それから電波伝播の状況等、各国のそれぞれの事情の情報交換が中心である、かように私も聞いております。

（委員長退席、藤尾委員長代理着席）
○横路委員 あなたは聞いておられるかもしれぬけれども、行く人がそういうことを言っているわけですから、非正常電波についても各局の調整が必要だ、こういうことなわけですね。そこで、先ほどから皆さん方、民間船、民間船とおっしゃられますから、お尋ねしたいのでございまして、北海道、北九州ができて東北でございまして、このデッカというのは沿岸から三百マイル可能ですね。一方、このオメガのほうは対馬から半径六百マイルというのは使えないのでしょうか。つまり、このデッカチェーンが完成すると、皆さん方のこのパンフレットにありますが、民間の船なんか、これで十分なんです。ロランAにかわるものとしてはデッカで十分だ、こういうことをいわれて、ノルウェーそのほかの国でもつばらデッカチェーンを完備するという方向をとっているわけですね。ロランAとか、したがってオメガの必要性なんかないじゃないかというものが、ニュージラランド、オーストラリアにおける一つの議論の焦点でもあったわけですね、同じことが日本でもいえるのじゃないか。

○横田説明員 電波標識の遠距離のものについて性能を比較してみますと、戦後日本がアメリカから引き継ぎましたロランAの精度は、昼間で約〇・五マイル、夜間には数マイルという空間波の誤差がございまして、デッカのほうは、これはもつとこまかいものでは、ハイフィックスなど港湾の測量等にも利用されておりますが、北海道と北九州で使われておりますこのデッカチェーンは、英

国デッカ社がつくつたものでありますけれども、大体精度は五十ないし五百メートルの精度になっております。そういう関係で、沿岸で港の近くにホーミングをする、あるいはごく沿岸海域における漁業の場合の漁具の設置場所を正確に知る、そういうためにはきわめて有用なものでございまして。

ところがロランAは、相当遠距離に、離れた漁場へまっすぐ直行して経済的に操業を行なう、こういうことのために、さらに遠距離、昼間でも七百五十マイル、夜間でも千五百マイル届くロランAのほうが有用なものでございまして。したがって、日本海では最近、大和堆などのイカ釣り漁船がこのロランAを使って十分活躍しておられるわけでございますけれども、太平洋を見ますと、このロランAでカバーされておられるのは、北海道の落石のわがロラン局を最後といたしまして、アリューシャン列島付近、ずっと北米のカナダ沿岸までの間、北太平洋のどまん中はブラインドエリアになつておられるわけでございます。

そういう意味におきまして、ロランAとデッカの使い方はそれぞれ違つたのでございまして、先ほどからお話しになっておりますオメガは、ロランAにかわるものでございまして、したがって、ごく沿岸近くのこまかい位置の測定にはむしろデッカがまさる、こういうことでございまして、北海道でワンチェーン、それから北九州で第二チェーンをつくりまして、今年度は東北地方にまた第三のチェーンをつくりまして、デッカチェーンを日本列島にカバーしてこまかい網目の整備をいたしたい、かように考えておられるわけでございます。

○横路委員 だから、あなた方、先ほどロランAを使用している漁船が幾らだとか、数をあげましたけれども、結局その辺のところはデッカで十分なわけでしょう。いまの答弁にもある、沿岸から三百マイル有効なんです。一方、オメガのほうは対馬を中心にして半径六百マイル、全くこれはだめなわけでしょう。だからこれはアメリカでも全国航法システムの中に入っていないのです。

よ。

○横田説明員 先ほども申し上げましたとおり、ごく沿海といえますか北海道周辺のサケ、マスの海域とか何かはともかくも、北洋、それから中部太平洋へ行くカツオ、マグロ、あるいはインド洋に行きますもの、こういうものについてはデッドカチーンではとてもカバーできないわけでございます。

○横路委員 それは、アメリカでは航法システムの中に入れていない点はどういうぐあいに理解できますか。

○横田説明員 私どもとしては承知いたしております。

○横路委員 だからあなたの方は、やはり肝心なことを理解していないのですよ。これはどういう形で開発されてきて、何を目的に開発してきたか。まずこれは原潜の位置確認のためです、さつきちよつとお話ししたように、そのためにアメリカ海軍が主体となって開発してきて、そのための機械をつくって、日本はそれの貸与を受けて対馬にこれを建設中、こういうことですね。

それで、この問題でお尋ねしたいと思うのですが、一九七二年にメルボルンでアメリカの通信問題の大統領顧問をやっているC・T・ホワイトヘッドという人ですが、オメガ基地を持つ政府というの、相互国家の利益を受けるかわりにその損失も負担しなければならぬと言っている。これは、オーストラリア、ニュージランドにおける議論の焦点というのは何かというと、この施設を持てば標的になる、さつき言った核のいゆる攻撃目標になるという点、実はニュージランドやオーストラリアの一番大きな議論になっているわけですね。あの非核国家が核のいゆるシステムの中に組み込まれてお互いに攻撃目標になるのはかなわぬ、こういうことで、これはニュージランドは、オーストラリアでいま問題になっている、こういうわけですね。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

この辺のところは皆さん方お考えになったことが

あるのかどうか。

○紅村政府委員 ただいまの問題は、海上保安庁からお答え申し上げるのがよろしいかどうか、私もちよつとわからないのでございますけれども、海上保安庁といたしましては、先ほど来お答え申し上げておりますように、開発の動機というものにつきましては、ただいま先生が御指摘になりましたような話を私どもも聞いたことはございますけれども、開発されたものは、その結果のものが、漁船なりあるいは遠洋を航行いたします一般船舶の安全航行のために非常に有用であるということから採用に踏み切ったわけでございまして、ただいまのような点は、私どももいたしましては承知をいたしております。

○横路委員 その採用に踏み切ったというけれども、初めはこれはフリーピンに予定されていたのでしょう。それを皆さん方のほうで、これはどういふいきさつかわかりませんが、日本に持って来たわけですね。それで皆さん方、ニュージランドやオーストラリアでこれは何が問題になっているかという点は理解しておるのですか。ニュージランドではどうしてこれがだめになったのか。

○横田説明員 私どもは、そういうフリーピンに予定されていたとかいう話については詳細存じませんけれども、先ほど一番最初に申し上げましたように、ノルウェーからオメガシステムというものについて情報を得ましたときに、このシステムのきわめて有用であるということに着目いたしまして、まだ日本が、商船隊にいたしても、漁業の実態にいたしても、非常に利益するもの、大きいということ。それからわが国の電子工業が高度の技術を有するという点。また、先ほどフリーピンの話がございましたが、わが国の位置として決して不適切でない、むしろ地理的な位置として適切であるということ等を含めまして、やはりわが国でやるべきである、わが国の航路標識の最先端をいくものとしてやるべきである、こういうふうな考えをたわけてございます。

○横路委員 つまりあなたの方は、その危険性のほうは目をつぶったわけでしょう、聞いてないというわけですから。知らないというわけですから、ニュージランドでなぜつぶされたか、知っていますか。なぜこれがだめになったのか。ニュージランド政府がなぜ断ったのか。

○大河原(良)政府委員 ニュージランドにおきましては、アメリカとニュージランドの間で予備的な話し合いが行なわれようとする段階におきまして、このシステムによってポラリス潜水艦の航行補助に使われるのである、こういう議論がニュージランド国内で起きてきて、これが結局非常に大きな反対論となった。そこで政府としては先ほど申し上げましたロイヤルソサエティーに調査をしてもらっておりますけれども、結局、非常に強い反対論がありましたために、この話が正式交渉に至らずして流れた、こういう経緯を承知しております。

○横路委員 いまオーストラリアでこれが議論されているのも、きょうからの会議にオーストラリアが参加をしないのも同じ理由でしょう。問題のポイントはその点でしょう。

○大河原(良)政府委員 労働党が野党でありました時代におきまして、この問題についてやはり労働党としては、消極的な、あるいは否定的な考え方があつたようでございます。その否定的な考え方の裏には、ニュージランドで行なわれた議論というものが当然反映していると思っておりますけれども、現在労働党内閣は、あらためてこの問題を検討してみた結果、野党時代の否定的な考え方を棄てて、現在においては、むしろ積極的に考えたい、こういう方向をとっているというふうに承知いたしております。ただ、結論が出ておりませんために、ただいま御指摘のあつたシンポジウムには出席しておられないということではなからうかと推察をいたしております。

○横路委員 そうじゃないのですよ。いまオーストラリア等の新聞報道を調べてみると、やはりいままさに指摘のあつた、核のシステムの中に巻き

込まれて、非核国家であるところのオーストラリアが標的になるんじゃないかということとで議会の中で議論をされている最中なんです。そして、私たちが向こうで活動しているいろんな人と手紙のやりとりをしてみると、一体日本がどういう関心を持っているのかということに非常に興味を持っていますわけでありまして、そんな意味でオーストラリアが参加をしない、もしこれが建設されないといいことになると、これはどういう影響が出てきますか。

○横田説明員 お答えいたします。

オーストラリアが参加しない場合には、南半球における一部の地域においてオメガ電波が受信できない、すなわちオメガ航法による位置測定ができない、こういうことになります。

○横路委員 つまり世界で八局予定をされているわけですね。そのうちのひとつがふれたら、これはどの程度の影響が出てきますか。つまりパーセントでいうと何％ぐらい減少するということになりますか。

○横田説明員 私は専門家でございませんで、ちよつとその辺のところはわからないのでござい

ます。

○横路委員 いや、専門家でなくたって、ほんとうにこの経過を調べようと思えばわかるわけですよ。いろいろ海軍で全部計算していますよ。一局だめでもって七局の場合はどうなのか、二つだめでもって六つの場合どうなのか、三つだめでもって五つの場合どうなのか、それ全部検討されているわけですよ。何のために検討しているかという、つまり攻撃を受けてそのアンテナといいますが、その場所が一方所だめになった場合にはどういふ影響が出てくるか、二方所だめになった場合にはどういふ影響が出てくるか、これは当然検討の対象になっているわけですよ。

では、もしオーストラリアが参加しない、あの地域でだめだ、できないということになった場合には、これはどういうことになるのですか、いま対馬に膨大な金かけて建設しているわけですね。

ども。建設中ですね。半分ぐらいでき上がっている。だめになった場合はどうなりますか。日本政府としてはどうするのですか。

○大河原(良)政府委員 かりにオーストラリアがこのシステムに参加をしないという事態が起きた場合の技術的な側面につきましては、先ほど海上保安庁のほうから、正確な判定はできない、こういう御答弁でございましたが、私もどうもいましては、先ほど御答弁申し上げましたように、現オーストラリア労働党政権はこの問題に積極的な態度をもって取り組んでいるというふうに承知しておりますので、そういうことで考えてみたいと考えております。

○横路委員 そうじゃなくて、われわれのところオーストラリアから来るいろいろな質問事項の中に、これは私たちのほうでやりとりしているわけですけども、もしオーストラリアができなくなった場合に日本政府はどういう態度をとるんだらうか、これだけの影響が出てくるんだというふうなやりとりを実はわれわれはしておるわけなんです。その情報によると、決してそんなに簡単にきまるような状況じゃないですよ。もしそうであるならば、きょうからやる三日間の会議をすっばかすはずないじゃありませんか。

つまり事態というのは、この会議に出てこないということでもわかるように、オーストラリアの中でもかなり深刻なんです。このニュージラードやオーストラリアでかえた問題の本質というものは、日本だって実は本質的には同じ問題を内在しているということを私は指摘をしたいわけなんです。日本は海上保安庁ですけども、アメリカの場合、あるいはノースダコタ、ハワイ、トリニダード、これは米国のコーストガードですね。いわばこれは軍隊の一つであります。フランスはフランス海軍、アルゼンチンもアルゼンチン海軍、これはやはりもっぱら軍隊の軍事用施設としてできているというように私たち理解をするわけでありまして、そこでも、もしオーストラリアがだめになった場合どうするかということ、これはだいじよう

ぶなんだということでお逃げになりましたけれども、もしかりにそういうことがあった場合には再考慮されますか。

○紅村政府委員 オーストラリアの問題につきましては、ただいま外務省のほうからお答えがございましたとおり、私も、結論は出ていないようでございますけれども、基本的には同意という方向に行っておるというように聞いておりますわけ、したがって、この八局というものは整備されるという方向で私どもとしては考えたいわけでございますが、かりに、ただいま先生が御指摘になりましたように、オーストラリアが万が一参加しないというふうなことになる場合は、やはり若干のブラインドエリアができるとは申しますもの、その他の七局でも、わが国の漁船なりあるいは遠洋を航行いたします船舶の安全な航行の確保のためには非常に有用でございますので、私たちとしては、やはり建設を進めてまいりたいというふうな考えでおるわけでございます。

○横路委員 あなた、そんなことを言うけれども、一局だめになったらどのくらいのエリアが使えないかということもろくにわからなくて、何でそんなことを言えるのですか。

○横田説明員 私、専門家でございませんで、私が申し上げても信用いただけないかもしれませんが、八局ございまして全体で二十八本の双曲線ができるわけでございます。そのうちオーストラリアが欠けた場合には、南半球の一部についてブラインドエリアができるということではございませうが、ブラインドエリアといいますが、全然双曲線が使えないわけではございませんで、そういうわけではございませんで、効果はきわめて薄くなりましてが北半球では十二分に使える、こういうことでございませう。

○横路委員 ではこのオメガというのは、その設置場所の半径六百マイルはもとと使えないわけですね。そのほか、いま言ったように、一方所だめになるとかなり大きな、実は一五%なんという

数字も出ているわけでありまして。その辺のところをひとつ、もうひとつときちんと皆さん方検討されたらどうですか。

私さっきお尋ねしたように、実はやはり、これは日本政府に管理権があるというようなお話だったけれども、自由に何でも電波をとめたり出したりますことまで自由なのかというところ、そうじゃない。それは八局になれば八局の取りきめが中心になる。その取りきめの中心のコントロールはどこのやるかというところ、これはやはりアメリカが中心だ。アメリカ海軍。完成の晩にはこれはコーストガードに移るということが明確になっているわけですよ。その辺もさっきのやりとりの中で明確じゃないでしよう。もしほんとうにどんな場合でも、すべての国で希望するすべての人間が使えるのだということであれば、それこそ国連で管理ですればいいわけですよ。そうじゃないわけでしょう、これは。しかも戦時になればいつでも、味方だけ使えるように電波を要することができわけですよ。そういう中央の統制、コントロールがアメリカにおいて行なわれるのだという、このニュージラードの報告があるわけですよ。だからひとつその辺のところを皆さん方明確にうちよつとお調べになる。知ってて黙っておられるのかもしれませんが、皆さん方知らないのならその辺のところを調べる。アメリカ海軍のコントロールのもとに、こんなアメリカのボラリス潜水艦の位置確認のためのアメリカの核の分性、その中の非脆弱性を強化するなんという方向に日本がシステムとして組み込まれることになる、この対馬の基地というのは、ですから最近自衛隊は、対馬に三軍ともどもかなりいろいろ強化されているでしよう。そういうバックというものがあつたわけですよ。いまのあれですと、皆さん専門家じゃないと言つて逃げておられるけれども、実際やつてこられたのは海上保安庁でしよう。防衛庁は少なくとも表に出てきていないわけですよ。ただシステムとしてはそういうシステムになつていいる。これは皆さん方も一部お認めになつ

たわけでありまして、その辺のところをもうちよつと明確に調べて報告をしていただけませんか。

○大河原(良)政府委員 核システムとの関連においてこの問題をお取り上げでございませうが、先ほど申し上げましたように米海軍としては、ボラリス潜水艦にオメガレシーバーを設置する計画はないということをはっきり公表いたしております。ただ現在、豪州におきましてこの問題がどういふふうな処理されるかということにつきましては、私も現時点ではもちろん深い関心を持ってこれを見ております。また技術的な側面につきましては、私も海上保安庁とも十分連絡をとりまして、さらに詰めるべき点があれば詰めていくように努力していきたいと思ひます。

○横路委員 それはアメリカ海軍の発表なんというのはいんちぎきまりないものでありましてね。ともかく電波が十五メートルから二十四メートル海面下にくるというわけでしょう。いままではどうしているかというところ、海中の底のほうからする電波を海上に出して、それで指令を受けたら自分のところの位置確認をするというふうな装置なんか、アメリカの海軍ではいふん開発をしているわけですよ。今度はそれをあまりやらないでいいわけでしょう。それはどういふことかというところ、相手方に発見されないという最大の利点があるわけですよ。それがこの電波の最大の特徴であるわけでしょう。その特徴を生かさないでボラリスには使ひませんで言つたつて、さっき指摘したように、アメリカのいろいろな情報システムの中でこのオメガの開発が項目として現実にあがつているんですから。私の持っている資料によればです。

ですから、外務省はいつもアメリカの話があるとして信じてしまつたわけですけども、いまお話があつたようにニュージラード、オーストラリア等の経過ですね。どうしてつづけたのかということも含めて、もうちよつと軍事的な側面というものを皆さん方としてもしっかり把握をしてもら

す。

○横路委員 しかし、府中の米軍のほうの管轄というの、何も日本ばかりじゃなくて、韓国そのほか含めて五空の範囲でしよう。それはどういふことになるのですか。日本が管轄を持って中心に運用をしていくのだ、こういうことになるわけですか。

○久保政府委員 そういふことではございません。したがって、在日米空軍司令部が動く場合に、どの範囲が動くのか、これは私も承知いたしておりません。しかし、自衛隊がバッジ組織を持っており、しかもCOCに全部集中いたしますから、その機能を離れては米軍も日本周辺を把握していくのにはいかというふうに思いますので、米軍がどういふふうCOCに人を派遣するのか、その辺がわかっておらないということでありませう。

○横路委員 しかし、ともかく五空の場合に、いま府中にあるやつというのは、アジアある意味では極東地域全域を管轄をしているわけでしょう。そしてその施設は残るわけでしょう。施設も持つていつちやうのですか。そうじゃないでしょう。

施設は残るのしょう。そのあと自衛隊が中心になって管理するのしょう。それに米軍がどうかかわってくるかはまだ話がきまつていない、こういうことですね。これだとやはり問題が残るのじゃありませんか。

○高松政府委員 COCはそのまま残ります。司令部は横田へ移ります。

○横路委員 そうしたら、南朝鮮あたりはどういうことになりますか。

○久保政府委員 いまの施設庁のほうのお話ですと、五空軍の施設、器材関係が残る。したがってそれに伴って、その辺はつきりわかつておりませんが、つまりどの程度残るかわからないわけでありませうけれども、人はおそらく残るだろう。どういふふうな残り方をし、どういふふうな日米間の連絡調整になるかということは今後の問題であるというふうに理解をいたします。

○横路委員 しかし、いずれにしても器材は残るわけでしょう。そうすると、現実的などこに司令部

部の権限がいくかということは別として、いままで五空の司令部でやってきた、あるいはやり得る能力というものを自衛隊が引き継ぐのだということとは言えますね。

○久保政府委員 五空軍がやっておりました機能を自衛隊が引き継ぐことではないと思います。自衛隊がバッジ組織を利用してCOCを使っております。その範囲においては日本における防空の情報はずかんでおるわけでありませう、この点もし間違っておりましたら施設庁から修正していただきますけれども、米軍が使っておりました器材を残すようでありませうから、その器材を使つてどういふ機能をどの程度の人間でどういふふうにやっていくかということは今後の問題ではないかというふうに思っております。

○横路委員 その器材というのは、これはいわば管理権といひますか、それは自衛隊に残していくわけでしょう。そしてあと人だけ派遣をしていくというお話なんでしょう。つまり機能はなくなつてその能力そのものは、自衛隊が引き継ぐということになりませう。

○平井(啓)政府委員 現在、府中の米軍施設にありますところの在日米軍司令部の機能及び第五空軍司令部の機能は全部横田へ移ります。ただ、現在あそこに入っております各種の通信ケーブルその他の施設が一部あそこに残りまして、それが新たに横田に移りました。在日米軍司令部及び第五空軍司令部との間をつなぐ通信施設をつくることによつて機能が保持される、そういう形になるわけでありませう。

○横路委員 それは間違いありませんか。機能だけ横田のほうに行つてしまつて、器材は残つて、その能力そのものは府中に残つておつて、この間を結ぶ何か通信の体制でもとつてやるのだということですか。

○平井(啓)政府委員 器材も全部横田に移ります。ただ、現在府中に入っておりますもうものの通信のケーブル等がございます。これはそのまま府中に入つております。入つたままで、それを今

度新たに移りました横田との間をつなぐケーブル等を建設することによつて、機能が横田のほうに移ることになるわけでありませう。

○横路委員 いまの答弁だと、あなたは器材も移るといふのでしよう。つまり日本の自衛隊の受け持つていた範囲です。従来の米軍が受け持つていた範囲です。その機能が移つて器材は残るのだといふのは前の答弁。いまは、器材も移るのだ、そしてケーブルが何かでつながるのだといふ話でしよう。これは実は非常に重要な問題で、あとで岡田委員のほうから共同作戦の問題として提起されますけれども、そこをちよつとはつきりしておいてもらふねと、そんなにぐるぐるこんな重要な問題が変わるようじゃ困りますね。

長官、これは調べてどういふことになるのか、機能と器材の面ですね。そして何が一体残つて何がなくなるのか。この辺のところを自衛隊のほうは明確なんでしょうけれども、米軍のかかわりで、いま答弁を聞いておると非常に大きな疑問が生じてまいりますので、したがって、その辺のところをあとで明確にしたいと思ひます。

○平井(啓)政府委員 あらためて御答弁いたしますが、司令部機能が横田に移ると同時に、器材等も横田に移ります。したがって、府中に残ります機能は、いわばそういった通信関係の中継機能ということになります。

○横路委員 つまり自衛隊のほうだけ残るという意味ですね。米軍は全然いなくなるわけですね。通信機能というものは、自衛隊と五空との間の通信機能の話なんでしょう。米軍の残つた部分と五空との間の通信機能なんですか。それはどうなんですか。さつきからだいぶ答弁が違つておるのですよ。

○平井(啓)政府委員 先ほどから御答弁申し上げておりますように、現在、府中の司令部には各種の通信ケーブルその他のネットが入つております。ネットの中枢になつております。それまで全

部横田に移設してしまふことは、工事規模が非常に大きくなりますので、司令部機能は全部横田に移り器材も移りますが、そこに入つてくるケーブルから府中に中継機能をつくりまして、府中と横田の間をつなぐことによつて、現在府中にあります日米軍司令部及び第五空軍司令部が横田に移つた場合の通信機能をそれでもつて満たすということになります。したがって施設の申ししますと、府中にあります米軍の施設及び軍人等はほとんど全部横田に移りますが、一部その中継機能を果たします部分だけが府中に残るということになります。

○横路委員 さつきの防衛局長と施設庁長官のお話とは若干違つておりますが、いまのようしういふんですか。そうすると米軍のほうは、通信の回線の保守といひますか、その程度しか残らぬで、あとは全部移つちやう、こういうことですか。

○平井(啓)政府委員 そういふことでございませう。

○横路委員 そうすると、日本の自衛隊と五空司令部との関係は今度はどういふことになりますか。

○久保政府委員 おそらくそういった事情が今後の日米間の協議の内容になるんじゃないやなからうかと思ひます。

○横路委員 それはまだお話ができていないと、こういうわけですか。

○久保政府委員 私は少なくとも聞いておりませうし、最近の空幕の話ではそうでありました。

○横路委員 非常に重要な基本的な問題で、しかも別にそんなむずかしい問題じゃないわけでしょう。この辺のところといふのは、実はあまりあいまいに問題として扱つてもらいたくないというふうに思つておられますが、これはあとで岡田委員のほうから詳しく議論があります。

そこで、関東集約化計画と関連して、さつきもちよつと議論があつたわけでありませうけれども、この五空傘下のたとえば南朝鮮に派遣されている部隊が横田に集約する、あるいは戦略空軍のタイ

の航空師団が沖縄の嘉手納に集約される。私は、リチャードソン国防報告の方向に行くと、最後はその辺に帰着するんじゃないかというように読み取ったわけですが、先ほど局長の意見とは違いましたけれども、その辺の可能性といいますか、そういうことは考えられないのか。

○久保政府委員 私はいろんな面を総合判断したときに、タイの航空部隊、それから韓国の部隊がどうなるかということについては、米側ではまだ長期的な計画を持っていないのではなからうかというふうに思います。おそらく、かりに将来変わるとしても、いまおっしゃったような方向にはならないんじゃないかという観測をいたします。

○横路委員 ただ、もし集約化されていくということになって、まあ大陸から一歩引いたところに防衛線を張るという考え方をとれば、これは南朝鮮の軍隊はどこに集約されるかといったら、その可能性としては横田しかないわけでしょう、指令系統からいえば。タイの場合はグアムに行くこともありすけれども、一歩引くという意味では、嘉手納に行く危険性というのが非常に強いんじゃないかということをおんなか心配をするわけでありすけれども、この総合兵力構想ということがアジアに適用されるという意味での関東集約化計画だということに私たちは理解をしているわけでありまして、そういう議論の先には、その辺の問題というのが内在しているんじゃないかと思うのですが……

○久保政府委員 この辺は見解の分かれるところでありすけれども、私はそこまでは読まなくてよろしいんじゃないか。関東地域にありすいろいろな基地を集約することによって、日本国民の要望にもこたえ、かたがたまた米側の経費効率的な面にもプラスになるというふうな、比較的、基地問題に集約されたものとして理解したほうが当面はよろしいんじゃないかというふうに思います。

○横路委員 ここで、横田に集約されていく米軍部隊の状況を、私たちのほうでほんとうは詰めて

いろいろと事実確認をしたいわけでありす、この関東集約計画についても。したがって、委員会でも時間が貴重でありますから、事前に皆さん方に資料の要求をしたわけでありすけれども、膨大な資料の要求をしました、どうもあまり明確に御答弁がこの資料要求の中でなかったわけなんです。

そこで、若干お尋ねをしたいのですけれども、横田に配属される米軍部隊の状況と作戦機能というのとはどのようなものなんですか。

○久保政府委員 私は、この関東統合計画によって横田に集中される部隊が特にあるように思っておりますが、いまの府中の司令部、それから住宅関係、そういったものが中心ではなからうかと思っておりますけれども、それにしても、でき上りあります横田というものは、やはり米国の極東におきます航空輸送の中継基地である。それから、気象の関係でありますとか、若干の偵察関係でありますとか、そういうような付随部隊もありすけれども、主としては輸送の中継基地である。その機能というものは従前と今後とも変わらないのではないかとこのように思います。

○横路委員 その輸送航空団というのはどういふものですか、明確には。

○久保政府委員 輸送航空団は、アメリカ本国、イリノイ州に本部がありすけれども、その管轄下といたしまして輸送空軍の第二二空軍司令部というのがあります。これはカリフォルニア州でありすが、その管轄下に幾つかの極東地域におきます支援隊がございます。その一つが横田の第六一〇軍事空輸支援隊というものであります。これ以外には気象関係、これも横田に第九気象偵察航空団。これは本部がカリフォルニアにありすけれども、その分遣隊が横田にありす。それからこれは横田と関係ありませんでした、嘉手納には航空救難回収隊というものがございす。そういったものの総合がいわゆる輸送航空団というものであります。

○横路委員 これはMACの関係ですね。それか

らさらに戦略空軍の嘉手納の分遣隊がございすし、電子偵察機等も配置をされているわけですね。その意味では、単純に輸送の中継基地ということではなくて、しかもベトナム戦争以後の状況を見ると、実は防衛線が少し下がるという意味では、かなり中核的な基地に、横田の機能というのは、横須賀の第七艦隊とも関連をすることでありすが、重要な意味を持っているんじゃないかということ、単なる集約化じゃなくて機能強化という側面があるだろうと思うのであります。この辺のところ、実はきょうこれから少しこまかく事実を確かをしながら議論をしていこうと思つて用意しているものでありますけれども、時間があれですが、その辺のところは、これは要望なんです。

資料の請求という形でこの前お願いをして、実はあまり満足な資料が返ってこなかったわけでありすが、これを私たちのほうで再度まとめて資料要求しますので、できるだけひとつ誠意にお答えをいただきたいということをお約束いたしたい、その点の私の質問は省略したいというふうに思ふのでありますけれども、それお約束できますか。

○久保政府委員 本土におきます米軍の配置は相当詳細にわかっております。ただ、国土外のものにつきましては、おおよそのことはわかりますけれども、これは本土のように詳細にわからない面がございすので、その点は御了承を願うというたしまして、精一ぱい努力をしてみたいと思ひます。

○横路委員 そこで、大蔵省の方、来ておられますね。お待たせして申しわけないのですが、この関東集約化計画に基づいて基地のあと土地利用の問題が問題になってきております。そこで大蔵省は国有財産中央審議会のもとに返還財産処理小委員会というものを新設をして、従来とはやり方を変えてこの基地のあと土地利用についての審議に入っています。これはどういふことで従来のやり方というものを変えたのか。

○川崎説明員 この二、三年の間に返還を予定されます財産の量が従来にない非常に大きなものである。それから御承知のように、土地問題、都市

問題ということが最近の状況から非常に重要な国民的関心になっておるといふこと。その二つの観点から時間をかけて慎重に審議をする必要があるというところでそういう仕組みにしたわけがございす。

○横路委員 なぜその仕組みが、あなたのほうがいま提起された問題の回答になるのですか。

○川崎説明員 委員会という名前になっておりますけれども、実は研究会的な性格を持っておりまして、何度かお集まりを願つていろんな方面からの情報を入れまして、またよく意見を求める、そういうふうな考えておりますので、いい意味での検討結果が生まれるのではないかと期待しておるわけがございす。

○横路委員 政治とは何かということ、結局、住民のさまざまな要求にこたえていくということがとりわけ最近非常に大事であるということが、みんなに認識をされているわけですが、従来のやり方と違う最大の点は、住民の代表である地方公共団体から代表が参加しないということですね。この辺のところ、あなた方いかにお考えなすか。

○川崎説明員 中央審議会です。中央審議会に直接地元公共団体から参加をいただいておりますけれども、いざいざ検討の場には地元公共団体の御意見も出していただくということを考えておりますが、なお大切な大きな問題でございすので、処理をきめる、具体的な利用計画をきめるという段階におきましては、従来どおりの地方審議会に付議しまして、地元代表の御意見も聞くという仕組みでやる予定でございす。したがって、従来の手続にプラスアルファ的な慎重さを加えたというふうに御理解を願ひたいと思ひます。

○横路委員 私たち十五日の日に、大蔵大臣と官房長官にこの点について厳重な申し入れをして、検討されるというお話だったので、検討されるという結果がいまのお話だというように伺つてよろしいのでしょうか。つまり、中央審議会の答申だけできめるのじゃなくて、もう一度地方の審

議会にもさらかけるといふことですね。

○川崎説明員 御指摘のとおりでございますが、中央の小委員会では、抽象的な方針といえますが、利用計画の大綱をきめまして、それをもう一度地方の審議会にはかりまして、具体的な利用計画と処理方針をきめる、そういう手続を踏みたいと考えております。したがって、大臣に申し入れられましたが、趣旨でそういうふうにいいたしたいというふうに考えております。

○横路委員 わかりました。中央審議会というところで地方のほうの代表をはずして、自衛隊のほうがこの土地を虎視眈眈とねらっているわけでありまして、そこでかつてにする仕組みというのはいくらもないかということ、東京都のほうも、埼玉県のほうも、各関連都道府県、山梨も茨城も含めて、みなこれはけしからぬじやないかということ、このまま強行するならば、それそれひとつ連絡をとって抵抗しようじやないかというふうな話も内々進められておったようでありまして、いまの御答弁によると、大綱をきめる、要は大綱をきめないでもらいたいと思いが、きめて、その上で具体的には地方審議会にかけてきめるのだというわけでありまして、それはそれで了解をいたしました。けつこうでございます。

この関東集約化計画も、実は各都道府県その他地方公共団体にとってそれぞれ重要な問題で、一つ一つ詰めていけばこれは切りのない議論なんです、これはまた別の機会に、周辺整備法の関係あたりのときに議論することにしたと思います。最後にちよつと二つ基地の問題を、あとまた別な問題になりますので、この際お尋ねをしておきたいと思うのですが、自衛隊のほうの基地が都市に集中しているということでの批判というのがある、これは昨年でしたか、一昨年でしたか、立川の強行移駐のあたりだったと思いましたが、たしか野呂政務次官が中心になって、自衛隊の基地の縮小計画というか、再編整理計画というか、都市にあまりにも集中されてきた

実態というものを調べて、整理をしていこうというふうな、たしか国会での答弁に基づいてそれが検討が進められているはずだと思いますが、その辺のところはいまどういう段階になっていくか。

○長坂政府委員 昨年の夏、そういう調査研究の内部組織がつけられまして、米軍のこと、それから自衛隊のことというふうな検討しております。それで、その中でいろいろと各基地の実態の資料を収集しまして、いまその分析、検討をやっております。まだ結論を得るにはなお若干の月日がかかると思います。

○横路委員 その具体的な対象あたりも検討に入っているのですか。

○長坂政府委員 たとえば先日この委員会でお取り上げいただきました十条の赤羽地区というふうな問題も検討の対象にしております。個々の基地も対象にしております。

○横路委員 これは全国あちこちに問題があるだろうと思うのです。私のところの北海道でも、丘陵なんかは、もうまわりが全部家になってしまつて、危険な空港、夜使えない空港になっていくわけでありまして、それから真駒内のように、住宅街のど真ん中にある交通の妨害にもなっているというふうな地域とか、たくさんあるわけですよ。そういう都市の過密の中における基地がこの対象になって検討されているというふうに理解してよろしいですね。

○長坂政府委員 一つの大きな側面は、そういう都市化の押し寄せてきている波、それに対応してどうするか。いまお話しのような真駒内とか、先日大出委員のほうから御指摘がございました沼田の演習場などは、それとの関係で、現在まだ計画決定しているわけでございますが、調査をして、それに対する対応策として異議があるかどうか、そういう点を検討しているわけでありまして。○横路委員 そうすると、真駒内の移転のためにある意味では沼田のほうが必要だということなことでですか。

○長坂政府委員 いわゆる北海道大演習場、島松の関連なども含めまして、その他の意味もございませうけれども、そういう意味も含めまして検討しております。

○横路委員 北海道の演習場がどんどん拡大される、これもまた望ましいことじやないものでありまして、四十六年、四十七年の美唄なんかも相当取得をされておるようでありまして、中心はどの辺のところにも皆さん方は土地を取得されたのですか、新しい演習場を。

○長坂政府委員 美唄はすでに四十七年度末で購入済みでございますが、いま都市化の波というふうなことの関連は、先日ここでもお答えしましたような沼田などを意中に置いて検討しておるところでございます。

○横路委員 過密都市からなくなっていくことは非常にけっこうであります。だからといって、場所を変えてまたあまり大きなものができ上がるというの、これまた困つたものでありまして、ただ、いまのところ、中心というのは過密都市の問題というのが住民にとって非常に大きな問題になっていくので、ひとつそれはいつころまでに検討の結果を出される予定ですか。

○長坂政府委員 個々の基地についての具体的な対策というものはもう少し時間がかかると思いますが、四五月のうちにしたいと思っております。

○横路委員 この問題の最後にはちよつとお尋ねしたいのは、実は私さういふ札幌のほうに日帰りをしたのですが、千歳におり立つたら、地元の方には、千歳の方に、もう滑走路の端から二、三キロといわれておつて、ほんとに住宅街にすぐ一歩手前というところで墜落をして、若干のけががある、はたしてその被害というものは与えているわけですが、幸い大事にならないでよかったわけですが、千歳の市の決議を見てびっくりしたのは、千歳の市議会の構成というものは、三十二名のうちたしか十人程度自衛隊出身の議員の方がおられ

る非常に特殊な議会構成になっているのです。こういうところは全国にちよつとないのではないかと。その議会が、戦闘機の飛行安全が具体的に保障されるまで飛行を中止すること、それからもう一つは、市街地上空及び周辺の飛行を絶対回避するため、あらゆる施策、方途を速やかに講ずること、それからファントムの配備については再検討することという議会決議を満場一致で行なっているのです。

私はきのう話を聞いて実はびっくりしたわけでありまして、そのときの話の中身というのは、実はきのう二空のほうから電話があつて、山崎さんという議長のところ、きょうから訓練を再開するという連絡があつたということ。長官にもお会いをして、千歳のほうに足を向けて寝られないという話も何かなさつたのでありますけれども、そういうことなのに、あれほど約束をしてくれたのに突然そういう連絡をよこしてというので、議長さんは自民党の方でありますけれども、みな非常に不信感を持っているわけですね。ひとつ、その辺のところの経緯とF104の原因そのほか含めて、あそこもだんだん周辺に住宅が建つてきて、またたいへんな問題にこれから将来なると思いますが、これも当面、この問題についてどのようにお考えなのかということだけちよつと……

○山中国務大臣 その周辺で二回、同じような着陸の最終進入に移る旋回コースの途中で落ちております。それらの事故については、第一回はすでに究明済みで、これはエンジンがとまつたということでありまして、低空のために再始動できなかった。第二回目の最近のものは、現在の点検の段階において考えられるものとして、具体的な問題はちよつと専門家のほうから言われますが、シャフトがいたんでいた、折れていたということのはつきりいたしました。それから、すべての飛行をもちろん停止いたしておりますが、その最終点検をほぼ終わりました。考えられるすべての問題についてチェックを終わっております。これについては、地元の申し入れがござい

から、中止せよという御要求にはそのとおりいたしておきますので、当然、再開する場合には、地元の市並に議会と御相談をいたしまして、最初のはたしてほんとにだいいようぶかという意味のテスト飛行というものから逐次一機ずつ始めまして、そしてその後正規の訓練にまた戻っていくという手順を踏むべきものと思います。したがって、いまおっしゃったような事実関係は確認しておりませんが、私の承知しないうちに、どのような試験飛行であれ、飛行が開始されている事実は断じてないはずであります。

○横路委員 その飛行を開始されたかどうかは私も確かでないのです。ただ、きのう市議会の議長の方へそういう連絡があったということ、皆さん方がだいいぶ怒られておつて、私、札幌に行く途中、話を聞いてくれということ、ちょっとお寄りして話を聞いたときにその話が出たのですが、このフアントムの配備計画そのほか含めて市議会の画期的なこの要望に——ほんとに自民党公認でこんなにくさん出ている議会なんというのは千歳市議会ぐらいいしかないのです、いま日本じゅうさがしたつて。その、しかも自衛隊出身者が四分の一以上三分の一近くを占めておるところで、このようなフアントムの配備を考えてくれということから始まる決議を満場一致で採択したというの、いまの自衛隊をめぐる市民の立場に立てばそういうことになるという方向なわけですから、皆さん方の党の議員の市議会の方々も賛成したことでありますから、ぜひこの要望に沿うように再検討していただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 フアントムの問題は御要望として一応承つて今後相談をしますが、少なくとも飛行停止、飛行再開等の問題について、もちろん市街地を避けることは当然であります、これらの問題は私自身が直接お話し合いをして承つたわけでありまして、私自身の判断というもので地元の御了承を賜つたという時期でない限りは、その指示をいたしませんので、そのような前提によつて、まず試験飛行から再開していくというよ

うにお考えいただきたいと思ひます。

○横路委員 それでは第二の問題に入っていきます。

宮内庁長官、法制局長官、だいいぶお待たせいたしましたして申しわけございませんが、一つ二つお尋ねをしてみたいと思ひます。

今回の増原発言というのは、日本国憲法における天皇の地位というのをあらためて考えさせる事件でありまして、私たちの世代から見ると、この問題は、与野党を含めて、世代的なものと考え方の違いというものを私は痛切に感じさせられた一人なわけでありまして、特に、増原発言として伝えられる天皇の発言が、国論を二分している自衛隊、とりわけ今回問題になっている防衛二法に関するものであつただけに、これは単なるハブニングの問題としてじやなくて、将来の問題としてわれわれ政治家はこの問題をやはり真剣に検討していく、考えていく必要があるだろう。

とりわけ、私、見ておつて、これは問題だなどと感じたのは、増原さんの辞任ということが戦前のように何か天皇に迷惑をかけたというような形で責任のとり方をなされてしまつて、天皇問題はタブーだというような発想の中に埋没してしまつたことが実は非常に残念でありまして、そういう意味でのタブーというのは、われわれ国会あるいはマスコミを含めて、ほんとうはなくなつて大いに自由に議論もできるということがあつて、初めて実は象徴天皇制ということの意味も国民の中にほんとうの意味で定着していくのではないかと、いふように私は考えるわけでありまして、この天皇と憲法、あるいは天皇と自衛隊ということに問題をしばつて、現実の運用そのほかを宮内庁のほうと法制局のほうに若干お尋ねしたいと思ひます。

まず、今回の問題、これは増原さんのあとを山中さんが引き継いだわけでありまして、山中長官としてはどのようにな今回のことを見ておられるか、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 先般の内閣委員会において総理大臣が答弁したとおりであります。

○横路委員 どういうことですか。答弁されたとおりのことは、もう一度。

○山中国務大臣 内閣の責任者として総理大臣が御答弁されたことを、私もそのとおり考えている次第であります。

○横路委員 天皇の地位というのは明治憲法から現行憲法で非常に大きく変わったのですが、なぜこつこつに大きく変わったのかということですね。それは一つは、何といつても天皇の名において戦争が行なわれ、そのもとに多くの国民が死んでいって、たくさん犠牲者を出したという、第二次世界大戦になつた一つの原因がやはり天皇制のもので軍国主義だということな認識があつて、だからこゝろ現行憲法というものは、国民主権と平和主義ということを一歩理解しなければならぬのはだれか。国民主権と平和主義、そういう中での一条による天皇象徴制という規定が設けられたんだという、このことを一番考えなければならぬのはだれか。私はそんな意味で自衛隊ではないからうかというように考えるのです。この明治憲法から現行憲法への変わりということの中で、どうですか、その辺のところ。

○山中国務大臣 戦前の軍隊というものは統帥権が天皇陛下にございまして、したがつて自衛隊に関する限りは、統帥権と呼ぶのはおかしいのですが、内閣総理大臣が最終的な指揮命令権限を持つわけでありまして、天皇陛下と自衛隊とは全く関係のない存在としております。

○横路委員 つまり統帥権を持つておられて、そのことで第二次大戦にいったという反省、たぐさんの血を流したというこの反省の上に、憲法において天皇に関する現行の規定というの、できたんだらうと思ひます。その辺のところを一番受けとめて考えなければならぬのは、これだけの軍事力を持つていられる自衛隊じやないだろうかと思ひます。すけれども、いかがですか。

○山中国務大臣 前段の新憲法制定の解釈は御自由であります。しかし後段について、自衛隊はかつての旧軍と統帥権保持者の天皇陛下との関係とは全く違ふ。統帥権という名に値するかどうかは別として、内閣総理大臣のみの指揮命令権のもとにある。したがつて天皇陛下と自衛隊とは全く関係のない存在である、そのことだけは明確に申し上げておきます。

○横路委員 少し私の意見も聞いてもらいたいと思ひます。昨年一月に私、実は中国に行つて、一カ月間、中国の東北地方、昔の満州をあちこち見たのです。そこで日本が昔何をやつたかというところについて、いろいろな人に会つて話を聞いた、その現場というものを現たり聞いたりしてきたわけなんですけれども、日本が戦争に負けたときに、中国や朝鮮の民衆が一番最初に破壊したところがあるのです。これはどこだかわかりますか。

○山中国務大臣 私に……。

○横路委員 はい。

○山中国務大臣 私はその当時そういう地区におりませんでしたので、よくわかりません。

○横路委員 最初に民衆の怒りを買つたのは神社なんです、中国や朝鮮においてつくりだされた。私その話を聞いて、私は全然戦争は知らない世代に属しているわけでありまして、行つて話を聞いた、なるほどなと感ぜたわけですが、それは向こうで中国の人たちの話を聞くと、ともかく朝は朝会といつて皇居のほうに向かつて参拝させられる。八紘一宇の歌を歌わされて、神社の前ではおじぎをしなければならぬ。皇威の発揚、太平洋戦争の必勝、共存共栄なんといつてみんな強制されたというところで、そのことが中国の民衆にとつて非常に暗い思い出として残っているわけなんです。そのことを実は私、行つて話を聞いてみて、なるほどなと思つて帰つてきたのですが、いまわれわれが考えなくてはならないものというのは、アジアの民衆にとつて日本というのは何なのかといえ、戦争の加害国だつたわけでありまして、戦争が終

わつてからもう三十年近くなるわけでありすが、日本の戦後の復興の、ある意味では国民の共通の体験といえますが、認識とは何かといったら、やはり戦争の被害者体験といえますか、もう戦争はいやだという意味ですね。しかも、そのいやだという視点というのは、あの戦争の被害を受けた側面、これはいやだということがあわれわれの運動の基盤にもなっていましたし、ある意味では戦後日本の一つの共通の体験としてあったのじゃないかと思ひます。ただ、その中で忘れられたのが、やはり戦争の加害者だったという側面ではなからうかと思うのです。

そこで、中国に行つて、民衆が神社をこわすなどといううな話を聞いて感じたわけでありすが、やはり一番感じたのは、そこで天皇と神社と軍隊というものが結びつくというところは、実はアジアの民衆にとつては、非常に昔の思ひ出しの思ひ出と結びついているわけですね。そのことだけは絶対にわれわれ避けていかななくてはならないというふうに考えるわけなんですけれども、いま防衛二法が問題になっているときの増原発言、しかも靖国神社法案がやはり内閣委員会にかかっているといううな中で、われわれ考えなければならぬのは、戦争の加害者にならない。アジアの関係では加害国だったという事実を見ながら、その関係だけはきちつとかかり合ひを持たないようにしていくというの、これからの日本のアジア政策の中でも基本として一番大事なことにやなからうかといううなことを、私は中国に行つて感じて帰つてきたわけでありすが、これは私の意見でありすが、長官はいかがお考えになりますか。

○山中国務大臣 もちろんわが国の現行憲法は、国際紛争解決の手段としての戦力を保持しませんが、核保有は政策としてこれをいたしませんし、また攻撃的な武器について、相手に脅威を与えるような存在にならないということもきちんといたしてありますし、もつぱら専守防衛、わが国民の生命、財産と独立と安全を守ることについて徹す

るわけでありすが、最近ともすれば東南アジア等の国々において、過去のパターンとしては経済大国は即軍事大国になる、そのことについては日本に対する懐疑の念等もあるやに聞きますが、このころのころは、戦後の自衛隊というものが戦前の軍隊と全く違うのであつて、他国に脅威を及ぼし得るものでないというのの理解がまだ不足しておるし、徹底をさせる必要がある。私もまた、いやしくもあのような経験を経たわけでありすが、一民族が他国の領土内に他国の民族と戦いつつ戦争を続けていくようなことを、二度とわれわれ民族はなしてはならないという不退転の決意の上に立つておることにしても、これはいまだ申し述べる必要のないほど明確なところでありすが。

○横路委員 自衛隊の制服の人たちが、昭和四十年以来、皇居で勢ぞろいをして天皇に会つてゐるやうでありますけれども、これは各年度何人ずつ毎年続いているのかどうか、お答えをいただきたい。

○田代政府委員 この拝謁は昭和四十年以降になつておりますが、四十一年度と四十七年度はそういうことはございませんでした。ですから七回ということになります。人数はおおむね五十名ないし六十名ということになってゐます。

○横路委員 これは、天皇のほうから会いたいなということは、たぶん言うことはないだろうと思ひますから、自衛隊のほうから申し込まれたのでしよう。これは、内局を通して申し込まれたのか、制服が申し込みをしたのか、どちらのほうか申し込みをしたのですか。

○田代政府委員 内局から宮内庁に対してそういう申し出をするわけでありすが。

○横路委員 この申し込みを受けて、じゃあおれましようというにきめた判断は、これは宮内庁でおやりになつたのか。どの機関でおやりになつたのかです。

○宇佐美政府委員 防衛庁のほうからの申し出によりまして宮内庁において判断いたします。その

根拠と申しますか、われわれは、各官庁で地方におられる幹部の会合の際に、陛下に拝謁を願ひ出で、それを許している例がございします。ですから私も、官庁については共通に扱つてゐるので、そのときの陛下の御都合や何かございしますけれども、よろしければそれで認めて、そういうことをいたしておるわけでありすが。

○横路委員 それは宮内庁の判断でおやりになつたということですね。

そこで、法制局のほうにお尋ねしたいのですけれども、天皇は象徴であつて国事に關する行為のみを行ない、国政に關する権能を有さない存在であるということになつてゐるわけですね。したがつて天皇は、六条、七条に定められてゐる形式的、儀禮的な行為ですね、これは実質を伴わないわけですが、そういう形式的、儀禮的な行為のみを行なつて、実質的に国家意思を決定する権能というの、あるいは機能というものは有してゐないといううに解釈されるわけですが、これはよろしいですね。

○吉國政府委員 ただいまの御解釈でけっこうだと思ひます。

○横路委員 象徴というのは何かということですね。憲法のほうにはいろいろ書いてありますが、これは抽象的の觀念。具體的なものをもつてあらわす場合に用ゐられることは、たとえば国旗が國家を象徴するとかです。ただ、自然人でありますから、その辺のところに特殊性というのが出てくるわけですね。したがつてこれは代表という觀念とは違ひます。

○吉國政府委員 代表の觀念と象徴の觀念とは違ひものと考えております。

○横路委員 象徴である、ただ自然人であるから、国旗と同じような意味で扱われるということはないわけですね、憲法上でも一定の権能といひますか、といううなものが与えられてゐるわけですね、けれども、それは象徴ということそれ自体、一定の権能というのを要求するのじやなくて、象徴としての地位に基づいて憲法が一定の行為、つまり

国事行為というものを名目的、形式的に与えてゐるのだといううに解釈されると思ひますけれども、この点はいかがですか。

○吉國政府委員 憲法の第四條第一項に、「天皇は、この憲法の定める國事に關する行為のみを行ひ」という規定がございしますが、この場合の天皇の御地位というものは、一つの國家機關としての天皇の御行動である。その基本におきましては、その根本におきましては、象徴たる地位にあらはれる天皇というものに着目した規定であらうと思ひますけれども、象徴という地位と、天皇の國家機關として國事に關する行為を行なわれる地位は、また別なものでございします。

○横路委員 ただ、象徴ということとは、一定の権能というものを當然に要求するものではないかと思ひます。これは言えないという点はどうですか。

○吉國政府委員 日本の天皇の象徴ということとは、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であるという憲法の規定にそのまゝあらはれてゐるところでございします。その天皇が日本國の象徴であられるというその地位を仰ぎみるに、日本國が一つの國である、日本國民が全部一つの國民になつてゐるというのをこの中に感ずるという確信を第一條は規定したものだといふのが、おおかたの憲法學者の説であらうと思ひます。

○横路委員 私が伺ひたいのは、象徴といううことでそれ自体一定の権能というものを要求するわけではないのだ……（発言する者あり）委員長、少し静肅にしたいと思ひます。

○三原委員長 お静かに。

○横路委員 象徴としての地位に基づいて當然にその権能というのを要求されてゐるわけじやないのだという点はどうですか。

（発言する者あり）

○三原委員長 お静かに願ひます。

○吉國政府委員 御質疑の趣旨は、天皇が象徴という地位にあらはれることによつて、その象徴という地位に基づいて當然ある機能を要請するもので

あるかどうかという点にあるかと思いますが、天皇が象徴たる地位にあられるということ、そのことが憲法第一条に規定するところでございます。先ほども申し上げましたように、第四条以下にございますような国事に関する行為を行なわれる天皇の地位というものは、象徴であるから当然に出てくる権能ではない。これは一つの国家機関、天皇も国家の機関としてその国事に関する行為を行なわれるという、別個の地位であるということでございます。

○横路委員 昭和四十四年に、衆議院の内閣委員会では宇佐美長官が受田委員の質問に答えて、「象徴たる天皇の御地位あるいはその権能、これは申し上げるまでもなく憲法によってその権能は制限的に列挙されておるものと存じます」というようにお答えになつておられるわけであります。いまの法制局の長官の御答弁も、一定の権能というものを当然要求しているわけじゃない、その象徴たる地位に基づく権能というのはこれは憲法で規定されている、つまり国事行為のみに限定されるということになつております。私は、この宮内庁長官の答弁というのは、憲法の精神からいって非常に正しい解釈だということに実は考えているわけなんです。これがよろしいと思ひますけれども、いかがですか。

○吉國政府委員 先ほども申し上げましたように、憲法第四条第一項では、「天皇は、この憲法の定める國事に關する行為のみを行ひ、國政に關する権能を有しない」と規定しております。その趣旨は、國事に関する行為は憲法の四條二項なり六條、七條に限定的に列挙されている行為、その行為のみに限つて國事に關する行為、いわゆる國事行為といふものを行なわれるのだということを規定したものだと思ひます。

○横路委員 それはもちろん國事行為に対して規定されているわけですが、これ以外の行為は自由だということではなくて、宇佐美長官が制限的に列挙されているものと答弁されたように、國政に關する権能は有しないわけですね。し

かし、その中の國事行為ということで憲法に列挙しているものだけは、これは実質的決定機関は内閣であるとか国会であるとかいろいろあるわけでありまして、実質的決定機関といふものは別にあつて、形式的、名目的に國事行為といふものになさるわけでありまして、それは制限的に列挙されたものなんだといふこの宮内庁長官のお答え、私はこれはやはり憲法の趣旨になつていないのじゃないかと思ひます。ちよつといふ法制局長官の答弁は問題があるのじゃないか。

○吉國政府委員 先ほども申し上げましたように、國事に関する行為を行なわれる天皇の地位といふものは、國家機關としての地位でございます。國家の機關として行動されるのは、この憲法第四條第二項、第六條及び第七條に定める國事に関する行為のみであるといふのがこの規定の趣旨であります。

○横路委員 したがつて、あとあるのは天皇の私的行為といふことになりまふ。つまり、天皇は象徴である、ただ象徴といつても自然人でありまふから、そのところに持つてくる問題といふのはあるにしても、一応行為といふのは何かといへば、いま御答弁があつたように、憲法で定めていられるのは國家機關としての非常に限られた行為だ、あとは私的な行為だといふように解釈するのがきつめて自然じゃないかと思ひますが……。

○吉國政府委員 その私的な行為の問題でございまして、天皇は、先ほども象徴としては非常に珍しい例だといふことを委員も仰せられましたけれども、自然人として當然に御行動になるわけでありまして、その点、いま私的の行為とおつしやいました。全く純然たる私人としての、私人にひとしいような行為をなさることももちろんございまして、天皇は自然人として御行動になる場合に象徴としての地位をお持ちになつております。したがつて、天皇が御行動になつても、全く私的な御行為以外に、象徴としての地位が反映をせられまして、それが公の色彩を帯びてくる、

公的な行動になられるという場面があるかと思ひます。それは、たとえば国会の開会式に招待をされて御出席になるという場合に、これが全く一般の私人と同一の行動であるといふことは、これではできないと思ひます。その場合は、日本國の象徴たる、あるいは日本國民統合の象徴たる地位において御行動になつておるというほうに一般の國民は當然考えるものだろうと思ひます。あるいはまた、外國の元首と祝賀日等に親電を御交換になるとか、あるいはまた、廣く國內を御巡幸になるとかといふような天皇の御行動は、全く私人としての御行動とは違つて、象徴たる地位といふものを背後に負つて、その象徴たる地位が反映をして公的な色彩を帯びた行為だといふことは、何人も否定することのできない事實であらうと思ひます。それを名づけて、先般もこの委員会においてお答え申し上げましたように、大かたの學者が、まあ國事行為に準ずる行為として、準國事行為であるとか、あるいは公的行為とか呼んでおるのが現實の姿でございまして。

それを、どこからどこまでが公的行為であるかは準國事行為であるかといふことを限定することは、一つの議論の問題になるかと思ひますが、いづれにいたしましても、天皇が自然人として御行動になる。その場合に、全く私人と同じ御行動として、たとえば生物学を御研究になるとか、あるいは趣味として國技館で相撲をこらんとするといふものは、これはもうほとんど純粹の私人の行為とひとしいものだろうと思ひます。それに対して、先ほどの国会の開会式への御出席であるとか、御巡幸であるとかいふようなものについては、これは公的な姿を認めざるを得ないといふことであらうと思ひます。

〔結論出せ〕「何言つておるのだ」と呼び、その他発言する者多し。

○三原委員長 お静かに願ひます。

○横路委員 問題として、準國事行為といふような概念を設けられたわけですが、その概念を設けることになつて、まあ私的行為を分けることが

むずかしいという。分けることがむずかしいことは、そのとおりだろうと思ひます。それは別に、たとえば外を歩かれる場合だつて、ともかく象徴といふ自然人が歩いておられるわけですから、それはいろいろな意味といふのは違つてくるのは當然だろうと思ひます。ただ、その私的な行為と憲法で定められた行為との間に、準國事行為ないしは公的行為といふ概念をつくることは、実は非常に行動範囲といふのを広くすることになるのじゃないか。これはどこでさきえになるものがあるのか。憲法では公的行為なんという根拠は、条文中はどこにもないわけですね。禁止されてないからいいんだという、何かちよつとその趣旨を田中總理大臣がこの問答弁されましたけれども、私はそれは、先ほど来言つておるように、宮内庁長官の、その権能といふものを憲法によって制限的に列挙されているのが國事行為なんだといふ趣旨と、準國事行為といふ概念を認めるということとは、これはやはり完全に矛盾することにならうかと思ひますが……。

○吉國政府委員 先般の内閣委員会でも何回も答へいたしましたように、天皇の憲法第四條第一項でいつておりますような國事行為、國事に関する行為のみを行なわれて、國政に關する権能を有しないといふ規定から申しまして、天皇は國事行為だけを行なわれるだけだといふことは、それは國家機關としての天皇について規定したものである。天皇は自然人として御行動になることは當然でございまして。

その天皇の自然人としての御行動を大きく分けて二つにすれば、その中に、公的な色彩の強いものと、公的な色彩のほとんどないものと二つあるだろう。その公的な色彩を帯びてきた、公の行動と目されるようなものについて、これを學者が名づけて、準國事行為であるとか、あるいは公的行為と呼んでおるということにございまして、天皇が國事行為のほかにどういふ行為をなさるか、國事行為のほかに公的行為と純然たる私的行為とあるといふようにアブリオリにきめて議論をして

いるわけじゃございませんで、天皇の自然人としての御行動の中に、どうしても公的な色彩を帯びてくるものがある。これを全く、天皇が御自由にこなされることにしておくよりも、むしろ憲法第四條第一項にございますように、天皇は国政に関する権能を有しないという規定の趣旨からいたしまして、そのような公的な御行動についても、国政に事実上も影響を及ぼすようなことがあつてはならないということを念慮いたしまして、第一次的には宮内庁、もちろん最終的には内閣が責任を持ちまして、そのような御行動についても、国政にいやしくも影響を及ぼすようなことがないようにと、このことを配慮をしなければならぬというのが、これは一部の學者の議論でもございます。

一部の學者はそういうような議論で、むしろ天皇の国事に関する行為以外は全くの私的な行為だけであるというふうな學問的に分類をいたしまして、私的な行為については何ら政府の機関が関与しない。もちろん宮内庁は皇室に関する国家事務を掌理いたしますので、天皇のいろいろの御行動についてお助けすることがございますけれども、そういうことではなしに、その御行動について公の上の配慮をするようなことはないうことにすればかえつて憲法の精神に反するだろうというものが、これはそれほど多い學者ではございせんけれども、かなりの数の學者がそういう議論をやつております。

それは、まさにそのとおりでございまして、むしろ天皇の公的行為という概念を一つ立てまして、もちろんその概念を立てるのも、先験的にせうなるということではなしに、先ほど申し上げましたような議論で、天皇の御行動にはおのずから象徴たる地位が反映をされて公の意味を持つてくる、そういう公の意味を持ち得るような御行動については、いやしくも国政に日常も影響を及ぼすようなことがないよう配慮をしなければならぬという趣旨でございます。

○三原委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○三原委員長 速記を始めて。
○横路委員 一番初めに申し上げたように、質問の三項目のうちのいま二項目の終わりのところでありますから、ひとつ静かにして審議に協力をしてもらいたいと思ひます。

象徴天皇の趣旨というのは天皇の非権力性にある。それは国政に關与しないという趣旨なわけでありまして。しかし、そのことを、實質的に内閣の責任において処理するんだからいいんだということにしてしまつと、実は内閣の考え方によつては、非常に拡大もされるし、ある意味では縮小もされるということになる。問題はもつぱら運用にかかつてくることになる。問題はもつぱら運用にかかつてくることになる。その意味では、逆に言うところ、危険性というものがそれだけ多くなるといふことが言えるのじゃないか。その内閣の責任にかかわらしめて公的行為という範疇を認めてしまふといふことは、その行動範囲を非常に自由自在にしてしまふといふ意味での危険性といふのは、憲法に明文がないだけに非常に大きなものがあるのじゃないか。その辺のところを、これは事實の問題でありますけれども、法制局長官にお伺ひすべきことかどうかわかりませんが、いかがでござい

ますか。
○吉國政府委員 天皇の公的行為あるいは準国事行為といふ概念を認めることは、かえつてそれを広げることにはなりはしないかといふ御懸念でございませうけれども、そういうことではございませう。憲法第四條第一項に規定いたしております、天皇は国政に関する権能を有しないという精神を十分にそのまま実行するためには、そのような觀念を設けて、その觀念のもとに天皇の御行動について、事實上国政に影響を及ぼすようなことのないようにするといふ一つの考え方ではございませう。それからもう一つ、これは皇室費の使用の問題にかかわつてまいりますが、御承知のように、皇室費は内廷費と宮廷費とございます。その場合に、その公的な御行動については支出の区分が変わつてくるという問題もございませう。

○横路委員 憲法にいう内閣の権限という規定から言つと、内閣の権限というのを越えて拡大解釈することになるのじゃないか、裏の面からいへば。そのところの問題はどうですか。
○吉國政府委員 内閣の責任と申しますのは、總理府の外局である宮内庁、その宮内庁の上に總理府がございまして、その總理府を統轄する行政機関の最高の地位にある内閣として責任を有するといふ意味でございませう。
○横路委員 宮内庁という役所の権限ですね。宮内庁の法律等を見ておると、先ほど言つたように、かなり實質的にいへば内閣の責任といふ部分が宮内庁で判斷されているものがあるやうなんですけれども、内閣の連帶責任といふこの憲法の大規定を準国事行為に關しては準用したほうが、つまり内閣の責任にかかわらしめることがあるからいいんだと、皆さん方こうおっしゃりながら、實質的には宮内庁という役所で判斷をされている。これは宮内庁の組織令そのほかからいって、一体どこにそういう権限があるのか。私は非常に奇妙にこの前の答弁を聞いておつたのですけれども、いかがですか。
○吉國政府委員 宮内庁の所掌事務といたしましては、皇室關係の国家事務という規定で本件のようなものは処理していると思ひますが、およそ行政事務を處理いたします場合に、すべての事項について内閣の決定に待つといふことはございませう。もちろん、ものごとによりましては、閣議決定なり閣議了解なり、あるいはもう少し下れば閣議報告といふような形式もございませうが、一定の方式に従つて行なうような行為につきましては、各省の長官たるそれぞれの國務大臣、あるいはそのもとにおける外局たる庁の長官に事實上の處理をゆだねるということとは、これは行政事務の一般として多数あることではございませう。本件のような問題につきましても、大多数の問題は一つのルールができ上がつておりますので、そのルールに従つて宮内庁限りで處理するといふことはもちろんございませう。ただ、重要な問題、たとえば国会の開会式のおこばとかいふようなものにつ

いては、一々閣議で検討をいたしております。
○横路委員 どうも天皇の問題になると、自民党席、おちつきがなくなるわけですが、やはり問題をタブー視しないで、きちんとまじめに議論しておくことは將來のために必要なことだと思ひます。この防衛二法を提案された長官が、われわれのわけのわからぬうちににおやめになつて、いま山中長官がおすわりになつてゐるわけではございませうが、先ほど来お話のあつたように、防衛二法の中身と關連して、この法律議論をやつたあとでちよつとまた長官のほうにお尋ねしますけれども、いまの内閣の責任、宮内庁の責任といふ問題ですが、この天皇の国事行為に關する内閣の責任、これは憲法で規定されている。一般的行政事務についての内閣の責任といふものとはまた違つた意味で、とりわけこの点についてはこれは内閣の連帶責任、内閣といふのは連帶責任であります。内閣の責任といふのを助言と承認といふ形で明示をされている。それを宮内庁といふ役所に一任して、そこで處理してしまふ。それも感覚から言つと、内閣總理大臣のもとにある組織だから、内閣のものとある組織だからといふことで處理するといふことは、やはり内閣の助言と承認といふほんとうの憲法の趣旨から言つと私はおかしいんじゃないやうなうといふふうに考へるのですけれども、その点いかがですか。

○宇佐美説明員 宮内庁の實際行なつておりますこと、また考え方を申し上げたいのであります。先ほどお話しございましたとおり、天皇の憲法上の国事行為の範圍といふものは非常に限定的に定められていることは、そのとおりでございませう。そのほかに、國務に關係しない、そういう権能はないといふこともまたはっきりしておるところでございませう。しかし、先ほど来法制局長官が言われましたとおり、その他にいわゆる公的な行為あるいは私的な行為といふやうな分野があるといふことは、私も私も考へておるところでございませう。これはなるほど案文に書いてはつきりしないやうなことではないことは、ある程度やむを得ない

ことでございます。しかし実際問題申し上げますと、新憲法以来いわゆる公的行為というものはあまり多くふえておりません。陛下がいろいろお出ましになるのも、こちらから進んで行かれるというよりも、むしろ官庁とかいろいろな方面からの希望によつて出ていかれるということが多いわけでありまして、それからさっきの御親善という問題にしても、これは陛下が、宮内庁だけがやるのじゃなくて、外交上の問題もございまして、外務省の助けを得てやっておりますわけ、そう簡単に事柄がふえていくわけではございません。われわれも、そういうものが出てきましたときに、根本的には、陛下のいわゆる公的行為であろうと私的な行為であろうと、やはり象徴たる天皇が憲法の趣旨に反することはいいけない、私的行為であつてもそれは十分慎まれるべきであると常に思っています。そういう考でわれわれはすべての処理をしていくわけで、あるいは、宮内庁ががんこであるとか、やかまし過ぎるという論があるくらいに、嚴重に考へておるわけでございまして。したがつて、いろいろな希望はたくさん出てまいりますが、これも陛下がお受けになるとすれば限度がある問題で、そう何でもかんでもというわけにはまいりません。現に春とか秋とかいうのは非常に多いので、相当これは整理をしなければならぬのじゃないかと思つてございまして。

われわれはそういう意味で、現在の憲法にあるとおりに、これを忠実に守るということを、すべて公的問題にしろ私的の行動にしても考へるわけですが、それで、私的の行為、公的でない私的となつても、何も自由はないと思ひます。それはやはり憲法がきめられた精神というものは持つていただかなければならぬ。その点でははいぶ御不自由があると思ひます。しかし、これはやはり陛下の天皇のお立場としては、それがある程度やつていただかなければならぬとわれわれは考えております。

そういうことでございまして、われわれの宮内庁の組織令によりまして、皇室に関する国家事務

ということがございまして、それを監督するのは総理府であり総理大臣でございます。しかし、日常普通、相当長い間の経験で行なわれておりますことは大体宮内庁で処理しておりますが、異例なことは何か何かについては、重要なことはみな政府とも打ち合はれておるわけでございます。われわれは決して独断ですべてをやろうと思つておりません。いわゆる助言と承認という問題は、いろいろ出ました内奏という形でいたしております。これは宮内庁の所管に属する内容でございまして、したがつて、どういふものが陛下のところへ出たかは宮内庁としては知らないわけで、これはただ側近の侍従がお取り次ぎをしておりますだけでございまして、そういうわけでございまして、いわゆる内閣の助言と承認ということだけははつきりございまして、われわれとしては、ただそのお取り次ぎ、書類の処理をしていただけというところでございまして、その他のことはいまだ申し上げたやうなことで、きわめて注意深くやつておるつもりでございまして。そう御心配あそばすように、どんどんふえていくやうなことはまずないと私は思つております。

〇横路委員 憲法調査会のいろいろな総会とか第三委員会における報告書を読んでみますと、宮内庁のほうでは、そういう意味での憲法的な天皇の行為についてのことは、かなり考え深くその辺のいろいろを配慮されておるというところは、このいろいろなレポートを見ても感ずるわけですが、ただ現実には、やはりいまの天皇を利用しようと考えている政治勢力というのが非常に多いというのとは、まことに残念なわけでございます。

そこで、準国事行為の中身になるのですが、国政に関する権能と言つてしまえば、これはかなり広いやうでもあるし、ある意味では解釈によつてはいろいろ言えるわけですが、つまり政治に対して影響を与えるやうな行動とか発言はなさらない、それについて内閣には、一般的な責任のほかに、助言と承認という責任があるのだというように解釈しなければならぬと思ふのですが、これは法制局長官、いかがですか。その国政に関する権能というのには、政治に対して影響を与えるという、そういうやうな行動とか発言というのは、これはやはり、幾ら内閣が承認しようと思つても無理じゃないか。いかがですか、それは。

〇吉國政府委員 それはまさにそのとおりだろうと思ひます。

〇横路委員 そうすると問題は、国論を二分しているそのただ中に、天皇を引きつけるといふこと、たとえば自衛隊の制服の幹部が会うといふことと自身、それは先ほど御答弁があつたやうに、一般の役所の人たちが幹部会をやるときに会うのと変りないと言つてみたところで、現実にはやはり、たとへば六十数名も勢ぞろいして高級幹部会同のときにわざわざ会つて、しかもそのときにいろいろこちらの方で、たとえば聖旨に沿つて云々というやうな発言まで出てくるといふことになりまして、これは天皇のほうの問題じゃなくて、自衛隊のほうの問題として、自衛隊の制服が天皇という地位を利用しようと考えているといふ疑い、あるいはそういう疑問といふものをやはり一般に持たせることになるのじゃないか、私はそう思ふのです。

たとえば、そういう意図といふんですか、この防大の同窓会の会報を見ますと、石田さんという方はこれはいまの海軍長です。石田雄雄さんというのですか。そうですね。この方が、たとえば春の園遊会に行つて、いろいろことばをかけてもらつた。そのことばをかけたもたらした天皇とのやりとりといふものを、この防大の同窓会の会報の中に紹介して、そして隊員に、非常に激励をされたといふ形でもつて紹介される。つまり受けとめるほうは、天皇のほうの意思とは関係なしに、いまのある意味ではきびしい条件に置かれておるこの自衛隊の問題について、やはり何となく、利用という意図があるいはなかつたとしても、それを自衛隊のほうに引き込んでくる作用といふのを果たしているわけですが、私は、その辺は宮内庁が配慮

されているやうでありますから、自衛隊として慎むべきじゃないかというように思ひますが、いかがでしょうか、長官。

〇山中國務大臣 先般の内閣委員会において、この問題について内閣総理大臣より、すなわち自衛隊に関する最高の指揮命令権者としての総理が、拝謁といふことが悪ければまた変えてもいいですが、陛下の前に出るといふことはやめるつもりはないとおつしやいましたが、それはそのとおり、聖旨といふことはなほ、どうもいまの時代にはどうかと私は思ひます。また、いまの園遊会のときのおことば等は、これは、一般の著名なる民間の作曲家とか、あるいは芸術家とか、そういう方々も皆さんおことばを賜りまして、それぞれどういふ範囲かわかりませんが、自分が励まされたことについては、これは公的に新聞等にも載る部分もありまして、そういう面等について、これが、自衛隊の訓育の場とか、あるいは行政の方針の上に、指針として定められるやうな、そういうやうな受け取り方をすべきではないし、そういう誤解のあるやうなことをしてはいけないと思ひます。その辺の限界はきちんとしておくべきだと思います。

〇横路委員 園遊会での発言といふのは、これは私的な行為なんですよ、皆さんの範疇からいつても、自衛隊の高級幹部が会うといふのは、これはどういふやうに解釈されているのですか。憲法上の問題ですから、法制局長官から。

〇吉國政府委員 これは、裁判所長官会同の際に、地方裁判所の所長とか家庭裁判所の所長にお会いになります。また検察長官会同には、検事長なり検事正に拝謁を賜ふことがあると伺つております。それと同じやうに防衛庁の職員にもお会いになるのだと思ひますが、この場合は、やはり象徴たる地位にあられる天皇にお目にかかるといふ意識の問題でございまして、公的な色彩が強い行為だと思ひます。ただ学問上の公的行為という範疇に入らなないか、これはなかなか

議論の存するところで、先ほど申し上げましたような、国会の開会式に御出席になるといふようなものは、やはり公的な色彩の段階において差があることではないかと思ひます。

○横路委員 憲法調査会の調査のときに、瓜生さんという次長の方が、たとえば皇居の中をいろいろと清掃の奉仕に來られた方たちと會つて、これは非公式に會ひになる私的な行為といふことにして、外国の大公使なんかと會つての挨拶として、これは公的行為だといふように、何かお会いになるやつを分けて御説明があつて、昭和何年に何回だつたと思ひますけれども、ちよつと正確にはあれですが、そういうぐあいに分けておられたのですけれども、いま法制局の答弁を聞いておると、自衛隊の制服が天皇に會つては、奉仕に來られて人々にお会いになるのではありません、それとはやはり違ふわけですか。そうすると公的行為、準国事行為といふ範疇に入るといふようにお考えなんでしょうか。これはちよつと法律論ですから、法制局のほうに……

○吉國政府委員 先ほどの答弁でも申し上げましたように、たとえば国会の開会式に天皇がおいでになるといふような公的行為、これは學者もほとんど全部の人が、公的行為あるいは準国事行為としてあげている例の典型的なものだと思ひますけれども、そういうものに比べれば公的な色彩は薄いとわがざるを得ない。しかし、いま委員がおあげになりました、皇居の清掃奉仕をした人々に陛下がお通りになる道すがら会釈を賜ふといふような行為よりは公的な色彩は強い。この公的行為とか、私的行為と大きく分けましても、結局いろいろな色合いが強いのか弱いのかといふ問題に思ひますので、公的行為とまで言つてその範疇に入れるといふ行為ではないと思ひますけれども、公的な色彩はかなりある行為であるといふことに相なろうかと思ひます。

○横路委員 たとえば政党の大会に出るなどとい

うのは、これはもちろん、政治に關する、そのことではなくても、それに影響を与えるという意味で、これはやはりいけなかつたところと思ひます。それと同じような意味では、國論を二分しているような問題、とりわけ、宮内庁のほうではいまも運用はそうではないが、たとえば外国の元首が羽田に着いたときに、自衛隊の儀仗兵が並んで整列をして観閲を受けるときに、外国の元首はその中を通られるが、天皇の場合はそれは受けない。それは、自衛隊に對する指揮権といふものを持つていないからそういう観閲はしないのだといふ、これは憲法調査会の中の瓜生さんの御発言。これはいまも運用としてはそのとおりでござい

○山中國務大臣 これは、榮譽に對して陛下は答札台にもお立ちになりませんし、もちろんそれに伴う閣兵と申しますか、儀仗兵の前を、元首なりその他の外国の榮譽に受けてしかるべき賓客がお通りになる行為の際には、同行されません。そこところは明確に區別いたしておられます。

○横路委員 つまりそれだけの配慮を宮内庁でやつてゐるわけですよ。自衛隊のほうからいふいろいろな例の重圧ですね、自衛隊記念日のときにもいろいろな話があるといふように聞いておりますけれども、これはやはり宮内庁のほうの正しい態度だろうと思ひます。

そうすると長官、先ほど、田中總理がこう話をされたといふことで逃げてしまつたわけでありましてけれども、制服がいまの時点でそんなことで會うといふことは、どう考えようとも、ともかく客觀的事實として、しかも受けとめるほうの、先ほどの防大の同窓会の会報なんか見てみると、やはり何かそのことをあれにして天皇といふものを持つてくる。いろいろと自衛隊の教育の問題を取り上げていけば、これまただいたい時間のかかる議論になるわけでありまして、省略したいと私は思ふわけでありまして、やはりそういう配慮といふものは、自衛隊はすべきではないかと私は思ふのです。長官、天皇は自衛隊のほうに引

きつてくるといふことはやはりよくないのじやないか。公的行為の中にも色彩の薄いのと濃いのとを分けて言つて、どうもそんなことじや、これは一つの概念といえるのかどうか、非常にあいまいであるだけに問題が残るわけでありまして、内閣の責任といふものは非常に重大だといふように私は思ふわけでありまして、できるだけ自衛隊のほうで、天皇を政治のさなかに引きずり込むような、そういうことはおやめになつたほうがいいのじやないか。

○山中國務大臣 先般の當問題に關する内閣委員会におきまして、自衛隊の最高の指揮権者であり命令権者である田中内閣總理大臣より、この行為については取りやめる必要はないとの御答弁がございましたので、私はその命のとおりに行動いたしました。

○横路委員 いつもの山中長官に似合わない、田中總理のことをただ繰り返して言うだけでありまして、そういう長官の緊張といふものを、ほんとうに現実の運用の面で私、生かしていただくといふように思ふのです。自衛隊と天皇は、特に軍隊と結びつくといふことにはものすこしアジアの民衆の反発があるのだといふことを、ぜひ頭の中に入れていただいて、宮内庁長官と法制局長官にはけつこうでござい

これから防衛医大の問題について質問を進めていきたいと思います。

防衛医大は医官の不足に對処するものだといふようにいわれてゐるけれども、厚生省にお尋ねしますけれども、いま全国的に医師は國民何人に一人の割合でおられますか。

○手塚説明員 先生御質問の点は、現在の医師一人当たりの人口でござい

○横路委員 はい。

○手塚説明員 それでございしたら、四十七年度でございまして、医師一人当たりの人口数は七百八十一名といふことになっております。

て、集めるのにたいへんなことになつてゐるのですけれども、北海道の場合はどういふ状況になつてゐますか。

○手塚説明員 手持ちの資料は、人口十萬對醫師数の資料を私も使つてゐるものですから、申しわけありませんがそれではあります。北海道の場合は人口十萬對の醫師数は百・三といふことになつております。

○横路委員 そうすると、これは医師一人当たり國民何人といふやつは出てこないわけですか。

○手塚説明員 いまの人口十萬對の数字を申ししますと、果別のやつはちよつと数字が違つてくるのですが、全国でいいますと、平均が、十萬對の醫師数は百十七・三といふこととてござい

○横路委員 要するに、医者一人当たりの國民の数は四十七年度で七百八十一名だといふわけでしょう、全國指數では、北海道の場合はこれよりもちよつと悪くなつて、医者一人当たりどのくらいになりますか。千人こえてゐますか。

○手塚説明員 十萬を百・三で割ればよろしいわけでありまして、千人をちよつと下回るといふ数字であります。

○横路委員 わかりました。自衛隊のほうはどういふ状況ですか。

○鈴木(二)政府委員 四十七年度末で医師一人当たり自衛官數八百六十八名であります。

○横路委員 そうすると、一般の國民に比べれば特に少ないといふわけでもないですか。

○鈴木(二)政府委員 私どもは、一般の國民に對する医師一人当たりの國民數と、それから自衛隊の現員の医官數一人に對しての自衛隊員數を比較に比較するのは、ちよつと内容が違ひますので、非常に困難だと思ひます。自衛隊の医官の場合には、御案内のごとく、任務の特異性と業務の多様性といふ問題。自衛隊医官は、単に診療だけではないと思ひます。身体検査もやらなくちやなりません。

んし、非常に多様な業務を持っております。そういうことで、国民一人当たりの医者の場合、いろいろな職種の方をまとめて、もちろん自衛隊の医官も入っております。そういうことで、非常に比較はしにくいという点がございます。

○横路委員　つまり、一般に皆さん方医官不足と言っているけれども、国民レベルと比較をすると一般の治療の面では、戦時を想定すれば別ですけども、平常時における治療の面では一般の医者とは変わらない、一般の国民と同じような状況に行なわれている、こういうように理解をしてよろしいわけですね。

○鈴木(一)政府委員、ただいまのは現員で比較をいたしたわけでございますが、もちろん一般国民の場合には定員、現員の問題はございません。現員でやっておるわけでございますので、大体その点では近くなつてまいっておりますが、先ほど申し上げましたように、非常に勤務が一般と違ひし、多様性を帯びているというような点。それと、自衛隊の場合におきましては、病院あたりでは充足率が、四十七年度末をとりまして大体七四%を占めておりますが、部隊に行きますと一五%というような、非常にアシバランスがございます。これは日本だけではございませんで、アメリカでもそういう同じ悩みを持っておるわけでございます。

○横路委員　自衛隊の病院の病床の利用率というのはどのくらいですか。たとえば大湊とか岐阜とか、だいぶ低いそうですね。

○鈴木(一)政府委員　ただいま、各地区病院、中央病院を含めまして十一ございますが、それぞれの利用率のデータは手元を持っておりませんが、自衛隊の病院の利用率が、現在一般の国立病院等に比しましてむしろ非常に悪いと申し上げますのは、職域病院であるということございまして、自衛隊員並びにその家族というふうに患者を限定しておるといことが大きな一つの原因でございします。そういうようなことと、一般の国立病院は御案内のごとく一般に開放しておるといことと

で、対象が非常に多いということが大きく影響いたしておりまして、限られた対象患者しか入れておらぬこと。それともう一つは、自衛隊の衛生対策といったしまして、隊員には事あるごとに早期受診、早期治療を進めておりまして、入院する前に早く治療してしまうというようなことも原因しておるかと思えます。

○横路委員 皆さん方のお話によると、防衛医大というのは、医者の養成で一般の住民サービスなようなかにも大きく門戸を開いた病院であるかのよう
に、所沢あたりでは宣伝をしておるようでありま
すが、医療サービスについて見ると、これは「防
衛衛生」という雑誌がございまして、この中に大
沢さんという方が、これは本人が言っておるわけ
ですが、「医療サービスのみにみてみると、その
能力は一般国民におけるより上廻っているであろ
う」というように指摘をしているわけですね。自
衛隊病院の病床率が低いというようなことは、結
局、あそこに入つてモルモットにでもされちゃか
なわぬというようなことも、あるいは自衛隊員の
中にあるのかもしれないけれども、いずれにし
ても、一般的にはしたがって医官、医者不足とい
うことじゃなくて、自衛隊というこの特殊な一つ
の、衛生隊を含めて軍医が不足しているんだとい
うように言つたほうが正確じゃないか。つまり、
一般の平常医療サービスそのものは——これは自
衛隊の中の人でしよう、この大沢一郎さんという
方は、この方が、一般の国民よりもむしろ医療サ
ービスは上回っているだろう、こう指摘をしてい

わけでありますから、一般的な医官不足ということじゃないんだ。これは、皆さん方が説明されていることには、若干の誇張があるのじゃないかと、いうように思いますけれども、その辺はどうでしようか。

○鈴木(二)政府委員　先生、大沢一郎君が書いた論文の御指摘でございますが、私はその理論には、にわかには賛成はいたしかねると思うわけでございます。それは、一般の医療に對しまして自衛隊がオーバースービスをしているというふうな御指

摘がごいますが、一般の医者の場合でも国民にひとしく医療サービスをやっておると私は思いますし、自衛隊医官も、何ら一般の人と変わらず、その点は同じようなサービスをしておるといふようなことでございまして、何も自衛隊だけが特別なサービスをしておるといふようなことではないと思います。

○横路委員 特別なサービスをしているというところではなくて、皆さん方、医官が不足して何かみんな病気で発生したときに困るのかのようなお話をなさっているけれども、実際には一般的な国民の医療サービス——こちらに問題があるわけでありますけれども、そこで比較をすると、むしろ自衛隊のほうが上回っているだろうというような、考え方の違いと言ったけれども、自衛隊の中に、これは内局の人ですか、内局の人の中にもこういう考え方がある。これは「防衛衛生」の十九巻六号、一九七二年の六月でありますけれども、そういう報告がパネルディスカッションの中でされていくわけであります。つまり、一般的な医官不足ということであるならば、これはいまままで違つて、ここ二、三年、特にこれから医者の養成というのは政府の方針としてどんどん進められていつて、医大とか医学部の新設、増設というのは行なわれていくわけでありますから、そのルートを通るといふ従来のものでもないではないかということになるわけでしょう。

○鈴木(一)政府委員 足らない状況を御説明申し上げます。

御案内のごとく、現在、四十七年度におきましては、充足率は定員八百三十六名に対して二百六十八名が現員でございます。充足率にいたしまして三二・一％。それから、先ほど申し上げましたように、病院と部隊とを比較いたしますと非常なアンバランスがあるという点。それから医官の採用と退職状況を比較いたしますと、四十七年度の場合を例にとりますと、採用は二十九名。これは一般公募でございます。衛生費の学生は別といたしまして、自衛隊の医官を採用する場合に

は一般公募と衛生貨費学生制度の二本立てでございますが、そのうちで、一般公募によります採用は、二十九名、四十七年度におきまして、全体で採用いたしましたのが、一年間のうちに、年度末におきましては四十三名やめていっております。

でございまして、四十年から……。〔横路委員〕それは資料をもらっているからわかっていますよ」と呼ぶ。そういうふうに非常に困っているというふうな状況。衛生貸費学生につきましても、四十七年度はわずか一名しか来てくれないというふうな状況で、非常に困っております。

○横路委員 それは困っているのは、一般国民みんな困っているわけですよ。それはいままでの医療政策が貧困なわけですが、北海道の稚内とか士別、名寄なんという市でもって、内科の医者がいなくなつた、外科の医者がいなくなつたといつて医局そのものを閉鎖してしまふ。市でそうなんですから。そういうような全国的な状況にあるわけです。医療サービス、つまりふだんの健康管理そのほかの面では、一般の国民よりは少なくとも下回っていないというような指摘も中にあるわけがありますから、とりわけ不足ということはないのではないか。

そうすると問題なのは、さっきおっしゃったつまり自衛隊の医官の任務はそれだけではないといふ点ですね。その辺をこれからちょっとお尋ねしていきたいと思いますが、したがって防衛医科大学校というものは、一般の医者の養成ではない

ですね。一般の医師の養成とは違いますね。
○鈴木(二)政府委員 一般の医師養成機関と、その内容においては何ら変わりません。
○横路委員 だつて医官というのは普通の医師と違ふでしょう。ではお尋ねしますけれども、学校教育法に基づく大学になかったというのはどういうことですか。やはり普通の医者と違ふということじゃありませんか。

○鈴木(一)政府委員 先ほど来るる御説明申し上げ、また先生にもお手元に資料をお渡ししてござ

いますように、医者が異常な不足を来たして、それでいままでは、先ほど申し上げましたように、医者を採用する場合には一般公募あるいは賃費学生制度というところでございますが、いまの現状におきまして、二十年ぐらいふえるといいたし、来ても、来てくれないというふうなことで、それであれば、人をたよっては困る、自前で養成をしなければならぬということになりますと、自前養成、すなわち防衛庁長官の所管というふうな法的な形をとる場合には、どうしても学校教育法上の大学にはなし得ないというふうなことで、大学校という特異なスタイルをとったわけでございます。

○横路委員 日本医師会の第六回理事会議事録とかいうのを見ると、その中で報告があつて、いまの医科大学の中で出てきたものは軍医として使ひものにならない、普通の学校にすると文部大臣の監督を受けなければならぬし、そうすれば軍医さんだけの養成ができなくなるだろう、そこで各種学校にして医師の国家試験の資格だけを与えたのだというふうな発言があるわけでありまして、やはり中心はそこにあるわけでしょう。

○鈴木(二)政府委員 いまのおこぼれを取り上げるようにございますが、私どもの大学校は各種学校ではございません。

(委員長退席、藤尾委員長代理着席)

○横路委員 ねらいというのは軍医の養成という、つまり一般の医者の養成機関とは違うわけでしょう。たとえば自衛隊カラーを出す形での防衛医科大学校というふうな答弁が、これは鈴木さんでしたか、江崎長官でしたか、前にございましたけれども、自衛隊カラーを出した医者ということなんです。これは長官からでもよろしいですか……

○鈴木(一)政府委員 私が答弁いたしました。江崎長官時代に私が答弁をいたしました、そのカラーというこぼれを使ひましたのは、たしか私のたいたいの記憶では、自衛隊がつくらんとする医科大学校というものはやはり何か特別な使命があるだろう、それには救急医療というふうなものに

重点を置いた形のをひとつ考えたかどうかというふうなことで、自衛隊カラーというふうなこぼれを使つたように記憶いたしております。

それから、特殊な教育、一般の医科大学と違うというふうな、先生、おとり方をなされておられますが、確かに一つは一般医科大学と違ひますのは、私が申し上げておりますのは、医学教育面において一般医科大学の教育内容と何ら変わらなない、むしろそれ以上をねらつておる。それにプラスアルファいたしまして訓練課程。これは昔、中学校以上には教練が課せられておりましたけれども、そういう執銃訓練というふうなものじゃなくて、徒手のいわゆる礼式その他の作法、そういった程度のもので、それからあとは体育訓練、スキージとかラグビーという、そういうふうなことを考へておるわけでございまして、そういう訓練課程がプラスアルファあるということが、しつて言うならば、ほかの大学と教育内容において違ひということが言えるかと思ひます。

○横路委員 「防衛衛生」、これも「防衛衛生」ですけれども、その中でございまして出ていますね。自衛隊カラーに關係して、医官の教育体系として、軍陣医学、航空医学、潜水医学などの自衛隊特有の魅力の開発ということですね。つまりそういうことなんでございまして、自衛隊カラーというのをあなたいろいろおしやつたけれども、やはり本質的なものをおしやつたほうがいい。一般の医者の養成と違ひますから、戦争のときに役立つ医者を養成しようというのでございまして。したがつてこれは当然、「防衛衛生」の中のペネルディスカッションの中で出ていられるように、軍陣医学、航空医学あるいは潜水医学など、そういう分野の開発ということがここの出身者あるいはこのいりんな機関に要請される中身じゃないのですか。

○鈴木(一)政府委員 ただいま先生が御指摘になりました、たとえばいまの潜水医学実験部、それから航空医学実験部、これらは確かにいまもありませんし、もう十数年の歴史を持つていろいろな業績を出しております。しかし、それは今後もう

いうふうな形でやらなくてはならぬわけでございしますが、われわれは、先ほど申し上げましたように、医師が足りない、人にたよつてもどうにもならないというわけでございまして、どうしても自前でやらなくてはならぬ。まず医師を養成することが先決問題でございまして、いま先生がおっしゃつたような形のもの、むしろ大学に付置されるか、あるいは独立で、航空自衛隊にいま航空医学実験隊があるように、また海上自衛隊に潜水医学実験隊があるように、それはそのまゝの形で、今後どういうふうにしていくかは別問題といたしまして、それは第二次的な問題でございまして、これも重要な仕事をして使命を帯びておりますが、われわれの大学というものは、まず、いま足りない、深刻な医師不足に対して何とか養成をしていきたいというふうなことでやるわけでございまして、六年課程で一日も早く医師を養成していきたいというのがわれわれの念願でござい

(藤尾委員長代理退席、委員長着席)

○横路委員 医官というものの任務は何かといへば、ふだん病氣になつた人を治療するといつたつて、それはいわば人的戦力を確保するということなのでございまして、つまり自衛隊の医官の立場というのは、「防衛衛生」の中の皆さん方のいろいろな論文を見てみると、やはりそう言つてゐるわけですね。これは旧軍の關係でも、衛生部の仕事は何かといへば、やはり人的戦力を確保する、常に動かせるようにしておくのだということ。それからもう一つは、戦時において戦傷者のいろいろな治療をする。普通の病氣じゃない。つまり戦傷ということに基づいて特殊な、これに對処していくのが衛生学校であるし、それぞれの衛生部隊にこの医官といふのは配置になるわけでしょう。あなた、一般の医者、医者と、こゝ言うけれども、その辺は率直におしやつたほうがいいのじゃないかと思ふんです。やはりこれは人的戦力の確保であるし、そういう戦争を考えれば、CBRという問題も出てくるでしょうし、それから砲弾によるけがとい

うのは一般の交通事故とは違つてくるわけですから、そういう研究なり何なりというのは必要になつてくるわけでしょう。それをやる、そのための要員を養成するのがこの防衛医科大学校じゃありませんか。あなたはそうやつてこまかすけれども、「防衛衛生」の中で発言されてゐるのは、まさにそこでしょう。

○鈴木(一)政府委員 先生の御意見の中で、確かに旧軍の時代にも衛生部門の仕事は、戦力につながる一つの重要な要素を占めておつたと私も考えます。その点はうなづけるわけでございしますが、その点は先生の御指摘に全く同感でございしますが、ただ、いきなりCBRというふうなものに飛躍されることは、私はこの点非常に心外だと思つております。

○横路委員 一般的な医者ということになれば、そういう医者としての一つのヒューマニズムというか、医者の倫理というのがあるわけですね。その一般の医者の倫理と、いわゆる戦争になつたときどうするか、あるいは人的戦力を確保するのだというところで、つまり軍医といふのはやはり違ひなわけでしょう。だからこれを大学校にしたわけでしょう。この辺のところは全く賛成だと思つたから、つまり軍医といふのはそういうもので、そういうものを養成するのが防衛医科大学校なんだ、一般の医学校とはやはり違ひというように、それはもう指摘するまでもなく当然のことだろうと思つたのですが、それでいいわけでしょう。ごまかしてゐるから聞かぬ。

○鈴木(二)政府委員 ごまかすつもりは毛頭ございせんが、正直に申し上げておるつもりでございしますが、先ほど申し上げましたように、繰り返して言うようにございしますが、簡単に申し上げますと、要するに医学教育課程と訓練課程がある。その違いでございまして、そのほか将来は、いろいろな付置研究所を設けなくてはならぬでございけれども、その中で今後どういふふうなものがいいか。それはやはり、さつき先生戦力といふことをばを申せられましたが、そういう隊員の健康の

があまりないので、ほんとうはこれから詰めて議論をしていきたいところなでありますけれども、皆さんのほうで、この七三一部隊というのは、どういふことをやったのか。つまり、この生体実験をやったということ、組織がどういふ組織で、どんな経過でこれができて、そしてその中で吉村寿人という人はどういふことをやってきた人なのにか。皆さんのほうに、この七三一部隊のことについて聞かからということでお話をしてあったと思いますので、ひとつその辺のところを述べていただきたいと思うのです。

○鈴木（二）政府委員　石井部隊は、御案内のことと、関東軍防疫給水部と申しまして、この公式記録は私も入手いたしておりますので、公刊さ

れております書物から私、承知をいたしましたような次第でございますが、関東軍防疫給水部隊長は、石井部隊の名のごとく、石井四郎、当時は陸軍軍医中將でございます。これが、異論もあると聞いておりますが、一九三一年、すなわち昭和六年、旧満洲国ハルビン郊外の平房に根拠を置いたといわれております。終戦時には三千人の職員がおり、支所は孫興、ハイラル、牡丹江、ミソポ、カエン等にごさいます。本隊の編成と業務内容を簡単に申し上げますと、第一部から三部までございまして、それになお、教育部、それから一時診療部がございまして、第一部につきましてはペスト、コレラ、チフス、ジフテリアその他の病原細菌の利用と予防の研究、実験を行なったようでございます。それから第二部におきましては、ろ水機の製作とか気象研究、気候学、そういった研究。第三部におきましては、おもに植物病原菌の研究と実験を行なっていたようでございますし、さらに教育部につきましては、細菌戦要員の養成で、おもに軍属が対象になっておったと聞いております。それから診療部におきましては、軍人、軍属並びにその家族がそういう診療に従事しております。

それから、御指摘の吉村という方につきましては、どういうポストについておられたか、承知いたしております。○横路委員 ソビエトにおけるハバロフスク裁判の記録等も公刊されておるわけでありましてけれども、皆さん方のほうとしては、これを編さんされたわけでありまして、とりわけこの石井部隊のことですね。あるいは石井四郎という人が中核になって、ある意味ではあの当時の陸軍衛生部というのには背負ってきたわけでしょう。そういう経過というものが、これだけ詳しいレポートを用意されておられるが、吉村さんというのがどういうことをやったかというのは、全然おわかりになりません。○鈴木(一)政府委員 第九巻までございまして、私もまだ全部読んでおりませんので、承知いたしております。○横路委員 この吉村さんの記録というものは、その裁判における公判記録であるとか、あるいはいろいろと報道されたものをあわせて考えると、これはもう完全に凍傷実験ですね。つまり生体実験で、つかまえてきては監獄みたいなところに押し込めておいて、引き出してはそれぞれ外の温度——寒いわけでありましてけれども、扇風機等を使つてさらに寒くしたりしながら、一体凍傷に対してどういう措置が一番いいのか。吉村さんが、何か三十七度というお湯で徐々にやるのが一番いいという方法を見つけたのは、実はそういう三千人といわれるような生体実験の結果だったわけでありまして。皆さん方は、この吉村さんというのとはそういう関係の人で、このレポートもそういうことだということは御承知されて編集されたわけですか。

○鈴木(二)政府委員 編さん当時のことを私つまり私に承知いたしておりますし、私も全部は読んでおりません。一部目を通したことはございまして、先生が冒頭に御指摘になりましたような、園口元陸将の発刊の辞等から考えますのに、確かに御指摘のように、そういう人体実験につながる凍傷の問題もあるいはあつたでしょうし、そのほかにもあつたかも知れませんが、そういう問題につきましては、今後われわれがそのままその遺志を継いでやるということにはつながらないわけでございます。先人がどういふふうな仕事をやってきたか、それに対してどういふふうな防護をすればいいか。われわれがおもにやっておりますのは防護関係でございます。そういう記録も一応残つておるわけでございますが、われわれは今後、自衛隊の衛生関係におきまして、そういうふうな人体実験をやつていくというふうな気持ちは毛頭持つておりません。○横路委員 自衛隊では、生体実験、人間を殺すというふうな実験はやってないですが、それに近いようなことはやっておるわけで、それはまたあとで明らかにしたいと思ひます。

いまの吉村壽人氏にかかわるもの、これはもう凍傷実験、つまり生体実験の最たるものです。その記録をこうやって堂々と載せるということですね。実は、私が中国に行ったときに非常に恥ずかしい思いをしたのは、石井さんのあとの部隊長は北野政次という人なんです。その北野政次という人のレポートは、「大東亜戦争陸軍衛生史」の七巻に流行性出血熱の研究ということで、これはもう堂々と、自分も生体実験をやつたなんという記述まであり、北野さんというのは朝鮮戦争に協力したなんてことも、この流行性出血熱の論文の前書きみたいなにして書かれておるわけでありまして、その北野さんが、こつちに帰つてからいろいろと書いておられるようなものを、私たち中国側から見せられた。いまの瀋陽、昔の奉天、この奉天で泊まつたところのすぐそばに、昔の奉天医科大学校といふのがあつて、ここが実はもう一つの中心になつたところですね。そこでもずいぶんひどい生体実験をやつたわけでありまして。そのやつた責任者が北野政次で、それに関連をした論文が皆さん方が編集されたこの中に堂々と掲出されているわけですね。これは、昔こういうことがあつたといふことだけじゃなくて、こういうことを堂々と皆さん方が編集されて、旧軍の衛生部の伝統を受け継ぐんだというあたりに実は問題があるわけなんです。そこで、皆さん方その辺のところ、生体実験はやりませんなんといふのはあたりまえのことでありまして、こういうことを参考にしながらやられる、つまり軍事医学といふものはどうしてもそういう傾向になるわけでしょう。だつて皆さん方は、CBR防護といふことで、教範を見れば生物兵器の可能性としてずらつとあけておるわけでしょう。それはやつぱり現実的に研究されているわけでしょう。○鈴木(一)政府委員 私、ただいまの時点で軍事医学といふことは承知いたしておりますが、私どもががしめて使うならば、防衛医学といふことは一番妥当じゃないかと思ひますが、しか

し防衛医学といふものが学問的に体系づけられた学問であるかどうかにつきましては、私は防衛大学にも教を請ひにいきましたが、衛生学校長ともいろいろお話をいたしました。防衛医学とは何ぞや、どういう学問であるのか、まだ私自身も非常に悩んでおるような状況でございます。今度設けられます防衛医科大学校におきまして、カリキュラムにおきましては、もう一般の医科大学と何ら変わらないようなものを組んでいきたい。そういうふうな防衛医学といふものをどの程度勉強するのか、どうしたらいいのか、第一、まだ学問的に体系づけられておらない段階でございます。なるほど私どものほうには防衛衛生学会といふのを設けておりますが、これにつきましては、何も医者だけのグループでございまして、看護婦さんもございますし、その他の衛生職種をまじえた方たちの学会でございまして、そういう段階で、私どもといひましては、今後の大学におきまして、そういう分野を主眼にやるものと考えております。

○横路委員 いや、こういう衛生史の中に生体実験の記録をまとめられたという点については、どういふお考えなんですか。

○鈴木(二)政府委員 そのとき編さんされた方々のお話も聞いておりませんので、その間のいきさつは私、承知いたしております。○横路委員 こういうことを衛生学校のほうで編集されて、その中で、われわれ、日本あるいは日本の国民としてまことに恥すべき、生体実験を三千人にも対して施したなんという話は、そんなに世の中にある話じゃないわけでございます。その辺のところの記録を、旧陸軍の伝統を受け継ぐなんという形でこうして堂々と載せているあたりに、実は皆さん方の、旧軍の、ある意味では戦前の軍隊の反省みたいなものが、一体あるのかないのかですね。しかも、そのとき実際にやってやつておつた七三二部隊の人たちが、その責任者になつて編集しておるわけでしょう。そんな意味では、陸上自衛隊の衛生学校長というのは歴代七三

一部隊出だつたわけでありまして。そういう体質というものが自衛隊の中にあるんじゃないのか。長官、こんなことを堂々と載つてあるに、実は非常に大きな問題がいまの自衛隊の体質としてあるんじゃないか。何にも反省がない。三千人も殺した記録をこうやって堂々と編集して、陸軍の伝統を受け継ぐなんというこの体質そのものを、変えていかなければならぬと思うのです。防衛医大は一般の医師の養成だ、養成だと言つておられますけれども、しかし、先ほど来の議論を聞いておわかりだと思ひますけれども、結局これは何かといへば、自衛隊における医官の役割というのは、戦時にいかに対処するかということでしょう。その戦時にいかに対処するかということの中身は、現代の戦争においてはCBR、これが中心だといわれておるわけでしょう。だから、自衛隊の衛生学校あるいは化学学校あたりで研究されている内容の中心というのは、いまやっておられることは、いすれにしてもCBR関係が中心になつてゐるわけでしょう。それは、われわれこれから立証しようと思へば、幾らでもできるくらい資料はございますけれども、一つ一つは指摘はしませんけれども、やはりその辺のところを、ただ単に事実を明らかにすることとじゃなくて、そういう体質そのもの。この七三一部隊におつた人たちがどういう反省をしたのかからぬけれども、しかし、少なくとも、反省をしたという形はあらわれないといふことですね。私はやはりある意味では、科学者とか技術者というのは、科学のための科学とか、技術のための技術とか、医学のための医学みたいなことになつてしまふわけですね。軍隊というのは戦争のための軍隊ですから、どうしても軍隊といふ一つの目標といふのはやはり出てしまふ。そのための存在になつてしまふわけですね。軍隊というのは戦いをするためのものですから、どうしても戦いのための軍隊になつてしまふわけですね。そういう意味で、防衛医科大学の問題を私、調べておつて、昔、陸軍衛生部は何をやつてゐるかといふことの中から、実はこういう

問題を見てびっくりしたわけでありまして。ひとつ長官その辺の基本的なお考えを明らかにしていただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 私もそれが隊の監修によつてなされたものであるといふことは知りませんでしたが、しかし、学者は良心的だといふのですか、あるいはその分野については、自分たちの学究的な恥じないという気持ちがあるのですか、そういうことを普通なら隠すはずだと私は思ふのですけれども、そういうことが堂々と刊行されているといふ話は私はきわめて意外に感じますし、そういうものは、旧軍の医学に関する部門の民族として恥すべき行為であります。また人類の名において許されないことは、アウシュビッツその他においても裁かれたことが示しております。それほど極端なものでなかつたとしても、気持ちの問題においては同じような角度を持っていたに違ひありません。したがつて、そのような異常な状態のものが、私たちの全く戦前の軍隊と無縁のはずである自衛隊の中に持ち込まれるといふことについては、今後絶対にそういうことのないようにしていきたいと思ひます。また、あつてはならないことであります。

○横路委員 つまり問題は、ドイツについては、戦争責任の裁判といふのは、ちゃんと医学者についても行なわれたわけでありまして。日本の場合は、この七三一部隊といふのがある意味では明らかにしたの、例の帝銀事件のときに、警視庁のほうで七三一部隊の関係を捜査されて、その部隊の人員の所在といふのはある程度明らかになつたぐらゐりでありまして、戦争責任の追究といふのはほとんど行なわれなかつた。皆さん方の「陸軍衛生史」の北野さんの記述によると、朝鮮戦争に協力することによつて実はそのまゝ何ら責任追究されないうで残り、私、あることから七三一部隊の名簿といふものを見て、これは日本の医学界の最高級、学長クラスが何人もおられますし、それから学会の会長クラスが何人もおられますし、そういうような人たちが、戦後は朝鮮戦争に協力をし、ある

意味では自衛隊の中に入つて衛生学校的主流になり、そして自衛隊の中における一つはCBRの、皆さん方防護といつておられるが、その中核になつてきたといふことは、先ほど来私が天皇の問題を議論したこととの関連なんですから、アジアの民衆にとつて非常に忌まわしい思い出としてあるその加害者としての日本の立場といふものを、ある意味ではいま一番反省しなければならぬ時期に全体として来ているわけでありまして。特にその点を自衛隊のほうでは考えてもらわなければならぬといふように思ふのです。

その例としてちよつとあげたいと思ふのですが、これは前に横路議員が、赤痢について自衛隊の中で生体実験をやつてゐるじゃないかといふことで指摘をしたわけでありまして、それを見てみると、そのときの研究者が園口さんですね。指導をやつたのがさつきの中黒さんですね。使つたのが株式会社ミドリ十字といふところで開発をしたポリラクトンといふ薬でありまして、これも、これは厚生省で認める前に、皆さんのほうで相当多数の隊員に対して、成人の集団実験による赤痢及び食中毒予防についてといふことでおやりになつたわけでありまして、このミドリ十字のそのときの相談役が北野政次といふ、やはり七三一ですね。それから副社長をやつてゐる内藤良一といふのも、これまた七三一の生き残りですね。つまりそういう形で結びつきといふのが、現実の問題として、ともかく、まだあれしなない薬を自衛隊員に使つて飲ませて、赤痢にきくかきかないかといふような実験をやつたわけですよ、たしか昭和四十二年か三年の話ですけども。その薬会社のほうも七三一部隊であるし、それを指導したのも、実際にやつたのも七三一部隊だといふことになる

と、やはり長官、アウシュビッツの例も云々といふようなことで簡単に過すことのない、もうちよつと、自衛隊の体質の中に深く、特に自衛隊の衛生学校あるいは衛生隊の中に深く根ざしてゐる問題があるのではないかといふふうには私は感ずるわけですが、いかがですか。

○山中国務大臣 現在はもうすでに関係者はいないといふことでありますが、過去において——いま一人いるといふことでありますが、それは私は実際事実を知らないわけですし、正直に申し上げます。そのようなきわめてつらなるべきことに對して、なおそれが戦後、貴重なお子さんを預かつてゐるはずの自衛隊で、そのような、らしきことが関係者によつて行なわれた事実、これは私も確かその当時異常なできごとの一つとして承知したといふか、直接関係はしてありませんが、新聞や耳で聞いたことがあります。このようなことは絶対にあつてはならないことであつて、過去にそのようなことがあつた、否定できない事実があるならば、今後はさらに防衛医科大学をどうつながつた流れの中でここに自衛隊のみの医官養成の大学ができるのだといふことに絶対にないやうに、創設の際において、これはもうけじめをはつきりつけて出発をしなければならぬ、そのやうにいたく覚悟しております。

○横路委員 もう大體終わりますけれども、ただ指摘をしておきたいのは、「防衛衛生」といふ雑誌にあらわれた、たとえばDDVPなんといふパラチオンの——パラチオンといふのは御存じだろうと思ひますが、これは毒ガスとして開発されたものでありますが、これは五、六十名に對するいろいろな実験をかなり長期間行なつておりますし、農薬についての皮膚害に對する保護クリームなんといふことで、ベトナムで使われたDNOCの関係の除草剤等についての三十人程度のいろいろな検査をやつておりますし、やつてゐる中身といふものは何かといつたら、どうしてももうにそういうものになつてしまふわけですね。それは自衛隊ですから、つまり軍事医学をやつておられるわけですから、ちよつと尋ねたいのは、CBR教範は生物兵器といふことで幾つかあけておられるけれども、いま自衛隊のほうでは、これは対生物戦

ということでもいいですけども、皆さん方のほうにその教範を資料要求しましたら、廃棄になつてしまつたということで消えてしまつたようでありますけれども、いま自衛隊として対生物戦として予定されて研究されているのは、どんな細菌がございませうか。

○鈴木(一)政府委員 いまBの問題につきましては衛生学校がおもにやっておりますが、これにつきましては、特にそういう生物兵器の開発研究というものは全然行なっておりません。

○横路委員 だからわざわざ、そう言うだろうと思つたから、兵器の開発研究じゃなくて対兵器の、つまり向こうからあれしてきたときにこっちが対処するということで、相手が何をを使うかということとを想定しておやりになつてゐるわけでしょう。その相手が何をを使うかということでは、何を研究されてゐますか。

○鈴木(一)政府委員 衛生学校で特にBの関係でいま現在やっておりますのは、特別なものではございませんで、過去に、先ほどの御指摘の赤痢の問題とか、インフルエンザの問題とか、あるいは新兵器、アデノウイルスというのにつくビルスでございしますが、そういった問題をやっております。それから過去にインフルエンザの問題では、ワクチン並びに血清学的な研究というような問題でございします。

○横路委員 ここであつてゐるのは、やはりベストとかコレラとかいろいろなやつを生物兵器としては想定されて、それに対する防護というのを皆さん方のほうでお考えになつてゐるというようにC B Rの教範のほうではなつてゐますね。それは当然おやりになつてゐるわけでしょう。

○鈴木(一)政府委員 そういう防護の問題につきましては、一応いろいろな仮定を設けまして、そこで勉強をいたしております。

○横路委員 これは最後になりますが、山中長官に指摘しておきたいのは、七三一部隊というのは実は防疫給水部ということで、たとえばこの石井さんなんというのは、最初は外の水、川の水や何

かをきれいにろ過するろ過器を最初おつくりになつて、そのことから何か軍隊の中でのかなりの地位を占めるようになったやうであります。大体、最初といひますか、軍隊といふものはやはりそういうことなんですよ。防疫給水部といひながら実は生体実験までやつちやつち、細菌兵器を実際に使つたわけでしょう。これは何回か。対C B R防護という形でやつておきながら、これはいつでも転換し得るもの。あるいは皆さん方は国会で何回か指摘されて、最近では皆さんのほうでいろいろなやうな、そういう記述といひのはいろいろな教範等の中から消えてしまひましたけれども、昔はこれは、自衛隊のほうから率先してやるんだ、つまりC B R兵器の開発といふのはやはりかなり重要な項目としてあつたわけですね。この防護といふのは、いつでもそういうものに変えられてしまふ。

そしてこの防疫医科大学といふものは結局は、一般的な医者じゃなくて、そういう事態に備へる。皆さん方のことばでいへば、中央の病院の医者は充足率はいいけれども地方の部隊における一線の医官が足りないといふお話、その辺を充足するんだといふことではありますから、非常に大きな危険といふのをはらんでゐるわけですね。私たちは、この防疫医科大学に、したがつてそういう意味で非常に基本的な危険性といふものを持つてゐるから反対をするといふことなものでありますけれども、その辺のところは、やはり十分ひとつ長官においても考えられ、こういうところに編集者が自分でもやつたことを堂々と載つてゐるということですね、この辺のところの体質といふものもぜひお考えをいただきたといふことを指摘をして、お答えをいただいて私の質問は終わりにしたいと思ひます。

○山中国務大臣 こういう問題は、決してあいまにしない問題でありますから、特に御審議を願つてゐる防疫医科大学といふものができまするにあつて、いやしくもそのやうなことのないうに十分考へていかなければなりませんし、その後の運用において、先ほどC B Rの開

発と言つたのですが、それは防護の開発といふふうにもとの教範にもなつてゐたやうでありますから、そこらところは限界線の問題でありましようけれども、それが一転して対人攻撃兵器的なものに分野として研究がされるやうなことの絶対にならないように注意してまいります。

○三原委員長 橋崎弥之助君。

○橋崎委員 委員長に冒頭にちよつと運営の方針について伺ひしておきますが、野党質問に入つて三日目になります。それぞれの委員、質問を行ないまして、問題点の究明、努力しておるわけですが、その中で、ほとんどの方がそれぞれ問題を残して保留をしております。こういう点は、やはりこの防疫二法の審議の中で保留事項は明らかにするといふ方針でございませうか。方針を聞いておきたいと思ひます。

○三原委員長 いまの橋崎委員のお尋ねでございしますが、防疫二法の審議の中で解決をいたしたいといふことに全面的な努力をする決意でおります。

○橋崎委員 時間をかけさえすればいいということではなくて、やはり事態を明確にする、これがやはり必要であらうと思ふのです。そういう点で、私もいまから質問をいたしたいと思ひます。

予算委員に所属いたしておりますが、きようは差しかわつて機会を与えていただいたことを感謝したいと思ひますが、えてしてこの防疫問題のこまかい点になると、予算委員会等でやる場合には、内閣委員会やれといふと与党の理事の方の不規則発言がいつもあるのです。だから、きようはじつくりひとつ御要望のとおりやらしていただきたい、このやうに思ひます。

そこで一番目に、これは予算委員会でも残しておる問題であります。産軍癒着の問題についてお伺ひをいたします。

ここに日刊航空通信といふ業界紙があります。これの昭和四十四年三月二十八日付、第四千九百九十二号の記事によりますと、こういう記事が出ております。C1中型輸送機の問題であります。こ

のC1輸送機について、基本設計、細部設計を終了したところで、試作二機、強度試験機一機の製作を中心とする試作契約を行なうことになつておるが、当初この予算に対して見積もりが四十億円オーバーし、問題となつた。このため見積もりを再提出させるとともに、予算そのものの再検討を行なつたが、これにより差が縮まらなかつた部分については量産段階において考慮するといふことである程度歩み寄りが期待されるに至つたといふ記事が出ております。これはちよつと試作に入るときですね。こういう経過が実際にあつたのかどうか。調本部長来られておりますか。お伺ひいたします。

○江藤説明員 日刊航空通信なるもの、私、存じておりませんが、特に予算の不足によりまして、そのやうな経緯があつたといふふうには存じておりません。

○橋崎委員 ちよつと最後がわからないのです。江藤説明員 試作研究請負契約におきまして、特にこの予算の不足のためにそれを後年度に引き延ばして、それで契約をしたといふことはございませんで。

○橋崎委員 あなた、先走りしてはいけませんよ。四十億オーバーするといふやうなことが考えられたのでもう一べん詰めを行なつてみた、量産段階で何とかなるんではないかといふことに経過がなつておるといふことを報じておるのです。だから、そういう経過があつたかといふことを聞いておる。実際の契約がどうなつたかはいまからじっくり聞きますから、落ちついてお答えをいただきたいと思ひます。

○江藤説明員 私の聞いておる範囲におきましては、そのやうな経緯はございせん。

○橋崎委員 私はこの記事をもとにして、実は追跡調査を行なつたのです。そしてこのC1試作に關係するメーカー、たとえば日航製、メーソンの川崎重工あるいは三菱重工等々に私は自分で行つて調べたのです。その結果、このC1中型輸送機の

試作費及び量産費の価格構成について、たいへんな密約がかわされておるということをおききとめたのです。本部長はそういう事実について御存じですか。

○江藤説明員 私のはうは、特に密約をかわしたというふうなふうには解釈いたしておりませんが、おそらく御指摘の点は、C-1の試作研究請負契約の段階におきまして、これは四十三年度予算に成立しておりますが、これを具体的に契約したのは四十四年度の三月三十一日でございます。その際に、その契約内容の原価計算をする時点において、具体的に償却費の問題につきまして、割り掛け費の問題につきまして、この契約相手である日本航空機製造株式会社、並びに主としてこの生産に協力しておった五社と、この問題につきまして覚書を交換いたしております。それが、さらに中途確定をする段階におきまして、四十六年の三月だったと思いますが、そのときにさらに覚書も交換しておりますが、おそらくその覚書の点ではなからうかと推察いたします。

○橋崎委員 この覚書の存在について、大蔵省の防衛担当の主計官は御存じでありましたか。

○宮下説明員 御答弁申し上げます。

当時の事情、私……（橋崎委員「知っておったかどうか、覚書を」と呼ぶ）最近におきまして、そういう事実があるということを知っております。

○橋崎委員 それはいつですか。

○宮下説明員 正直申し上げて、私、防衛担当に昨年なつたわけでございますが、今回、御承知のように、いわゆるC・T・Rの凍結解除という問題がございまして、この問題を取り扱った際に、さような事実があったことを承知いたしました。

○橋崎委員 会計検査院のほうは御存じでしたか。

○柴崎会計検査院説明員 私どものほうでは承知いたしております。

○橋崎委員 それはいつですか。

○柴崎会計検査院説明員 これは覚書をかわした

あとの検査において検査上確認したわけでございます。四十四年度の検査において承知いたしております。

○橋崎委員 四十四年度の検査では何を検査したのですか。そのときにはまだ最終的なその価格の問題は出ていないのですが、どういふことが契機になつて検査されたのですか。

○柴崎会計検査院説明員 私が担当しておりますのは、第二局で防衛の関係でございますが、防衛の關係といたしましては、中途確定が終了いたしました四十六年度においてその点を承知いたしましたわけでございますけれども、うちの役所ではほかにも日航製の検査もいたしておりますので、その日航製の検査の段階でその点は承知しているわけでございます。

○橋崎委員 実はこの覚書はたいへんな覚書だと思ふのです。重要な内容を含んでおる。したがって、この覚書は二つあります。四十四年度の分と四十六年度の分、並びに念書が一つある。この三つを当委員会に資料として直ちに提出をいただきたい。

○江藤説明員 この覚書は、契約内容の確認をいたす意味の覚書でございますので、特段、部外秘というふうな指定もいたしてありません。しかし、省議の内容でございまして、積極的に公開すべきものでもございせんが、長官の御指示を得ましてしかるべく取り計らいたいと思ひます。

○山田國務大臣 提出させます。

○橋崎委員 そこにお持ちでしょう。

○江藤説明員 持参しております。

○橋崎委員 いまだでございますか。

○江藤説明員 それが全部でございます。

○橋崎委員 これはC-1の質問の間だけお借りします。そしてお返しいたします。

何のためにこういう覚書をかわされたのですか。調部長はこれに捺印をしておられますね。関係各メーカー、日航製をはじめ全部、会社の社長もしくは社長代理が判を押しておる。私は重要な意味を持つておると思うのです。わざわざ捺

印をされているのです。何のためにこういう覚書をかわしたのですか。

○江藤説明員 この契約は試作研究請負契約でございますので、したがって概算契約になつております。したがって、その概算契約を中途で確定し、あるいは細部について精算しなければならぬわけでございますが、その中途で確定し、あるいは精算する時点におきまして、やはりこの契約内容をしっかりと確認しておく資料がなければ、その行為ができませんので、その意味におきまして、具体的に契約の時点におきまして、この契約内容におきまして割り掛け費は幾ら見るのだということをはっきりいたしておるのでございます。

○橋崎委員 大体、順次明白になつてきたわけでありまして、この覚書によりまして、最後の四十六年三月三十日の覚書、表題は「中型輸送機試作研究請負契約の本機代価の専用治工具費等の発生費用及び負担額の確認に関する覚書」という名前になつております。判を押した人は、支出負担行為担当官、防衛庁調達実施本部長志賀清二、日航製取締役社長東海林武雄、三菱重工代表取締役曾根嘉年、川崎重工代表取締役代理内野憲二、富士重工取締役社長大原栄一、日本飛行機取締役社長長久正雄、新明和専務河野博、この七名によって捺印されている。内容はいま申し上げたとおり、専用治工具費等の発生費用及び負担額の確認になつておる。そしてここに発生総額は幾ら幾ら、本契約負担額は幾ら幾らとなつております。いまの御答弁にもありましたとおり、調達実施本部長、つまり防衛庁は、この覚書によつて相手のメーカーに対してどのような債務、義務を負うことになるわけですか。さらにメーカー側は、防衛庁に對してどのような債権あるいは権利を取得することになつておるのですか、この覚書によつて。

○江藤説明員 御指摘の点、若干私の口が足りないかとも思ひますが、この覚書なるものは、契約内容を確認するためのものでございまして、この覚書によりまして、新たに将来債務を負担することか、そういうふうな性格のものではないと思ひます。

あくまで中途確定をし、あるいは生産する段階におきまして割り掛け費というものは幾ら見ているのだ。少なくとも、試作に必要な最小限度の専用治工具費とか、あるいは技術費とか、そういうものをどのくらい見ますというのをこの覚書はつきりしておきませんと、一つの契約の内容におきまして、材料費とか加工費等が非常に上がったために割り掛け費はあまり見たくないといふ会社側の反論が出ることもあり得ますので、やはりこの際、割り掛け費だけは最小限のくらは見るといふことを確認させるといふ意味におきまして、私のほうがむしろこの覚書をはつきりしておるという性格のものでございます。

○橋崎委員 割り掛けを将来許すということでしょう。

○江藤説明員 この覚書なるものは、試作研究請負契約において必要な割り掛け費は幾らであるというふうな書いてあるものでございまして、将来、われわれが割り掛け費をどのくらい見ますというふうなことを約束した覚書ではございません。

○橋崎委員 そのような答弁しかできないと思ふんですよ。あなた方は、ところが、この覚書を相手側のメーカーは実際にどう受け取つておるか。そして現実はどう処理しておるか。私、全部行つて回つて聞いてみた。つまりこういうことなんです。大蔵省が試作費の予算のワケをきめております。ワケはあとでお伺ひしますが、六十三億くらいだと思ひます。ところがその試作費はそのワケをオーバーした。だからオーバーしたものはメーカー側にとっては赤字になるわけですね。だから、請負契約ですから、予算のワケしからえないから、その段階では赤字になった分はもらえないから、いわゆる量産の段階になつて、量産の価格に上つてそれを回収してよろしいとメーカーは受け取つております。つまり、いわゆるその債務を負つたことになる、防衛庁は、将来に對して約束をしておることになる。現にメーカーはそう受け取つておる。もしそうでなかったらメーカーをここに呼びますよ。この覚書の解

○橋崎委員 割り掛けを将来許すということでしょう。

○江藤説明員 この覚書なるものは、試作研究請負契約において必要な割り掛け費は幾らであるというふうな書いてあるものでございまして、将来、われわれが割り掛け費をどのくらい見ますというふうなことを約束した覚書ではございません。

○橋崎委員 そのような答弁しかできないと思ふんですよ。あなた方は、ところが、この覚書を相手側のメーカーは実際にどう受け取つておるか。そして現実はどう処理しておるか。私、全部行つて回つて聞いてみた。つまりこういうことなんです。大蔵省が試作費の予算のワケをきめております。ワケはあとでお伺ひしますが、六十三億くらいだと思ひます。ところがその試作費はそのワケをオーバーした。だからオーバーしたものはメーカー側にとっては赤字になるわけですね。だから、請負契約ですから、予算のワケしからえないから、その段階では赤字になった分はもらえないから、いわゆる量産の段階になつて、量産の価格に上つてそれを回収してよろしいとメーカーは受け取つております。つまり、いわゆるその債務を負つたことになる、防衛庁は、将来に對して約束をしておることになる。現にメーカーはそう受け取つておる。もしそうでなかったらメーカーをここに呼びますよ。この覚書の解

○江藤説明員 御指摘の点、若干私の口が足りないかとも思ひますが、この覚書なるものは、契約内容を確認するためのものでございまして、この覚書によりまして、新たに将来債務を負担することか、そういうふうな性格のものではないと思ひます。

○橋崎委員 割り掛けを将来許すということでしょう。

○江藤説明員 この覚書なるものは、試作研究請負契約において必要な割り掛け費は幾らであるというふうな書いてあるものでございまして、将来、われわれが割り掛け費をどのくらい見ますというふうなことを約束した覚書ではございません。

○橋崎委員 そのような答弁しかできないと思ふんですよ。あなた方は、ところが、この覚書を相手側のメーカーは実際にどう受け取つておるか。そして現実はどう処理しておるか。私、全部行つて回つて聞いてみた。つまりこういうことなんです。大蔵省が試作費の予算のワケをきめております。ワケはあとでお伺ひしますが、六十三億くらいだと思ひます。ところがその試作費はそのワケをオーバーした。だからオーバーしたものはメーカー側にとっては赤字になるわけですね。だから、請負契約ですから、予算のワケしからえないから、その段階では赤字になった分はもらえないから、いわゆる量産の段階になつて、量産の価格に上つてそれを回収してよろしいとメーカーは受け取つております。つまり、いわゆるその債務を負つたことになる、防衛庁は、将来に對して約束をしておることになる。現にメーカーはそう受け取つておる。もしそうでなかったらメーカーをここに呼びますよ。この覚書の解

○江藤説明員 御指摘の点、若干私の口が足りないかとも思ひますが、この覚書なるものは、契約内容を確認するためのものでございまして、この覚書によりまして、新たに将来債務を負担することか、そういうふうな性格のものではないと思ひます。

○橋崎委員 割り掛けを将来許すということでしょう。

○江藤説明員 この覚書なるものは、試作研究請負契約において必要な割り掛け費は幾らであるというふうな書いてあるものでございまして、将来、われわれが割り掛け費をどのくらい見ますというふうなことを約束した覚書ではございません。

○橋崎委員 そのような答弁しかできないと思ふんですよ。あなた方は、ところが、この覚書を相手側のメーカーは実際にどう受け取つておるか。そして現実はどう処理しておるか。私、全部行つて回つて聞いてみた。つまりこういうことなんです。大蔵省が試作費の予算のワケをきめております。ワケはあとでお伺ひしますが、六十三億くらいだと思ひます。ところがその試作費はそのワケをオーバーした。だからオーバーしたものはメーカー側にとっては赤字になるわけですね。だから、請負契約ですから、予算のワケしからえないから、その段階では赤字になった分はもらえないから、いわゆる量産の段階になつて、量産の価格に上つてそれを回収してよろしいとメーカーは受け取つております。つまり、いわゆるその債務を負つたことになる、防衛庁は、将来に對して約束をしておることになる。現にメーカーはそう受け取つておる。もしそうでなかったらメーカーをここに呼びますよ。この覚書の解

釈についてはそう受け取っておる。だから現実の処理もそうしておるでしょう。だから私はこれは密約ではないかというのです。いいですか、将来に對して債務を負うということは国庫債務負担行為だ。これは国会の承認事項なんです。それを一調本部長が将来にわたって、その量産段階でこれだけは上せしてよろしいなんという、そういう国会無視の行為ができますか。これは重要問題です。あなた考えておるような問題じゃない。もしそうでなかったら、私はいまからお伺いしてみたい。いいですか。

まず、事態を明確にするために、試作費で大蔵省が認めた価格の予算ワケは幾らですか、正確に。

○宮下説明員 研究開発の段階におきます試作機二機及び強度試験機一機を日航製に契約いたしたわけですが、試作費といましては六十三億三千八百三十万三千円ということに相なっております。

○橋崎委員 そうすると、そのうちの強度試験機、これが一機ありましよう。それが八億七千三百万。そうすると、それを抜けると、試作機二機分の予算ワケというものは五十四億三千万円ほどですね。間違ひありませんか。

○宮下説明員 先生のおっしゃるとおりだと思ひます。

○橋崎委員 この五十四億の中に、この覚書にあります発生総額、ハードウェアの分、四十六億七千三百万円ほどです。この金額のうちから幾らを五十四億の中に含んでいきますか。

○山口(衛)政府委員 私の知っている範囲では、八億三千百万円という計算でございます。

○橋崎委員 そう書いてあります。この覚書に。だから四十六億から八億を引いた約三十八億がいわれる赤字になるのです。だから、その三十八億を後ほど量産段階で上せしてお取りなさい、こういう約束です。そうみんな理解してありますよ。そこで、いま装備局長がお答えになった八億が五十四億の中に含まれておるといふことは、大蔵省並びに会計検査院は御存じでしたか。

○柴崎会計検査院説明員 承知いたしております。

○宮下説明員 承知いたしております。

○橋崎委員 いや、あなた方全部ぐるですよ。いいですか、四十六年度にこのC1の先行生産型二機つくつていますね。予算要求をもうすでにしている。これは五十八億八千万。この中に、先ほど申し上げた三十八億の赤字の分が幾らか含まれていきますか。

○江藤説明員 含まれておりません。

○橋崎委員 そうでしょう。これを含んでおつたらたいへんです。先取りになる。

ではその次に、私も予算委員会——これは今度出てきておるわけですね、C1十一機分が初めて。去年は凍結されたから、予算要求しておつたけれどもゼロになった。四十八年度、本年度予算になって初めて十一機分三百二十九億二千七百万円という金額が出てきた。残念ながらこれは通つておる。じゃ、この十一機三百二十九億二千七百万円のうちに、先ほど申し上げた三十八億の赤字が幾らか含まれておりますか。

○江藤説明員 割り掛け費なるものは、試作契約の段階にのみ発生するものではございません。先行量産型二機をつくる場合にもある程度発生しております。また、特に量産の段階になりますとかなり大きな経費が発生するわけでございます。

これらのものをすべて合算しまして、先に八億三千万ばかり見ました割り掛け費を引いた残りの金を今度の量産契約で割り掛けるといふことになっております。

○橋崎委員 そうすると、三百二十九億の中に含まれていきますね。はっきり言つてください。

○江藤説明員 入っております。

○橋崎委員 入っておりますね。幾ら入っていますか。

○江藤説明員 三十三億七千二百九十三万三千円でございます。

○橋崎委員 どこからその数字が出てきて、その数字が妥当であるかどうかとして認められますか。

○江藤説明員 試作研究費契約の段階におきまして、四十六億七千三百六十四万四千円の経費が発生しております。その後、量産の段階になりましてまたさらに発生いたした経費もありまして、また、先行型量産の際にも三十八億ばかり発生しておりますが、これらの経費を合算しますと六十一億六千二百六十一万四千円という金が、専用治工具なり、あるいは技術研究費なり、そういう経費に必要なものとして私のほうで見ておるわけでございます。この六十一億六千二百六十一万四千円を、具体的に四次防で決定しました二十四機というものを前提にしまして、二十四分の十一をかけたものがこの二十八億二千八百万円になるわけでございます。これに会社の管理費等を加えてまして、三十三億七千二百九十三万三千円という契約額になったわけでございます。

○橋崎委員 それ、見てごらんない。覚書はかわした。それは数字の確認だけであつて、あとからそれを上せして取つていいなんということを確認した覚書じゃないと、あなたはさっき答弁したでしょう。しかし現実には、メーカー側はこうして上のせしてきているじゃありませんか。さっき五十四億の試作費の二機分の予算ワケの中に八億入つておると装備局長はお答えになりました。その八億というのはどういう計算で出てきたのですか。

○山口(衛)政府委員 調達実施本部長がお答え申し上げましたとおり、試作の段階で発生いたした初度投資の額が、必ずしも全部がすべてその試作の用途のみに消耗されてしまふというものはございませんので、どの程度が一体試作の用途に果たしたのかという計算が必要でございます。

これは実際には、各工場等におきまして駐在官事務所及び調達実施本部等におきまして、予定原価の作成の際、あるいは予算要求の際及び概算契約の際、並びに一部確定生産の際という各段階におきまして内容をチェックいたしました。そういう実質的なチェックと同時に、必ずしも全体の何割程度が一体試作に入るのかという計算は非常にむずかしいわけでございます。これにつきましましては、

実はアメリカのシンクタンクでありますランドがやつております初度投資の工数計算の式がございまして、実はこの計算式も一定参照いたしまして、それで計算いたしましたのが八億三千百万というふうな、当時の実態を私は聞いております。

○橋崎委員 理屈はそれのようにつけられましたけれども、実際はハードウェア分の費用発生総額四十六億、それを予算ワケに足すと、つまりさっき言つたとおりオーバーして赤字になる。だから予算ワケまでのぎりぎり八億なんですよ。理屈はつけられましたが、結局は請負契約ですから、五十四億以上払えないのだから、余裕のある分がたまたま八億だったから、四十六億のハードウェアの分の発生総額のうちから八億円だけは見ましよう、こうなつておる。そして試作費にそれを入れたのです。だから三十八億が残つておるといふのです。そしてそれを覚書で見ましよう。そうじゃないですか。大体こういう覚書というものはほかにしたことがありますか。ほかに例がありますか、判を押して。

○江藤説明員 過去のことは私、存じておりませんが、C1の覚書を締結した以降におきましては、このようなことはいたしておりません。

それからなお、この八億三千百万なるものがハードウェアだけだと言われますけれども、この中にはソフトウェアも入つての経費でございます。

○橋崎委員 そんな理屈を聞いておるのじゃないですよ。大部分がハードウェアと言つておるのです。そういうことはわかつておりますよ。そんなことばじりをとらえるようなことは、あなた言ひなさんな。大部分がハードウェアですよ。

それから、あなたは過去のことは知りませんが、C1のこの問題以降はありまけんという。ないのがあたりまえです。あつたらんないんですよ。私はこういう例は過去にないと思うのです。あつたら出してごらんない。こういうことはあとにも先にも初めてだと思ふ。なぜかという、装備を

国産化する場合試作する。そして量産する。試作したものをもそのまま量産するとは、これは限らないです。試作した結果、これはだめだということになるかもしれない。そのときは一体どうするのですか。だめだということになったら三十八億はどうするのです。メーカー側の負担になるのでしょうか。やはり払ってやるのですか。

○江藤説明員 明らかに会社側の責任で試作したものでございますから、もし機種が適当でないということでも量産に入らない場合には、これは明らかに会社の負担でございます。

○橋崎委員 そうでしょう。もともと試作段階ではどうなるかわからないんです。幾ら量産するかもわからない。はたして量産するかどうかともわからない。それを、試作した段階で、四十六年三月三十日にこういう、あとから見てやるなんて、覚書を、何の権限があつてあなたがでるのか。

どうしてこういう覚書を今回に限ってつくったかといふ、試作から量産までは、たとえばPS1、あるいはFST2改、あるいはT2、大体試作と量産が同じ会社なんです。だから、わざわざこういう覚書をつくらなくても一貫した作業をやるのだから、量産の中に上りていってよいな、ちよいなでやっていく。ところが、今回は試作会社と量産のメーカーが違うから、この辺ははっきりしておかぬとどうなるかわからぬというので覚書をつくったのです。こういう例はほかにはないのだ。あつたらたいへんです。しかも、その四十六年三月三十日の段階では、このC1の量産は何機にするかきまつてなかった。私が覚えておるところでは、三十四機とか三十機とかいわれておった時代ですよ。そうでしょう。間違いないでしょう。

——うんと言われているからそのとおりだ。そうしてこの段階で、将来にわたって量産であつた方上のせしきない、見てやりましょう、確認します、こんな権限が調本部長、あります。われわれは、国庫債務負担行為、いわゆる後年度負担額の分については予算委員会が綿密な検討をして、これは承認事項になつておる。だから、

いわゆる四次防の先取り問題のときにどういふことが起こりましたか。いわゆる目玉商品と称するやつは、装備と称するやつは修正して、しかも国庫債務負担行為のほうは凍結でしょう。それほどこきびしい措置をとっておるんですよ。それを一調本部長ごときが何ですか。われわれはだまされたことになる。予算委員会は全部だまされておる。こういう上のせ分が入つておるなんというのはいふんな知らなかった。しかも、あなた言つておるうちに、これが試作で終わつておつたら当然メーカーの負担ですよ、三十八億はあたりまえです。請負契約という意味は何ですか。

いま大出君の出身地の神奈川県、二、三日前に新聞に載つておりました。住宅公社が公営のアパートをつくりたいというので競争入札を求めたけれども、請負金額も、敷き札が考へてみると赤字になりそうだから、引き受け手がな。これが世の中の企業の常識ですよ。請負事業というものはそういうものなんです。もし赤字が出たらメーカーの負担です。だから、家を建てるときに大工さんが幾らの金額で請け負つておつた、ところが木材の値段が上がつた。だから自殺をした大工さんもおるでしょう。それを、請負金額も契約で規制しておつて、赤字が出た、かかつた費用はこれだけ、全部見ましようなんという話がこの世の中に通りますか。これは何ですか。防衛産業を甘やかして過ぎますよ。死の商人をかわいがり過ぎる。こういうことはほかの企業では許されませんよ。

しかも国会軽視の、こういう後年度の負担について一調本部長が約束するときは何ですか。絶対にこれは許しません。どうしますか。

○江藤説明員 若干ことばを返すようで恐縮でございますが、この覚書なるものは、後年度負担で私のほうはめんどろを見ますという趣旨の内容は入つておりません。ただ、試作品の割り掛け費というものは、たとえば専用治工具であればC1しかつくれない、C1が終わつたら全くつぶすしかないような、そういうものしか見ておりません。こういうものにつきましたは、当

然、発生原価というものにつきましたは、われわれとしては、その時点、時点において一応確認しておく必要があるという意味でこのような覚書を結んでおるのでございまして、別に後年度で私のほうは当然負担しますという約束をいたしたというつもりはございません。

○橋崎委員 いや、何のためにこういう覚書をおわすのですか。わざわざこまかい数字を出して、その数字を確認しますと判を何で押すのですか。いいですか。もしあなたがそうおっしゃるのだったら、私は関係のメーカーをここに証人として来てもらいます。メーカーがどう受け取つておるか。

しかも、メーカーが受け取つておるとおり、この覚書のとおり現実になつておるじやありませんか。現に上のせして割り掛けしてきておるじやありませんか。さつきあなた金額まで言つたでしょう、十一機の三百二十九億に対して。だめです、そういうことでは。絶対許しません。もしあなたがそれを言い張るならば、私はメーカーをここに呼んでいただきたいと思う。委員長にそれを要求します。

○江藤説明員 具体的にC1の量産に入りまう場合には、内部の発生原価というものは当然私のほうで見なければならぬわけでございます。それに、材料費とか、あるいは加工費、管理費、あるいは利益率というものを足しまして請負契約として締結するわけでございます。その時点におきまして一応きまつた契約金額なるものが、その後、材料費の値上がりなり、あるいは加工費の値上がりというものによつて会社が赤字になります。それは請負契約でございまして、私のほうはめんどろは見れません。しかしながら、C1の飛行機をつくるために当然発生した、しかもC1以外には全く使ひものにならない専用治工具とか、あるいは技術研究費というものにつきましたは、これは当然発生原価として私のほうは見なければならぬ、そういう筋のものであらうと思ひます。

○橋崎委員 いや、何のために請負にするのですか。何のために請負金額をそこに示すのですか。冗談じやありません。あなた、何を言つておるのですか。かかつた費用を全部見ますということじやないですか。それじや請負の必要ないじやないですか。あなた、何を言つておるのですか。そんなことが世の中に通りますか。かかつた費用全部見てあげます、いま試作費の予算はこれこれこれくらいですから、試作費の中では見られませんが、こんなばかんな約束がどこにありまうか。だめです、そういうことは。国会を軽視するもはなはだし。世の中全部そうです。請負事業というのはそういうことなんだ。あなた、だめですよ。そういう債務負担行為に類するようなことを一調本部長がやるごときは越権行為ですよ、国会を無視した。だめです。こういうことは許されません。

○江藤説明員 再三申し上げまして恐縮ですが、この覚書なるものは、その時点において発生した原価が幾らである、専用治工具あるいは技術研究費、あるいは技術費というようなものにつきました、当然発生した原価はこれこれでありましたというところを確認しただけでございまして、調本部長としまして、特にそれを後年度で量産の際に見ますというような約束をいたしたわけではないのでございまして。

○橋崎委員 それはさつきも聞きました。あなたはそういうことで、「確認」ということばをわざわざ文章に使つて判を押しておられるけれども、現実にはメーカーはそう受け取つていないのです。あとで量産のときに見てあげますということの確認ですと云つておるのです。もしそれがうそだったら、委員長、要求します。三菱重工の曾根さん、それから川崎重工の内野さんですね、おられますから呼んでください。委員長に要求します。重大なそこだ。覚書に対する解釈のしようが違つておる。

○江藤説明員 業者がどういふようなことを言われたかは存じませんが、私が——私といひます、当時の調本部長が覚書を締結した段階に

おきましては、そういう趣旨で覚書を交換したというふう聞いております。

○橋崎委員　だめですよ。あなた、現実に上のせしてきておるじやありませんか。その覚書に基づいて上のせしておりますと云っておるのです。私が言っているのがうそなら、何回も言うように、このC1の覚書を調印したメーカーを呼んでください。これは重大な問題ですよ、国会軽視になつておるかどうか。

○江藤説明員　このような割り掛け費なるものは、先ほど申し上げましたように、必ずしも試作の段階だけに発生するものではございませんで、その後のいろいろと発生しておりますが、こういうものを合わせて、その後の量産の際に一括して組み入れたものでございますけれども、この量産契約におきましてこのような割り掛け費を計上したというものは、その四十四年なり四十六年度に覚書を締結した、その締結の結果、それに基づいてそのような債務が発生して私のほうは見たと趣旨のものではございませんで、あくまで量産の段階におきまして、具体的に発生原価は見るべきものは当然見なければなりませんので、その意味におきまして、全部一括して十一機の中に計上した、こういうことになっております。

○橋崎委員　もう何回もそういうあれをされるなら、メーカー側はそう受け取ってないんだから、そして現実にその覚書に基づいて割り掛けしてきているのですから、先ほど申し上げたとおり、ひとつ三菱重工と川崎重工を国会に、委員会に呼んでください。だめです。これは重大な問題です。今後こういうことが行なわれる。(「理事会、理事会」「答弁続行」と呼び、その他発言する者あり)これは今後兵器の国産化の場合に全部出てくる。PS1もそうです。T2も、さっき言ったとおり、そうだと。FST2改も実際は、さっき言ったとおり、そういうことをやっている。試作と量産のメーカーが一緒だからこんな覚書をつくらないだけの話で、やっていることは同じなんで、たまたま今回は試作の会社とメーカーが違うから、量

産会社が違ふから、あぶなくてしようがないから、あとで三十八億回収できるかどうかからぬから覚書をつくらせているのです。だから当然メーカー側は、この覚書によって二十四分の一を一概にかけていきまうと全部言っております。あなたは、本部長は、そういうふうの覚書じゃないと言いつても、メーカー側は全部そう受け取っておる。そうして現実に予算上出てきておるじやありませんか。だから、これは明白な覚書に対する解釈が違ふし、実際の行為も伴つておるのです。その解釈の相違によつて、予算ということ。今度は一機なんです。この次はまだ十三機出てくるのですよ、今後、全部それは出てくるのです。全部これでやつたらたいへんですよ。

だから私は、このメーカーを参考人として呼んでもらつて、そしてこの覚書の性格について明確にしてもらいたい。そうしないと、メーカー側の解釈どおりであれば、国庫債務負担行為に類する行為ですから、だから私は、私の質問の間にこのメーカーを呼んでいただくように、ひとつ理事会でお取り計らいをお願いしたい。それが委員長において承されるならば、私の質問の間にです。了承されるならば、私は次の質問に入つてもよろしうございませう。

○山口(衛)政府委員　ただいま先生から、先生の御解釈を承つたわけでございますが、私のほうとしまして、この覚書の解釈は、実はこのように解釈しております。全体としまして、航空機をつくる場合に、御承知のとおりかなりの初度投資が要ります。今回の四十六億円の発生しました割り掛け対象の治工具費及び技術費でございますが、これにつきましては、いずれも試作二機に關係しまして役を提供している治工具費であり技術費でございます。しかしながら、それはむしろ全部でございませう。その場合、全部これを試作にぶつけてしまふというところは、これはもう計算上も不適当だと考えまして、それからまた、むろん先生御指摘のよう、予算上からも、四十何億を、使いもしない用

役を二機に割り当てるといふことは、これはできません。そのような意味合いから、さっき申し上げましたとおり、どのような役で幾らかかったかという計算をするために、その母体は幾らであるかというのを計算しましたのが四十六億でございます。その意味で私どもは、この四十六億は、その当時こんなにかかりましたよということを確認いたしましたして、それでその内容もキツチしました。

ところが、これは部品点数にしまして約三万点でございます。ところが現在、もし二十四機の生産をする場合には約四万七千点かかります。実はこの三万点の一部というふうにかえております。したがしまして、この三万点のみで全部二十四機にかかるとはございませんで、さらに十三機の量産をすれば、その場合に当然治工具費がかかる。残り一万七千点というのは量産時に入るわけでございませう。それが先ほど調本部長が申しましたような、約八十数億にのぼるような全体の治工具費になります。たとえば、これはT2の場合にも、現在までの段階で約七十億程度の治工具費と技術費が、実は量産に入っておりますからかかっております。大体この辺の数字が治工具費の概要でございます。したがしまして、この段階で、先生御指摘のよう、四十六億の差額は債務負担行為をきめたのだというふうには、実は私どもは解釈をしてはおりない次第でございまして、その点、御了解願ひたいと思ひます。

○橋崎委員　だから何回も言っているでしよう。いいですか。これは議事録に載せてもらわなければいかぬから、どういふ覚書かちよと読んでみます。表題は、さっき私が言ったとおり、「中型輸送機試作研究請負契約の本機代価の専用治工具費等の発生費用及び負担額の確認に関する覚書」として、「昭和四十四年三月三十一日付認証番号第二二五九一号」をもって締結された中型輸送機(Ⅲ)試作研究請負契約の本機代価の専用治工具費、試験研究費、機能部品開発費及び技術費の発生費用及び本契約負担額の内訳について、昭和四十四年三月

三十一日付をもつて交換した覚書別紙二項に基づき次の通り確認する、そうしてその下に、発生総額については、総額は四十六億七千三百六十万、その内訳、日本航空機製造株式会社十億、これは約十億ですね。三菱重工十四億三千万、川崎重工九億八千五百万、富士重工七億八千万、日本飛行機四億五千七百万、新明和工業千三百四十八万円。そうして今度は、試作費のほうにそのうちから落とした分は、どうなつておるか。落とした分は、さっきお答えのとおり八億三千万。その内訳は、日本航空機製造四億三千三百万、三菱重工二億三千七百万、川崎重工八千八百三十万、富士重工六千八百万、日本飛行機はゼロ、新明和は三百二十五万円。こういう金額をここに羅列して、そして、いいですか、簡単なんです。「この合意を証するため」証明するためという意味ですね。「証する」ため覚書正本七通を作成し、各々、各一通を保有するものとする。昭和四十六年三月三十日。さっき言ったとおり社長のあがが出て、ここへ判を押しておる。単なる数字の確認なら、何でこんなぎょうぎようしいあれをやりますか。これはあとで見るとやるといふ約束です。そして一百万の収入印紙が張つてある。何ですか、単なる数字の確認じゃないのです。冗談じやありません。

だから私は、さっき言ったとおり、この覚書についてメーカー側の解釈が違ふから、取り扱いは私の質問中にひとつ委員会に結論を出していただきたい。それが委員長としてお約束できるのなら、私はこれは一応保留して先に進みたいと思ひます。

○江藤説明員　覚書の解釈は若干違ふようでございますけれども、われわれとしましてはあくまで概算契約である。したがつて、中途で確定しなければなりませんし、生産をしなければなりませんので、この時点におきまして、材料費とか加工費の値上りを理由に割り掛け費を過小に見てもらいたくないという会社側の要望は当然出るわけでございませう。その意味におきまして、われわれとしては、少なくともこの契約におきまして、八億三千万

円なるものは割り掛け費で見ているんだということを確認する意味におきまして、このような覚書を結んでおるわけでございます。なお、もし量産に入らなければ、あとの分につきましてはこれは会社の負担になるわけでございますが、一たん量産に入ってしまうと、これはやはり、現に発生しました専用治工具費あるいは技術費というのは、これは量産に決定した段階において、われわれとしては当然発生原価としての見積もりをしなければならぬということになるわけでございまして、覚書を前提にして量産のときに義務を負うんだという趣旨のものではないのでござい

ます。

○橋崎委員 だから、何回答おせすか、あなたはそういう解釈で覚書を解釈しておるが、メーカー側はそう解釈していないと言っておるでしよう。そしてそのとおりに実際に金額として出てきておるのです。そしてそれをあなた方は認めている、会計検査院も大蔵省も。だめですよ、こういうことは。だから、この違いを明確にここでする必要がある、覚書の性格について。単なる解釈の相違ではなく、その解釈に基づいて具体的な予算としてあらわれてくるおるのですよ。何を言っておるのですか。同じことを何回も言わせな

次に進めていただきます。

○三原委員長 この問題につきましては……

○橋崎委員 日航製から詳しい資料を私はここにもらっております。あなた方言っているのは全部うそだ。念のために言っておきます。これはいづれ明らかにしたいと思

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問について、政府の意見、回答と橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

七月下旬に田中総理はいわゆる訪米をされます。今回の訪米は、いろんな話し合い、重要会議が行なわれると思

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 おそらく連れていってもらえないだろうと思

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

○三原委員長 たいま橋崎委員の質問に對しての意思の疎通を欠く点もあり、結論が出てまいりませんので、理事会で先ほど協議をお願いしました。その結果、防衛二法審議中にこの問題の処理について、御希望のように努力することをお約束いたします。

○山中国務大臣 総理の御意のままです。

御存じですか。

○山中国務大臣 承知しております。

○橋崎委員 その説明資料の取り扱いはどうなっておりますか。マル秘ですか、それとも取り扱い注意ですか。

○山中国務大臣 これは外務省の感觸もあります。目下そのことについて、わがほうの意見というものを述べたことに對するアメリカ側の話し合いを続けるわけでありまして、そのことを公にするということは、きわめてむずかしからうかと思

○橋崎委員 いや、その説明資料は、取り扱いとしては防衛庁としてどういう扱いになつておりますかというのを聞いておるのです。マル秘ですか、取り扱い注意ですかと聞いています。

○久保政府委員 提出いたしました案につきましては、秘の判を押してござい

○橋崎委員 では、それは全然取り扱い注意でもないですね。

○久保政府委員 取り扱い注意というのは、秘区分としてつくつておりませんけれども、実際上は日米会議、日米の協議会でありまして、秘に準ずる扱いをしておりますけれども、秘の判は押しておりません。

○橋崎委員 では国会に出されますね。

○久保政府委員 この事務レベル会議におきましては、双方で協議をいたしました内容につきましては外部に出さない、自由な討議が阻害されないようにするという扱いをいたしましょうということであり

○橋崎委員 それじゃあなた、マル秘の扱いと同じじゃないですか。何を言っておるのですか。冗談じゃないです。そんなことを言っちゃだめです。アメリカに説明できて日本国民に説明できない資料があるのですか。この防衛二法の審議のときに、国民の代表である国会に出せない説明資料があるのですか、アメリカ側には説明できて、おかしいですよ、あなた。二枚舌を使うのですか。

○久保政府委員 これは、公式の文書という意味

ではなくて、当時は事務次官があられて、事務次官が説明されるということであつたわけでありま

す。そこで、その事務次官の説明をするメモとしてつくつたわけでありまして、秘の判は押してはありま

せんけれども、秘に準じて扱うというふうな内部でもし

ておりますし、またその会合で出された資料につ

きましては外に出さない、また説明をいたしました内容については外に漏らさないという申し合せであり

ますので、その内容の是非というものは格別といたしまして、いわば会議のルールとして

そういうふうな定め

ありま

す。

○橋崎委員 これは日米で合意した文書じゃないんですよ。さっきおっしゃったとおり、防衛庁側の説明資料、メモなんです。アメリカ側に説明する。アメリカ側の意見が別に入っているわけじゃない。外交文書でもない。あなた方防衛庁は、文書の取り扱いについて、いつからマル秘に準ずるものというのを

○久保政府委員 マル秘に準ずるものというものはもちろんござい

ません。したがって、あくまでも秘の文書にはして

おりませんけれども、その会合でのルールというものに

従つてやる。これはやはり双方の信義上の問題であり

ますので、そういう扱いをいたしております。

○橋崎委員 先ほどから申し上げるとおり、これはアメリカ側とい

ろいろ話した結果、たとえば議事録じゃないのです。それ

だつたら、アメリカ側の立場もあるからというこ

とは、いままで外務省から外交文書についてしばしば

言われたところであり

ます。この文書は、日本側からアメリカに對して、

日本の防衛政策について説明をしたそのメモでし

ょう。説明資料でし

ょう。どこへ遠慮するところ

があるのですか。何の信義があるのですか、ア

メリカに對して「国会に説明できないことをアメリ

カに説明するの

か」と呼ぶ者あり

い

ま

いをしたか。

例の秘密漏洩問題から、この文書の取り扱いについて、マル秘事項が多過ぎるということが問題になった。そして参議院段階で野々山一三議員の追及にこたえて、あなた方はいろいろな文書を出している。こういうことは廃止します、廃止しますとずっと出しておる、資料を。その中で、あなた方のいわゆる文書取り扱いでは、機密、極秘、秘、三つしかない。取り扱い注意は、四十七年十月十九日に改正して廃止をしておるでしょう。文書取扱規程にもないマル秘に準ずるものがありまう。何と言っているのですか。承服できませんよ、そういう文書があるというのは、取り扱いがあるというのは。

○久保政府委員 公文書であれば、これはおっしゃいますように、極秘、秘という文書になろうと思ひます。しかしながら、あくまでも私のほうの事務次官が、説明する、自分のメモとして準備したものでありますので、言うならば、私的とは申しませんが、説明の御本人のメモでありますので、しかももう一つは、この会議に出される資料あるいは説明の内容については、これは自由な討議をするということをしてまねにしておりまして、決定をするということにしておらないので、そういう会議の精神からして、そういうものを外に出さないようにしようという申し合わせに従いましたので、そういう信義に誠実に従ってやりたいということでありまう。

○橋崎委員 ここに出されると何かまずいことが書いてあるのですか、この中に。

○山中国務大臣 橋崎さんの情報というのか何かが、あまり早く新聞に出過ぎまして、私はびっくりして調べたのです。しかし、それは私が知らないはずであつて、増原前長官も一応その討議ペーパーには目を通してゐる。そのときには、そういう伝えられるような部分は全然ないのです。事務の下部の段階でそういうことを検討してみた。しかし、事務レベルのところではそれは消えているわけですから、上のほうに上げて、こ

うことはどうだろうかという場合には、これは私の時代じゃありませんが、前長官も承知しておられないうし、私もそんなはずはないと思ひます。第一、私どものほうで、向こうがまだ何も正式に言つてきてないのに、アメリカのほうに、しかも事務レベルの会議で、相当広範な経済、外交の分野にまでわたつて議論されるはずの問題について、私どものほうで、伝えられた文章によると、第三国に何か非軍事用のものを援助する、そのかわりに、浮いた金をどうのこうのという、そんな要らざることを防衛庁のほうからアメリカのほうに、こんなサービスはいかがでございましょうか。なんて文書を出すほうが私はおかしいと思ひます。あり得ないことだと思ひます。途中でそういうことを議論したやつがあるかというのですけれども、文章になつたものはあるかもしれせん。あるでしょう。しかし、そのあと米側に討議メモとして提示したものは、そういうものには全部ありません。

○橋崎委員 じゃ、それを出してください。

○山中国務大臣 それは先ほど申しましたとおり、外務省の外交慣例もありまして、そういういま話し合ひの最中の内容のものを全部オープンにするということとは、いかがであらうかと私は思ひます。

○橋崎委員 これはもう参議院段階でも衆議院段階でもやつてゐるのです。機密、極秘、秘等は出せないものもある。ところが、そうでないものは全部出しますという答弁が出ておりますよ、参議院段階で。出してちつともおかしくないでしょう。長官知つてゐるでしょう、内容を。おかしくないでしょう。そんなことをこたはるからかえつておかしくなる。

○山中国務大臣 おかしうはないです。おかしくはないですが、やはりそういう外交信義の問題もありまうから、それとは同じ内容のメモですからね。ですから、しゃべつたことについてならば、防衛局長に説明させます、そこらのところは。○橋崎委員 じゃ、一応それ、そこで読んでくだ

さい。

○久保政府委員 文章についてお読み申し上げるわけにはまいらないと思ひます。けれども、事務次官が説明されることになつてゐまして、実際にはちやうど長官交代期で、次官のかわりに私が説明したわけでありまうが、簡単に項目と申しますか、そういうものだけ申し上げてみたいと思ひます。

一つは、五カ年計画が決定されて今後遂行していくという問題。それから二番目には、日本の防衛力の整備にはいろいろ制約があります。四つばかりあります。それは以下申し上げるようなことでありまう。一つは、憲法上のたてまえがありまう。二つ目には財政上の制約がありまう。それから三つ目には、憲法上から出てくる思想でありまう。すけれども、専守防衛のたてまえでありまう。それから四つ目には、人的な制約というものがあります。また次には、日米安保条約というものを日米双方ともに評価すべきである。また最後には、装備の輸入という問題については四次防です。きまつておるところであり、これを大きく変更することはできないということ、従来私どもが国会で答弁してゐる範囲内のものを、次官の意思でいたしまして、日本側の態度を明確にしたほうがよろしい。言うならば、国会で論議されてゐるその精神を米側に正確に伝えたいというつもりであります。

○橋崎委員 ちつともおかしくないやない。なぜそれを出さないのです。出してください、それを。○久保政府委員 でありますから、内容についてとやかく言うわけではございませんで、やはり日米で自由な討議をしましょう、そのためにはこういうルールでやりましょうという打ち合わせをやつた以上は、今後の自由な討議のために、そういうルールを守つていくべきでありまうというふうな思ひわけでありまう。

○橋崎委員 あなた方知らないでしょう、内容をなぜ出さないのです。こういう癖をつけちゃいけ

ませんよ。マル秘でもない、文書の取扱規則にもない、マル秘に準ずるようなものなんという、そういうことで国会へ出せませんというのでは、私は承服できませんよ。こんなことが癖になつたらたいへんだ。それは国会軽視ですよ。しかも防衛二法のとくに、この審議のまさに重要な課題です、あなたの方の考えを知らる上において。だめです。承服できません。

○山中国務大臣 いま外務省側とも打ち合わせしたのですが、もし委員長、理事のお許しが出て、秘密会であるならばそれはけっこうですということなんです。

○橋崎委員 これもせっかくの長官の御発言ですけれども、マル秘だつたらそういう取り扱いもいままであつた。現にアメリカ局長御存じのとおり、横路君の出した沖繩密約電報のときには、これは極秘文書ですが、いわゆる秘密理事会で取り扱つた。秘の文書であればそういう取り扱いがあるのはわかるけれども、何もない普通の説明資料でしよう。それを秘密理事会ならいいというように癖をつけるのも、これは慣例になつてよろしくない。

○山中国務大臣 秘密委員会です。非公開の委員会ならば……。

○橋崎委員 しかし、そういうことはいままであるのですか。そういうことは慣例がない。それは長官、ますますおかしくなりますよ。

○大河原(良)政府委員 この安保事務レベル協議の問題につきましては、先ほど防衛局長から御答弁いただきましたけれども、過去八回安保事務レベル協議というのは開催されております。もともとと安保事務レベル協議と申しますのは、日米間の安全保障の問題に關します日米それぞれの実務当局者が適当な機会に会合して、日米の安保条約に關連する諸問題について自由な立場で隔意のない意見の交換をやる、こういう趣旨の会合でございまして、そういう会合の性質にかんがみまして、従来、この会合の際に討議されました内容については、外部に発表することを控えて、自由な意見

の交換を達成するようにしたい、こういう趣旨です。と、いままでやってまいりました。

したが、いままで、五月の末に開かれました第八回の安保事務レベル協議におきましても、たゞいま防衛局長から御答弁がありましたように、日本側の防衛政策の問題に關しまして、日本側から日本側の考え方を説明したわけでございますが、この内容につきましては、これもたゞいま防衛局長から説明がございましたとおり、従来、国会におきまして防衛論議がかわされてる際、いろいろ浮かび上がってまいりました問題を防衛庁で整理されまして、防衛政策に關する日本側の考え方というところでまとめたものをメモがわりに用意された、こういうふうにも承知いたしております。

そこで、内容的にはいま申し上げました趣旨のものでございまして、会合そのものが、たゞいま御説明申し上げましたように、過去八回にわたって、自由な意見の交換を可能ならしめるために協議の内容を公文書で明らかにすることは差し控えよう、こういう双方の約束のもとにいままで會議が持たれてきておりますし、今後ともこの會議を意味のあるものにしたたいというわれわれの考え方からしまして、會議の中身につきましては公表を差し控えていたきたい。そういう趣旨の会合でございまして、日本側から説明いたしました内容そのものは、いま申し上げておりますように、決して、国会に對しまして従来政府が答弁している内容と反するものであるとか、あるいはそれに比べてきわめて秘密性が強いとか、そういうことはございません。こういう約束のもとに行なわれているという意味におきまして、會議の席上で説明されましたものを資料として国会の場で公表するというについては遠慮していただきたい、こういうことを申し上げておいていただきたいと思います。

○山中国務大臣 国会法は一応知っているつもりですが、さつき非公開の委員会と言ったことは取り消します。

○橋崎委員 国会法で秘密会というのがあるんですよ。あるんです。だから、あえて長官が提案されれば、理事会でひとつやってもいいと思ひます。

それで、私がさつきから言っておるでしょう。たとえば日米合同委員会の合意議事録、これは双方からの會議の内容だから公表できないという、前のしばしばの御答弁はいたしました。しかし、これは會議の内容のあれじやないのです。日本側からその會議に向けて用意した説明資料なんです。しかも、その内容はちっとも秘密にするものはありませんとおっしゃるとおりでしょう。どうして出せないんです。こういう難を付けたらいいませんか。また何でも秘密、秘密でもとへ戻つてしまふ。せっかく秘密漏洩事件から、かれこれ國會で詰めを行なつて、もうその取り扱い文書も整理をして、マル秘文書は少なくして、それ以外のものは國會へ出しますという約束まで政府はしている。それをまたぞろ、マル秘文書に準ずるなんというところで出せないということは、私は承服できません。ここでそういうことをわれわれが承服することは、われわれ自身が國會を冒瀆することになる。できません。

○大河原(良)政府委員 たゞいま御指摘がございましたように、確かに日米間の、あるいは國際的な合意文書ではないわけでございまして、また米側と合意の上で出した文書でも何でもございせん。ただ、會議そのものの中身を表に出さないようにしようという約束のもとに行なつてきた會議であるという意味で、會議の中で話し合つた問題のために用意されたいわば日本側のメモでございまして、そういう意味において、公式文書ではもちろんありませんし、米側との間のいわば信義の問題として、このメモをこの委員会に公式にお出しすることを御遠慮していただきたい、こういうことを申し上げてあります。

○橋崎委員 委員長、これは承服できません。これはこの防衛二法の審議に非常に関係がある、その示されておる考へ方は、アメリカ側に説明でき

きて國會のわれわれに、日本側にどうして説明できないのですか。なぜそれが出せないのですか、アメリカ側に出せて、われわれにどうして出せないのですか。どうしてそういう秘密的なことをやるのですか。そういうやり方自身がいけないのです。だめです、そんなことは。何もアメリカ側と約束してないんだ。何を言つておるんです。あなた方は日本の防衛庁でしょう。だめです、承服できません、そういうことは。

○久保政府委員 これは、内容的には従来政府側が答弁している範囲内のものでありますので、格別新しいことではございません。ただ、さつきもアメリカ局長が申しましたように、會議の一種のルールでありますし、今後やはり双方が自由に討議ができる、そういう雰囲気というものは日米双方のためにプラスになるわけで、そういうようなルールというものは、やはり信義上尊重したいということでありまして、内容については、たとえば個人的に先生にも少し御説明することはけっこうでありますけれども、これを資料として提出するということとは御容赦いただきたいということであり

ます。

○橋崎委員 そういう防衛庁の國會を輕視するよ

い上そうなつておるじやありませんか。それで全部出すということになつてゐる。マル秘以外のやつは全部出すということになつてゐる。だめですよ。そういうことは許せん、私は。

○三原委員長 各党理事の御集合をお願いいたします。——このまゝの状態ではしばらくお待ちください。

○橋崎委員 いま読みましたいたいた内容について、ここで明らかにしていいですか。——もうやめる、私は。そんなばかな話がありますか、質問できぬなんて。何を言つてゐる。

○水野政府委員 一般論として、たゞいまのお読みになつた知識で御質問なさることに何も支障はございません。

○橋崎委員 一般論とは何です。中身の文章に觸れていいですか。

○水野政府委員 けつこうでございまして。

○橋崎委員 それだつたらなせ出さないんですか。見せりやいいじやないですか。長官、こんなやりとり、私はいいやですよ。こんなばかばかしい。中身の文章についてここで質問していい——私に見せた。皆さん見たいでしょう。私だけが知つておつてやれて何ですか。こんなことは私いいですよ。やめますよ。出してくださいよ、あなた。だめですよ、そんな。

○大出委員 これは理事相互間の、いま集合が

いでにならない。ならないから、その点、譲歩をいたしまして、委員長の御提案どおり質問を続けよう。その前提になる資料なんだから、質問者が見なければ質問ができない。そこで、いまそこで見せていただいた。立つてというわけにはいかぬからこへ来て見た。見て、さて委員長のおっしゃる筋書きならば、見て頭に入つたものを基礎にここで質問を続行することになる。ところが、一般論としてならばやってくれという。一般論じやない、そこへ出してもらったものを見て、それが初めから質問の中心だから、そのことを要求しているんだから、あることの確認をされた中身は、それは取り扱い秘でもなければ、取り扱い注意でもなければ何でもない。何でもなくないけれども、ここを見たら判をつけてある。そうでしょう。これはおかしい話だけれども、それはそれとして、質問を続行するというなら、読んだ中身で質問しなければ質問にならない。一般論ではない。そのことを認めないというならば、一般論というのならば、これは審議ができない。これは保留じや済まない。質問ができないのだから、きょうはここでやめていただきたい。いかがでございますか。

ただ公海上における海上交通の保護について、日本の周辺海域（数百海里ないし千海里程度）を海上自衛隊艦艇の主たる行動範囲として、この海域における海上交通の保護をはかるべきものと考えている。明確じゃありませんか。「べきもの」と考えている。「つまりこれは約束しているんだ」と呼ぶ者あり）いや、いいのですよ、それは。保護するといふなら、あなたは変えたといふのだから。だめですよ、これは。あなたは国会を欺いている。○大出委員 これは一つだけ関連させてください。いま中路さんの話も出ましたが、私も同じ質問を出してある。中曾根前防衛庁長官のときに千海里、こういう答弁が一つある。江崎さんのときに六百海里という答弁が一つある。今回は裏百海里、表三百海里という言い方が一つ出てきておる。一体このところは防衛庁はどう考えておるのか。

から出しなさいと言っている。私は、ほんとうにこういう癖をつけちゃいかぬと思うのです。これは一九七三年五月。五月何日か知らないが、先月つくられたやつだ。取り扱い注意という判が押してある。さっき私が申し上げたとおり、取り扱い注意というのは回収して廃止をしたんでしよう、昨年の十月に。何でもいまでもこういうものが生きているのですか。

ただ公海上における海上交通の保護について、日本の周辺海域（数百海里ないし千海里程度）を海上自衛隊艦艇の主たる行動範囲として、この海域における海上交通の保護をはかるべきものと考えている。明確じゃありませんか。「べきもの」と考えている。「つまりこれは約束しているんだ」と呼ぶ者あり）いや、いいのですよ、それは。保護するといふなら、あなたは変えたといふのだから。だめですよ、これは。あなたは国会を欺いている。○大出委員 これは一つだけ関連させてください。いま中路さんの話も出ましたが、私も同じ質問を出してある。中曾根前防衛庁長官のときに千海里、こういう答弁が一つある。江崎さんのときに六百海里という答弁が一つある。今回は裏百海里、表三百海里という言い方が一つ出てきておる。一体このところは防衛庁はどう考えておるのか。

○久保政府委員 さっき申し上げたように、それは公文書ではございません。公文書であれば、極秘とか秘とかいう判を押して、そして登録をいたします。それは事務次官が説明されるときは個人のメモであるということも申し上げました。その場合に、そのメモが自由に外へ出てよろしいものではないです。そうすると、御本人の意思でなんというふうにも書いてもよろしいわけでございますけれども、秘とかそういうものとまぎらわれないように、限定ということもあります。し、部外秘ということばもあります。そういうものはいま公式の書類ではありませんけれども、御本人なり関係者なりの心覚えのためにつけてあるというだけの話であります。

海上の輸送に対して、私は昨年の四月十二日のレアド国防長官発言を例にとつたのです。横須賀の母港化の問題、プラス、ベルシャ湾からインド洋を通ってマラッカ海峡に入ってくる長大な石油の輸送路、この海上の輸送、これに対して日本は軍事的寄与をすべきである、こう言っている。ただここで問題は、いまの千海里なんというところになると、日本の海上自衛隊はそういう分担をするところ、それは言いかえれば作戦行動範囲になるのですから、レアドさんの言つたとおりにアメリカの輸送船団等も含めて、日本の海上自衛隊はこれを防衛することになってしまふ。そうすると安保条約の五条、六条とからむ。事前協議という問題、これは五を除いて。つまり日本に關係のないところの紛争に限られている。それから千海里としまつたとすると、これは基本的な問題だがどうなんだと詰めた。あなたの答弁は、そういうことはかつていろいろとあつたが、何もきまつていない。いろいろなことを検討している、そういう段階なんだとあなたは答えた。全くあの答弁はそうなればベテンドです。私はみごとにあなたにだまされた。それでは事済みませんよ。はっきりお答えください。

○水野政府委員 一般論と申し上げましたが、取り消しまして、ただいまごらんになった知識で御質問していただけてついででございます。○橋崎委員 もう夜もおそいし、私も疲れておるから、ちよつと貸していただけませんか。それで質問しますから。その私も字句を——これは大事な点だから。なぜかという、あなたの方の答弁、さっきここで答弁しておることとちよつとも違ふぬことを説明したとあなたは言つた。中身に違ふ点があるんだ。だから問題にしているのです。だ

たにだまされた。それでは事済みませんよ。はっきりお答えください。○久保政府委員 これは、私の答弁の議事録をお読みいただければおわかりのとおりであります。中曾根長官当時周辺海域を千マイルにいたしました。そうしてこの前の委員会が私が御説明申し上げたのは、周辺海域は数百マイルと申し上げました。その数百マイルを、たとえば五百がいいか、七百がいいか、そういうことは具体的にきめられない、これも申しました。

○橋崎委員 あなたは、議事録を調べてもらえばわかるとおっしゃつたが、じゃ、いまから議事録を出してください。あなたは、中曾根構想は消えたと言つたのです。議事録を調べてください。○久保政府委員 私はこう申し上げておるわけですが、中曾根長官のころには、周辺海域というこゝろを千マイルといたしました。何べんも答弁いたしましたように、南鳥島、沖ノ鳥島、南西諸島、これを

たにだまされた。それでは事済みませんよ。はっきりお答えください。○久保政府委員 これは、私の答弁の議事録をお読みいただければおわかりのとおりであります。中曾根長官当時周辺海域を千マイルにいたしました。そうしてこの前の委員会が私が御説明申し上げたのは、周辺海域は数百マイルと申し上げました。その数百マイルを、たとえば五百がいいか、七百がいいか、そういうことは具体的にきめられない、これも申しました。

結ぶ千マイル、これを周辺海域と考えたわけでありま。それを四次防の案では、千マイルでは広過ぎるから数百マイルにいたしましょう。その数百マイルについては、確かに何百マイルであると具体的数字は申し上げておりません。また決定するのはおかしいと思うわけでありま。そこで、しかし航路帯については千マイルまで行く可能性がありま、ということでありま。この点は、終始私どものほうでは態度は変えてないつもりでありま。

○橋崎委員 議事録を中心にしてやりましよう、それじや。出してもらいま、あなたが言っているんだから。

○大出委員 もう一つ関連さしてくだい。

私はあなたの答弁を注意深く聞いていた。あなたはいろいろな意見がある、きまっていな、こう言っているのだけれども、私の質問の日にちはあなた御存じでしよう。これは六月でしよう。あなたは六月に、千マイルとすべきものとする。ここで明確にしているんでしよう。航路帯も何も言っちゃいな、私に答えたのは、まだきまっていな、いろいろな意見がある、数百マイルだ、こうあなたは言っている。議事録とおっしゃるのだから、私も自分で質問しているのだから、議事録をそこで突き合わせてくだい。これは重大な問題だ、合わせてさうなれば私は質問者じやございませけれども、私の質問にからんで言っている。明らかに違ふ中身。橋崎さんは見たけれども、私は見てない。出してくだい、これも。

○久保政府委員 千マイルを必ずやると言ったことではございませ。数百マイルから千マイルまでと、ないしというふうになっておりま。千マイルまでをわが方が担当するということをし申し上げておるわけではないわけでありまして、数百マイルから千マイルというものの範囲内である、ただか千マイルまでであるということでありま。そういう点については誤解のないようにこれは米側にも説明をしておりま。

○橋崎委員 これは私しか持たないのです。委員

会に配りなさいよ。私が言っているのが事実か、あなたが言っているのが事実か。あなたは中曾根構想は消えたと言ったんだ。いいですか。私がなぜこれを重要視するかという、この構想は増員の問題もからんでる。装備の問題もからんでるのです。

昭和四十四年四月二十一日、外務省と防衛庁は沖縄問題についての懇談について記者会見をやった。そのメモを防衛庁は資料として出しておる。その中にも「南西航路の確保などに必要な防衛力を整備する」と、南西航路ときちっと書いてある。

次、昭和四十五年四月二十八日、当時の事務次官の小幡さんが工業クラブにおける防衛懇話会総会で演説しておりま。いいですか、御披露しましうか。これは小幡事務次官の演説です。「本土周辺の地上防衛力を第一に考え、同時に、海上の交通保護についても、マラッカまでという

とつびなことは考えておりませけれども、南西航路あるいは南東航路とわれわれが申しま、アメリカ、豪州のほうの航路筋につきましても、ある限度は日本で守りたいというふうに考えておりま。航空自衛隊につきましても、先ほども申し

ましたように艦船とか地上を攻撃する力、それに對してのいろいろな関連設備、こういうものをふやしまして、万が一日本に直接侵略するようなことが起こりましても、海と空ではある程度は領域外でたたく、そしてそのあと残ったものが陸上に上がってくるというふうにしたい。このときも航路帯というのがはつきりと出ている、「した

い」と。それから四十六年五月三十一日、あなたも出ておる。経団連の防衛生産委員会の懇談会に、中曾根長官と一緒に出ておる。そのとき中曾根長官はどう言っておる。非常に重大なことを言っているのです。この周辺海域の防衛の問題について、まずあなたがどう言ったかからいしましうか。「一応われわれが考えております周辺海域とい

島というような範囲、本土から申しますと大体千マイル程度の海域になっております」とあなた言っておる。それから中曾根長官はそれに続いて何と言っておるかという、中曾根長官「大体いまの尖閣列島、沖ノ島、南鳥島、その範囲内において敵の潜水艦の跳梁を許さない、一応それが目標で、十年くらいで飛ぶ力を持つてゆく。しかしや

りある程度集中的に援護措置を講じたほうがいい」というので、航路帯を二、三本つくと、その航路帯に入つてくれば敵の跳梁は絶対に許さない、そういう構想です。それで、そのためには八千

トンのヘリ空母が要るわけだ。ヘリコプター六機搭載、四機実働という、そういう計算でありま。つまり千海里構想というのは八千トンのヘリ空母がなくてはだめだということを言っておる。つまり千海里というシーレーンを設けるというこ

とは、これはアメリカにあなた約束したんだ、二十九日に。そうするとこれは五次防だ。四次防には八千トンは出てこない。消されたでしょう、いわゆるDLHは。そして四千八百トンですか、三機のヘリコプター搭載のDLHになったでしょう。だからシーレーン千海里を約束するということは、五次防において中曾根さんが言っておるのだ。八千トンのヘリ空母、おそらくHSSヘリでしよう、これを六機載せる八千トンのDLHをつくらなくちゃだめだ。これは五次防に関連しておるんだ。そういう構想ですよ。私が言っておるのじやない。中曾根さんが言っておる。そうしてその構想がこへ来てそのまゝ生きておるじやないですか。どこへ中曾根構想が消えているのですか。だめですよ。だから、議事録を見ればわかりますと、あなた自分で言ったのだから、委員長に要求しま。出してくだい。これは社会党も共産党もだまされてる。

○久保政府委員 中曾根構想が消えていることは確かでありま。そしていま私が経団連の会議、それから中曾根長官が同じ会議で申されたことは、国会で再々、中曾根原案と申しますが、防衛庁原案のときに説明したことで、これは十分御承知のことだと思いま。その構想は消えておる。つまり周辺海域そのものが千マイルである、沖ノ島、南鳥島、南西諸島を結ぶ、そのいわゆる周辺海域を千マイルとするという考え方は、これも御承知だと思いま。それで、いわゆる周辺海域に変えたわけでありま。で、いわゆる周辺海域というものは数百マイルにいたしましう、これも御承知のはずでありま。ただし、航路帯については格別の長さというものはきめられておらない。そこで、私どもは大体千マイルということ、事務当局としては千マイルの以内で考える。それをこえるわけにはいかない。たとえばサイパンま

でが千三百マイルでありま、往々にしてそういう構想も内部では出てまいりま。そういうよう

なところまでは延ばされな。長くても千マイルである。したがって、中曾根構想といいま、当時の防衛庁原案のときにおけるいわゆる周辺海域の構想、つまり千マイルというものは消えているわけだ。

そこで、その数百ないし千マイルと書いてありますのはどういう意味かといいま、周辺海域は数百マイルである。そこで切れるわけだ。そして航路帯。さっき南西航路、南東航路と言われましたが、航路帯を設定するときには数百マイルよりも延ばすことがある、しかしそれを延ばしても千マイルである、そういう意味でありま。この点は従来と変わらないわけ、当時の中曾根構想が否定されてる、そしていま私が申し上げたような構想というものが西村前長官のころから生きてるということ、これは御承知のはずだと私は思いま。

○橋崎委員 あなたがいま言ったようなことがこれに書いてあるかどうか、皆さん知らないんだ。出しなさいよ、これをみんなに。

○久保政府委員 だから、それはあくまでも次官が説明するときのメモだと申しました。メモというものは、そのまま読み上げて全部わかるというものでなくてよろしいわけだ。メモというのは

口で補充するわけでありまして、そのことは十分に口で説明してあります。それで私はメモというものを申しあげてあります。

○橋崎委員 だからこの文書を出さないといふことは「はかるべきもの」と考えている」と書いてある。べきものとする、アメリカにこういふふうにするべきものであると日本が考えておられます。アメリカにそうしますと約束することです。われわれの常識でいけば、何を言っておるのですか。これを出さないといふだけです。

委員長、これは今後の五次防にも関係することです。それを約束しているんだ、あなた。だから議事録を出さない、ここへ。それで勝負しましょう。あなたは中曾根のあれは消えたと言ったのだから。千海里は消えたと言った。議事録あります。見てごらんない。もしなかったら私あやまります。だめです。もう二枚舌を使つたら。だから、アメリカに言うときとわれわれに説明するときとは違ふと言った。だから、これをあなた方は出すのを渋つたんだ。だめです。

○久保政府委員 これは繰り返すにすぎませんけれども、何べんも申しますように、周辺海域というのは数百マイルである。これは口がすっぱくなるほど国会では答弁しております。航路帯については数百マイルでは及ばない。南西航路、それから南東航路についても少し延びる。この前、中曾根委員にも私は申し上げたので、御記憶だろと思ひますけれども、千マイルというところで部内でもいろいろ検討されているというように申し上げたはずであります。したがって、千マイルの範囲内である、南東航路をつくるにしても千マイルの範囲内である、そういうことをメモに基づいて説明したということで御了承いただきたいと思ひます。

○橋崎委員 何べん言つてもだめですよ。まずこの文書を当委員会に出さない。それから次にあの議事録を出さない。あなたが言い出したんだから、議事録を読めばわかりましょ。いつも

あなたは一言多いんだ。だからあなたが言ったとおりにしますよ。

○大出委員 議事録を兼ねるけれども、私も質問者であり中路委員も質問者で、同じようにこの問題を聞いていくわけですから、角度は違ふけれども、ねらいも違ふけれども、久保防衛局長はそこで答えた。それと、いま出てきたこの中身というものと違ふんだ、これは、航路帯なんかどこにも書いてない。しかも、先ほど関連して質問したことに対して防衛局長の答弁は、議事録を見てくれと言ふ。そうおっしゃつて。私も質問者なんだからね、そう言われたんじや。答弁をもらったほうなんだ。これと違ふんだ。それを議事録を見つけてくれと聞き直されて黙つていくわけにいかない。当然出してください。

それから、メモだメモだと言つても、これに基づいて米側にものを言つたことは間違いない。しかもこれは文書になつていく。そうだとすると、私が質問したより以前のものだ、これは、はつきりこうなつていて、アメリカ側に数百マイルないし千マイル程度とすべきものである、そう言った。アメリカにはそう言つておいて、私どもも質問に違つたことを言われては迷惑だ。航路帯も何も書いてない。だとすると、これも明確に、質問者に、私どもにこれは下さいよ。違つたことを答へられて、ばくらはころりだまされた。久保さん、あなたは参議院で、ファントムの給油装置だつて明確なうそを言つたんです。あなたはよく御存じのとおり。さすがに上田君だつて、そこから先踏み込みもうとしない。彼だつて考えている、そのところは、(罪)一等を減じているんだ、あのときは(呼ぶ者あり)そんなに非紳士的じゃありませんよ。私だつてそう。だがしかし、自分で質問をしてやりとりをしたことが、アメリカ側に以前に言つていくことと違ふんじや黙つていくわけにいかない。これだけは明確にしてください。

○久保政府委員 私は、この問題についてはずっと国会で御答弁申し上げておりますし、この問

題について十分問題の重要性も知っております。問題点の所在も知っております。したがって、間違えて米側に真意を伝えるわけはございません。したがって、いま先生がお読みのもものは、これは次官が説明されるときのメモでありますので、そのメモに従つて私は説明しております。そういう問題点があること、そしてまた問題を誤解されては困ること、そういうことは十分に説明してあります。

○大出委員 「議事録を出してください」と呼ぶ。○橋崎委員 二つです。この説明資料と、それから議事録をここではつきりしてらつて、そして論議を進めましょ。

私、ちよつと落としておつた点があります。公明党の鈴切委員のときにも、中曾根構想は消えた、もう言つてくれるなどあなたは言つていらつじや。それから、これは野党、民社党は言つていらつじや。だまされていく。だからこれは重大なところですから、議事録を出してもらお。

○久保政府委員 中曾根構想、いわゆる周辺海域千マイルという構想は明らかに消えております。これは全く否定できないところでありまして、そこで周辺海域が千マイルであるなどということ、米側に言うはずはございません。わざわざそこに数百マイルないし千マイルと書いてあるその意味合いというものは、周辺海域というものは数百マイルである。周辺海域といふことはその意味合いという数字にしろと言われても、これは困ります。ということと再三申し上げておるわけでございます。ですから、千マイルといふのを……(橋崎委員「航路帯と書いてないじゃないか」と呼ぶ)ですから、それは格別の公文書でも何でもございませぬ。あくまでも次官が……(橋崎委員「責任のがれはだめですよ、あなた」と呼ぶ)手元に置きながら説明をする材料でありますから、その材料というものは自分のメモがわりなものであります。したがって、いま言われたような、かたい、リジッドなものとして扱われると、私どもとして

はたいへん困るわけでありまして。

○橋崎委員 みんなやつぱりこの文書は興味があるのだ。みんな見ているのですよ。自民党の皆さんが見ている。出さない。だめですよ、あなた。だめですよ、そんな。

○大出委員 これは久保さん、あなたはそう言うけれども、私は最初に見た。遠慮していただがね。外務省に悪いから遠慮したんだよ。これは黙つていられないですよ。読みますよ、いいですか。「日本の周辺海域(数百海里ないし千海里程度)」を——いいですか、これは重要な問題。「海上自衛隊艦艇の主たる行動範囲として、この海域における海上交通の保護をはかるべきもの」と考へている。海上自衛隊、日本の自衛隊が考へている。それをアメリカ側に明らかにしたじやないですか。何がきまつていないのですか。明確じやないですか。何が航路帯ですか。何が周辺海域ですか。日本の周辺海域とここは明確になつていくじやないですか。「日本の周辺海域(数百海里ないし千海里程度)」を」と、あなた明確にしている。なお、「海上自衛隊艦艇の主たる行動範囲として、この海域における海上交通の保護をはかるべきもの」と考へている。この海上交通の保護をはかることなれば、そうあなた方は考へているということと明確にすれば、日本の輸送船だろと、アメリカの輸送船だろと、この範囲に関しては間違ひなく周辺海域という定義なんだから、周辺海域、主たるあなた方の行動範囲として保護するといふのだから、あなた方は明確に。冗談じやありませんよ、こんな中身を明確にしておいて。これは重大な問題だ。安保条約五条、六条とからむ。

○久保政府委員 もし周辺海域を中曾根構想当時と同じように千マイルと考へているならば、数百

マイルないし千マイルと書く必要はないわけであります。わざわざ数百マイルないし千マイルと書いたゆえんのは、これはあくまでもメモでありますから、御本人さえわかればよろしいわけで、数百マイルないし千マイルと書いたのは、数百マイルというのとは周知海域、これは確立している。しかし南西航路、南東航路をつくりまして、それを千マイルをこえて防衛するというような構想には成り立たない。これはなぜそういうようなことを書いたかと申しますと、よくいわれますように、インド洋にまで出かけていくこと、あるいはマラッカ海峡の問題が出たりする、マラッカ防衛論というものが出たりする、そういうような構想はわが国としては成り立たないのです。南西航路、南東航路をつくっても、千マイルをこえるものではないと申すというネガティブな意味で意見を申し上げているわけです。その点はひとつ評価していただきたいと思います。

○橋崎委員 あなたは、いいですか、きょうもあなたは間違っているんだ。私はこの南西航路と南東航路をかつて質問したでしょう。覚えていてほしい。覚えていませぬか。いいですか、私はこれをやっただ。昭和四十六年十一月三十日、沖縄国会のときです。このとき私はキロで言った。そして千六百キロと言った。あなたはわざわざ訂正した。海里のほうですから、千八百キロですと言った。あなたはきょうマイル、マイルと言った。あなたはマイルと言っているが、海里になつてい

るじゃないですか。だからもうやめますよ、こういうことは。出しなさいよ。はっきりみんなこれを見ている。私が借りたものを。だからこれを出して、それから議事録を出して、あなたのいままでの答弁が間違っておらぬのだったら、自信があつたら議事録出しなさい。あなた、自分で言ったんでしょ。だめですよ。

○久保政府委員 何べんも申しますけれども、中曾根構想というものは私どもは否定をいたしております。これは私どもが否定したのではなくて、当時の西村長官の指示でそういうふうに変えたの

であります。したがって、周辺海域というのは、あくまでもそこに書いてありますように数百マイルである。そこで、航路帯を設ける場合には千マイルをこえるものではないという意味で、制限の意味で千マイルという数字を書いてありますが、その文書全体は、一般的に日本の防衛力整備についての米側の要望がいろいろございまして、いろいろな制約があるのだ、余分のことを望んでもできないのだ、わがほうとしてはこの範囲内のことしかできないのだということを強調しようとした文書でありまして、むしろ、ここまではできるということではなくて、ここまで以上はできないのだということに意味のある文書であります。

○橋崎委員 何べん言っても同じです。あなたはいままでの答弁が違ふのだ。私が言っているのが違つておるか、あなたの言っているのがほんとうか、議事録が出てくればわかるのです。久保局長が言っている。「議事録はまだできていないです」と呼ぶ者あり。いや、速記録へ行けばありますよ。速記録を見ればありますよ。速記録を取り寄せればありますよ。あなたが言っているんだから、あなたのほうから言い出したんだ。マイルは一・六キロです。海里は一・八キロですよ。非常にあいまいなんだ。

○三原委員長 暫時休憩いたします。

直ちに理事会を開きます。

午後八時三十分休憩

午後九時三十分再開

○三原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。大出俊君。

○大出委員 先ほど私が遠慮いたしておりましたが、理事会に出ました日米間のいろいろ話し合いをされた基礎になった文書、この中身を読みまし

たが、これはまずこうなっております。「日本の周辺海域（数百海里ないし千海里程度）を海上自衛隊艦艇の主たる行動範囲として、この海域における海上交通の保護をはかるべきものと考へてゐる」。これは日本側が出した文書でございますから、その意味では、日本側が考へてゐる、こういうことになる。念のためにもう一べん読んでおきますが、「日本の周辺海域（数百海里ないし千海里程度）を海上自衛隊艦艇の主たる行動範囲として、この海域における海上交通の保護をはかるべきものと考へてゐる」。日本側が考へてゐる、こういうこと

であります。こういうことになりましたと、この委員会における質疑、それに対する答弁、特に久保防衛局長の答弁がたいへん食い違いがございまして、それを先ほど関連で私、質問をいたしました。つまりその要旨は、中曾根前防衛庁長官は千海里、こういうふうな言ひをされている。その後、江崎防衛庁長官の時代には六百海里と言ひをされている。日本の周辺海域千海里、六百海里、こういう前二長官の言ひが出て

いる。このことなども取り上げて、さらに表三百海里、裏三百海里という日本の周辺海域に対する防衛範囲が云々されている。これは安保条約の五条、六条にからむたいへん基本的な問題である。というのは、昨年の四月の十二日にアメリカの

レアード国防長官が下院の歳出委員会におきまして、沖縄の母港化の問題を日本側に申し入れてある、あわせてペルシヤ湾からインド洋、マラッカ海峡を経て日本に入ってくる長大な海上輸送路、これに対して日本側は軍事的寄与をすべきであらう、こういう言ひ方をしているということまであげまして、ということになると、これは安保条約

五条、六条のからみが出てくる。五条は、日本の領域における日米両方のどつちかが攻撃をされれば自動的に戦闘作戦行動が始まる。そこで、六条の岸・ハーター交換公文というものを踏まえまして事前協議という問題がございしますが、この中からは安保五条を除くということが明確になつてい

る。その意味は、日本に全く関係のないところにおける紛争、これに日本が巻き込まれてはたいへんだということ、その歯どめとして事前協議という項目がある。だから海上千海里などという――つまり周辺防衛の際、防衛の範囲がきまる、それが作戦行動の範囲なんだから、そうなる、専守防衛の日本の憲法とまで関連してくるという趣旨で、事、基本的な問題だという趣旨のやりとりが長くあります。このときに久保防衛局長の答弁は、私は海里で聞いているのですが、終始マイルでお答えになつてゐる。海里とマイルと一体どう違うかという問題もございまして。この中で千マイルというふうなことがある。だが、そうではなくて、防衛庁としては数百マイルなんだ、それがわれわれの防衛の範囲なんだということを答えた。中曾根、江崎発言というものも否定をされた、こういうふうな言ひをいたしました。久保防衛局長は、そうではない、航路帯としては千マイル、こういうふうな言ひをされているはずだと言ひ方をしておりました。

そこで、議事録を調べてみましたが、論点が三つあります。まず、この議事録のほうで、さつきやりとりをいたしましたように、久保さんの答弁が正しいのか、私どもが聞いていることが正しいのか。橋崎さんの言ひを、中曾根発言も否定したという、もし間違つていたら私があやまりますとまで質問者の橋崎氏は言ひをされているわけですが、ここを調べてみました。質問者は三人ございまして、私と中崎さんと鈴切さん、私のほうから申し上げます。

たいへん長い言い回し、やりとりでありますから、残念だけれども一部分だけいたしました。「新聞に出たこともございまして」、こういうふうな前のほうに言ひしておりますが、それは日本海に面する側百海里。皆さんマイルと言ひののだが、私は海里と言ひつた。百海里、表太平洋側、これは三百海里、これは私が取り上げた新聞に出ていたという件です。ここから続いているわけでありまして、これは久保さんの答弁であります。「一千マイルなら一

千マイルは日本の担当区域である、そのほかは、どこかの国、あるいはアメリカがやりますというようなものも案外なものでありまして」というので、それを否定をされて、長くなりますから要点を申ししますが、これが大意でございます。「やはりわれわれが従来から言っておりますように、久保さんの答弁です。『われわれが』、つまり防衛庁で

うに、ややあいまいではありますけれども、数百マイルの範囲内においては、日本の防衛ということとで対潜作戦を行なうということで事足りるのであるであつて、それ以外に、それを越えて、この分は日本が絶対に守る、米側は何ら関与しなくてよろしい」といふうなことはないのだといふうな答へが從え。もう一ぺん言いますが、「やはりわれわれが從來から言つておりますように、ややあいまいではありますけれども、数百マイルの範囲内においては、日本の防衛ということとで対潜作戦を行なうということで事足りるのであるであつて、こ

私はまた最後のほうで、念のためにもう一ぺん問題提起をいたしておきました。先ほどのレードの問題等、全部この中に入っております。そうして、中曾根さんの問題等もここですつと述べてまいりまして、安保とからむ云々と、いま言いましたが、そういうことを述べてまいりまして、「た」といえば中曾根氏の答弁の中には、ここにございませうけれども、本土を中心に千海里、こういう範囲ですね。江崎さんの段になりましてから、江崎さんは、沖繩を含む日本列島の周辺六百海里」、これは議事録によって明らかになっている。こういうふうになお念を押して聞いております。さらにここで、「ここにある新聞には、日本を表、裏に分けまして、表日本が約三百海里、裏日本が百海里」、ここでこの議事録は切れておりますが、これをつまり訓練の対象海域として、これらとからんで、もう一ぺん念のために答弁を求めるといふこととなりますが、これに対する答弁が全く同じでございしますから、ここまでにいたしました方が、さつき申

し上げましたように繰り返しております。「われわれが従来から言っておりますように、ややあいまいではありますけれども、数百マイル」、こういうことでございます。繰り返して防衛局長は答えております。つまり中曾根、江崎答弁を否定をされて、あくまでも数百マイルである、こういうふう

中路さんのほうの質問、鈴切さんのほうの質問の議事録は間に合いません。中路さんのほうは中路さんから申し上げますけれども、さつき私がここで言い、橋崎さんが言いましたように、航路帯の千マイルということに触れていますが、航路帯について千マイルというものがある、あるけれどもそれは適当でないと言いつけておるわけです。航路帯、これも数百マイルです。それに五百マイルか七百マイルかというようなことの質問があるかもしれないけれども、そういうことはまだきめてない、こういうふうにあなたは答えておる。正確にはあと同議員からだすと思います。

そうだとすれば、さっき私が防衛局長とやりとりしたという点は、局長のほうが正しくない。議事録の結果として私どもが指摘したとおりである。また橋崎氏が間違っているといればあやまると言った中曾根発言の否定、これも間違いだ。そのとおりになっておる。そうしますと、事、重大でございまして、冒頭に私が読み上げました「日本の周辺海域（数百海里ないし千海里程度）を海上自衛隊艦艇の主たる行動範囲として、この海域における海上交通の保護をはかるべきものと考えている」、日本側で考えているということ、それはその私的なやりとりではありますけれども、大河原さんのほうから先ほど橋崎氏が聞かれておりましたのは、日米会談の中で日本側が資料として出したものである、その意味でここでお出しするわけにまいらないのだ、こういうお話でございました。しかも、そのものは赤ワクの取り扱い注意がありまして、メモという表現は一切ございません。そうなりますと、単なるこれは舌足らずでは済みません。資料として持っていておる。御丁寧に

それを説明したとすればなおのこと。

したがって、まずいですが、私どもに答えたことが——久保さん、別なことを言ったと言いますが、議事録の結果はつきりしておる。まず、私どもが言っていたことが立証されたわけでありますが、その点をまずお認めになるのかどうか。お認めになるとすれば、向こう側に出した資料の一つと言っている、このあなた方がメモと称するもの。私はメモだと思っておりません。文章で明確に書いてありますが、資料の一つだというふうに認定をいたしますが、その中身との食い違いはいずれが正しいのか。もし向こうさまに出したものが正しいというならば、私どもは全部ベテンにかかったことになりす。そうなると、一体だれが責任を負っていただけののか。ころころだまされて済む筋合いじゃない。事、内閣委員会という公の場でありす。

それからまた、ここでやりとりをした議事録にあることが正しいということをお認めになるなら、それが防衛庁の考えだというならば、何でアメリカ側に、私どもが質問する以前に文書にして資料の一つとして渡したのか。事たいへん重大な問題でございます。外務省、防衛庁のこれに対する責任はどうされるのか。そういうことをしておいて、今度は二重に私どもに違うことを言つたといふれば、さらにその間の責任はどうするのかという問題が出てくる。

最後に、海里と質問すればマイルと答える。そこで、この衆議院手帖の一番最後のほうに、これは公明党の鈴切さんの御指摘をいただきましたが、私も長年持っておりましたが初めて見たわけですが、ここには海里というのがございます。第一段目のところに海里、カッコいたしまして溼と書いてあります。米側に出したと称する文書の中にには溼と書いてありますから、これは海里に間違いない、衆議院手帖が間違つてなければ、皆さんお持ちなんですから。海里、カッコして溼。米側に出した文書は溼と書いてあるのですから、衆議院手帖のいう海里に間違いない。海里と質問し

たらマイルと答える。また海里と質問したらマイルと答える。さつきも海里と質問したら、またマイルと答える。これは一体どうなっているのか。

よれば、海里は千八百五十二メートル、約十七町。ところで中身でございますが、この衆議院手帖に、度量衡表という一番ラストの表です。十七町。ところが、防衛局長答えているマイルならば、下のほうの「長さ」というところにマイルがございますが、マイルは十四町四十五間と書いてある。海里なら十七町、マイルなら十四町四十五間、だいぶこれ違います。二町何間か違います、一単位について。これが千ですから、これはいへんな違いになります。

まあ久保さんは陸の上のことしかおやりになつてこなかつた経験がおありになると見えまして、海のこととは御存じないのではないかと思うのですが、海里と聞いたらマイルと答えが続いているんですから、これも将来のために、久保さん防衛局長を長くおやりになるんだとすると、年じゅう、海里と聞いたらマイルと答えたら、これはおさまらぬですから、そのところは、衆議院手帖に基づきまして明確に御訂正をいただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、その間の責任と、どういうふうになさろうとするのか、明らかにしていただきたいわけであります。防衛庁並びに外務省。

○三原委員長 中路君。
○中路委員 私も、質問と要請の件は同じですが、私の答弁の要点のところだけ、もう一度はつきり読みます。

先ほど議事録を見てもらえばというお話でしたから読みますが、久保局長のこの問題の答弁から読みますと、「中曾根防衛庁長官の当時、すなわち四次防の防衛庁原案当時の国会に対する説明といたしましては、その周辺海域、少なくとも日本が防衛の範囲として考えるべき分野を、東は南鳥島、南は沖ノ鳥島、そして南西諸島というふうに線を引きました。つまり一番東、南、それから東

南、西南の海域におけるわが領土の最先端を結んだ線、これは距離的に申せばほぼ「千マイル」、これもマイルです。「千マイルくらいになりますけれども、そういう御説明を国会でもしてきただけであります、その後の長官の指示によりまして、ここで言っているのです。「その後の長官の指示によりまして、それは少し広過ぎるのではないかと」といふことで、しかも四次防というものは三次防並みというところになりましたので、三次防當時における発想をそのまま踏襲をいたしまして数百マイルということにいたしております。もう一度読みますけれども、「数百マイル」ということにはたしております」と答えているのです。さっきの文書と全然違う。「その数百マイル」というのは、それは、五百マイルなのか、七百マイルなのかという具体的な数字を明示せよという問題もあるかもしれないけれども、これはやはりそのときの情勢によって、もっと縮まる場合もあれば、若干広まる場合もありましようと思ひますので、この数百マイルという数字を確定することは適當ではなからう、やはりそのときの作戦様相によるものであらうというふうに思っております」といふふうに答えているのです。

もう一つ、航路帯についてもはつきり答えられています。私の質問ですが、「普通の船の航路について、航路帯の防衛といひますか、パトロールですね。こういった点については最大限の地点まで大防衛されるのですか」という質問で、久保局長の答えですが、「航路帯の構想もございまして、四次防原案といひますか、あるいはもつと昔から検討されていましてあります、サイパンまでで千三百マイルありますけれども、そこまでは行けない。大防衛航路帯をもし設定する場合に考えるとすれば、千マイルぐらいが適當かなという感じは持っております。ただそれも、周辺海域と同じように数百マイルに縮めてしまったほうがいいのかどうか、そういう問題があるかと思ひます。防衛庁内部でもときどき見解がその点については変わりますので、いまのところ、やや不明瞭な検

討課題として残っておるようになっています。こういうふうに答えているのです。航路帯も「数百マイル」に縮めてしまったほうがいいのかどうか、そういう問題について、まだ「検討課題として残っておるようになっています」、こういうふうに答弁しているのです。航路帯についてもこの点は明確なんです。

あとちょっと補足しますと、そのあと私が、「この問題でも具体的な御答弁はないのですけれども、沖縄が先ほど言いましたように当然新しい足場になつてきますから、演習の問題、海域の問題、ただでなく、こういった防衛海域についても、さらに日米の間で広く区域を設定するという問題になつてくれば、これがいま横崎委員が質問されておる問題ですね、資料等、これは当然、領海内における行動を、法の上からいへば本旨とすべき自衛隊法の三条に定める「自衛隊の任務」からさへ大きく逸脱してくるというふうに考へるわけですが、この防衛海域の問題は、自衛隊との共同防衛の区域——アメリカとの区域です。この点について「日本の領海内に限定したこの憲法との関係」、こういった問題についてもあと質問してありますが、ここで、先ほど出された資料ですが、メモですが、文書によりまして、マイルと海里と違ひますが、先ほど大出委員も読みましたように、「日本の周辺海域（数百海里ないし千海里程度）を海上自衛隊艦艇の主たる行動範囲として、この海域における海上交通の保護をはかるべきもの」と考へている」ということでアメリカに出されてい

るわけですが、資料として、この点は明白に違ひわけです。

この点について、大出委員も言っていますけれども、久保局長のこの答弁が正しいとすれば、そういう見解だとすれば、アメリカに出された資料をどうされるのか。また、アメリカのほうに出された資料の見解を防衛庁はとっておられるということになれば、国会の答弁はうそだということになるわけですが、この点について、私もきょう明確な決着をつけていただきたいと思ひます。

○久保政府委員 たいへんいろいろ御迷惑をおかけいたしました申しわけありませんでした。ところで、ただいまお読みいただきましたような趣旨が私の答弁の趣旨であるべきであります。したがって、周辺海域というときにはあくまでも数百マイルの範囲である。それから航路帯の場合には、これは長くて千マイルということでありまして、これは長くて千マイル以内において検討していかなければいけない、今後の問題であらうということでありまして。

そこで、ちよつとこの文書の背景を一言だけ御説明させていただきますと思うのですけれども、米側では、政府内部でもいろいろの誤解がありまして、たとえば、日本の憲法が改正できるのではないかと、あるいはインド洋にまで日本の艦艇が出て海上交通の保護の任に当たるべきではないかといったようなものが出ております。あるいはまた、これは明確ではありませんけれども、日本の防衛努力を期待するという声も強かろうと思ひます。

そこで、そういったような面について私どものほうで、国内の事情、政治事情あるいは国民の感情というものはそれを許さないものである、こういう点で、それはネガティブなものであるということとで、先ほど御説明しましたように、憲法問題、あるいは国民感情の問題、あるいは財政、人の問題その他を取り上げたわけで、その一環としていまの問題が出てきたわけでありまして、すなわち、マラッカ海峡あるいはインド洋、あるいは他の国と連合してその太平洋の交通の安全を確保するというような発想はあり得ないのだ。したがって、周辺海域というときには数百マイルであります。マイルはあとで申しますが、航路帯を設けても、それがマラッカなどにくいのではなくて、千マイルをこえてまでというふうなことは考へられないという趣旨で説明をしておたわけでありまして、しかし、厳密に申せば、いまの文書が米側に移っている場合に、私としては説明したつもりでありますけれども、誤解を与えるおそれがありま

すので、外務省にも話しまして、国会で答弁されているような趣旨で、念のためにあらためてこういう趣旨であることを申し上げておきたい、向こう方に伝えておきたいというふうに思ひます。

なお、マイルの問題であります。これも無用な御議論を招きまして申しわけありませんでしたけれども、航空関係とか、それから海の関係でマイルといひます場合は、通常ノースカルマイルのことを申します。これは、実は常識的になつておるものですから、一々海里と申さなかつたわけでありまして、という意味は、経度で申して一度が九十海里ですね。九十ノースカルマイルになるわけでありまして、したがって、地球を広い範囲にわたつて長さをいふ場合には、マイルという場合には海里のことであるということ、この点は、もつとわかりやすいことばを使えばよかったかもしれませんが、御了解を得たいと思ひます。

○大出委員 これは皆さんは簡単にそう言われまされども、先ほどあれだけの議論をしななければ、私どもにはこれは確認のすべがない。そういう運営を皆さんがおやりになつていられる。したがって、口頭でいまここでそういうふうにおつしやいましたが、しからば正しい理解を求めたためにどうされたかということについての確認ができな

すが、明確にこういうことに訂正をして、こういう認識を得たという確認をしたい。まず、この点いかがでございますか。

○大河原(良)政府委員 先般の会議で、周辺海域ということばについての、本来正しかるべき理解はこういうものであるべきであるということについて、明日でもさっそく米側に對しまして措置いたします。

○大出委員 そのことが私どもに確認のできる方法をおとりいただきたい。

○大河原(良)政府委員 措置の上で御報告いたします。

○大出委員 確認のできる方法をとるとおっしゃるのですな。

○大河原(良)政府委員 御報告をいたします。

○大出委員 口の方でこういうことをいたしましたというのを言われても、それで了解できる筋合いでないの、確認のできる方法をおとりいただく、こうでなければ困る。委員長からでもけっこうだが、いかがですか。

○大河原(良)政府委員 御要望の点をよく踏まえて措置をいたします。

○橋崎委員 あなた方、国会における答弁の重みをもう少し考えてもらいたいです。いまから一時間半くらい前のことでしょうか。何と言いました。国会で説明していることとこの文書の内容は全然違わない、国会に答弁しておることを内容にしておると、あなた方はいまさっき言ったじゃないですか。そして今度はアメリカに対して訂正するというのですか、これを。訂正するだけで済む問題ではない。何のためにいままで時間をかけているのだ。私は理事会の申し合わせを守りますよ。そうして……(発言する者あり)黙って聞きなさいよ、おそくなっているのだから。それで理事会の申し合わせ、私、守ります。常識的な線で質問しろと言われた、常識的な時間で。常識的な時間とは、いままでのあれを総合してみると、大体三時間か三時間半でしょう。それは守るかわりに、審議の時間も常識的な時間というものを守りなさい

よ。夜の十時なんてこれが常識的な時間ですか、世の中、週休二日制もいっておるような時代に。十時を過ぎてまだ審議をしなければならぬ。私は、ほんとうですよ、朝からずっと詰めてやっている。あの中路さんの質問のときも、私はずっと聞いておつてメモしておつたから、私たち自信があつた。ほんとうに緊張して聞いているのです。

人間の能力というのは大体八時間でしょう、拘束時間というのは。八時間過ぎれば、世の中は時間外手当をもらうのです。普通じゃない、常識じゃないですよ。

だから、委員長をお願いします。もう大体どっちも疲れておるでしょう。これ以上やるとあなた方またミスをやりますよ。だから、きょうはこのくらいで一応休憩にしてください、日を改めていただきたい。

○三原委員長 次回は、来たる六月二十一日木曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後十時八分散会

昭和四十八年七月四日印刷

昭和四十八年七月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局